

第3次佐賀市環境基本計画  
素案  
(作業中)

令和6年11月



はじめに

市長メッセージ

# 目次

<b>第1章</b>	<b>新たな計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨 .....	2
2	計画策定に関わる社会情勢の変化 .....	3
3	環境基本計画とは .....	5
<b>第2章</b>	<b>佐賀市の概況と環境の現状</b> .....	<b>7</b>
1	佐賀市の環境の状況と課題 .....	8
2	第2次環境基本計画の評価 .....	19
3	市民・事業者の環境に関する意識と行動 .....	21
<b>第3章</b>	<b>佐賀市がめざす将来の環境の姿</b> .....	<b>27</b>
1	環境将来像 .....	28
2	地域ごとの将来の姿 .....	29
3	2034年の佐賀市のイメージ .....	30
<b>第4章</b>	<b>環境将来像の実現のための取組</b> .....	<b>33</b>
1	環境施策の体系 .....	34
2	環境施策の展開 .....	36
	基本目標1 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち .....	36
	基本目標2 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち .....	43
	基本目標3 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち .....	49
	基本目標4 安全で快適な生活環境のまち .....	57
3	環境将来像の実現に向けた市民・事業者の取組 .....	62
<b>第5章</b>	<b>計画の実効性を高める横断的推進</b> .....	<b>64</b>
1	市民・企業等との協働体制 .....	65
2	人材育成・行動変容の促進 .....	66
3	推進体制と進行管理 .....	68
<b>資料編</b>	.....	<b>72</b>
1.	成果指標の具体的な数値目標一覧 .....	73
2.	佐賀市環境基本条例 .....	74
3.	佐賀市環境審議会規則 .....	77
4.	佐賀市環境審議会委員名簿 .....	78
5.	計画策定の経緯 .....	79
6.	これまでの環境施策の取組状況調査の結果 .....	81
7.	アンケート調査結果 .....	93
8.	関連用語集 .....	105

## 第1章 新たな計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、2008年(平成20年)3月に望ましい環境像として“守り、育み、未来につなぐトンボ飛び交うまちさが”を掲げ、「佐賀市環境基本計画」を策定しました。2010年(平成22年)2月には、本市の豊かな自然環境を未来のこどもたちに引き継いでいくために、市民や事業者、行政等が互いに連携・協力しながら、市全体で環境のまちづくりを進めていく「環境都市」を宣言しました。その後、2015年(平成27年)10月には「第2次佐賀市環境基本計画」を策定し、市民、事業者とともに良好な環境づくりに努めてきました。2020年(令和2年)10月には、「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年(令和32年)までに二酸化炭素\*の排出量実質ゼロを実現することを宣言しました。

その一方で、近年では地球温暖化\*が原因と考えられる気候変動の深刻化や外来生物\*の侵入等による生物多様性\*の危機、プラスチックごみによる海洋生態系への被害など、環境問題が深刻化・多様化しています。国の「第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)」では、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に直面しており、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあると指摘しています。

本市においても、気候変動をはじめとする環境の変化により、有明海の養殖ノリの生産量が大幅に減少しています。また、市内をめぐる農業用水路(クリーク)には特定外来生物\*「ナガエツルノゲイトウ」等が増殖し、在来生物や水辺環境に悪影響を及ぼしており、このままでは、本市を特徴づける環境が消失する恐れがあります。

今回、佐賀市環境基本計画の計画期間経過に伴い、深刻化・多様化する環境問題へ対応するため、新たにSDGsや脱炭素の視点を取り入れた「第3次佐賀市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、社会情勢の変化に対応した環境保全等の施策を総合的かつ計画的に進めることにより、「第3次佐賀市総合計画」に示されている将来像“佐賀らしさでみんなが上を向くまち”の実現をめざします。

### ■ 近年の本市における環境の問題



水路に広がるナガエツルノゲイトウ



佐賀駅前の浸水状況  
令和元年8月豪雨

## 2 計画策定に関わる社会情勢の変化

### 1. 脱炭素社会に向けた状況

2015年(平成27年)12月に採択された「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス\*排出を実質ゼロ(人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること)にすること」などを決定し、カーボンニュートラル\*の実現を目標に掲げました。これを受けて、日本政府は、2020年(令和2年)10月に、2050年までにカーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。

2024年(令和6年)5月に国で閣議決定された「第六次環境基本計画」では、人類の活動が地球の限界(環境収容力)を超えつつある危機的状況に直面しており、2030年ごろまでの選択が数千年先まで影響を及ぼす「勝負の10年」になるとして、経済社会システムの大きな変革が必要だとしています。

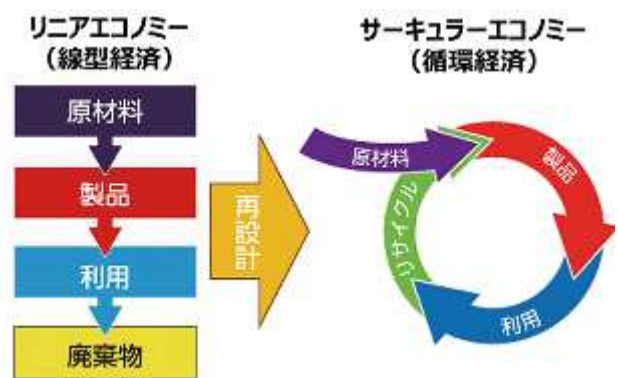
このような現状を踏まえ、「第六次環境基本計画」では『循環共生型社会』の構築を通じて国民一人ひとりの『ウェルビーイング/高い生活の質』を実現させ、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」をめざしています。

そのためには、自然資本(環境)の維持・回復・充実や、市場の「環境価値」を活用した高付加価値化の制度づくりなど、「勝負の2030年」に向けて、脱炭素社会の構築に向けた取組が求められています。

### 2. 循環経済(サーキュラーエコノミー)

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の破壊など様々な環境問題に密接に関係しています。こうした中、一方通行型の経済社会活動(直線型経済・リニアエコノミー)から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への転換をめざす取組が進められています。

「循環経済」とは、従来の3R(リデュース\*・リユース\*・リサイクル\*)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。



資料：環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」サーキュラーエコノミー

### 3. 海洋プラスチック・マイクロプラスチック\*問題

プラスチックは加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されています。一方で、廃棄量も増えており、使い捨てプラスチックやプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に重要な問題となっています。

2019年(令和元年)6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、2022年(令和4年)4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable\*)が進められています。

本市では、「佐賀市循環型社会形成推進地域計画」において、市民の利便性や費用対効果、中間処理方法等を考慮し、2028年度(令和10年度)までにプラスチック製品の再商品化を実施することとしています。



資料：UN World Oceans Day  
海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ

### 4. 生物多様性の保全と外来生物等への対策

2022年(令和4年)12月に、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030年(令和12年)までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ(自然再興)\*」や「30by30\*\*」が掲げられました。これを受け、国は、2023年(令和5年)3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。この戦略は、2030年のネイチャーポジティブの実現をめざし、個別目標として30by30目標を設定しています。

30by30目標の達成に向けては、国立公園などの保護地域に加えて、里地里山や企業林や社寺林などの地域、企業、団体によって生物多様性の保全が図られている土地(OECM)が重要視されています。

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。外来種の中には、在来の生物を食べたり、すみかを奪うなど、特に侵略性の高い侵略的外来種と呼ばれる生物もいます。侵略的外来種は、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。外来種対策については、新たな侵略的外来種の導入を抑えるとともに、定着した侵略的外来種の根絶又は管理が重要です。

#### 侵略的外来種による様々な被害

##### ●生態系への被害

捕食、競争、交雑、  
寄生物・感染症の媒介



##### ●人の生命または身体に係る被害

咬みつき等



##### ●農林水産業に係る被害

食害等、営農活動等への影響



##### ●その他の被害

文化財構造物等の損傷、悪臭発生など



資料：環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組— ネイチャーポジティブの未来に向けた2030年世界目標 —」

※30by30:2030年(令和12年)までに陸と海のそれぞれ30%以上の地域を健全な生態系として保全する目標

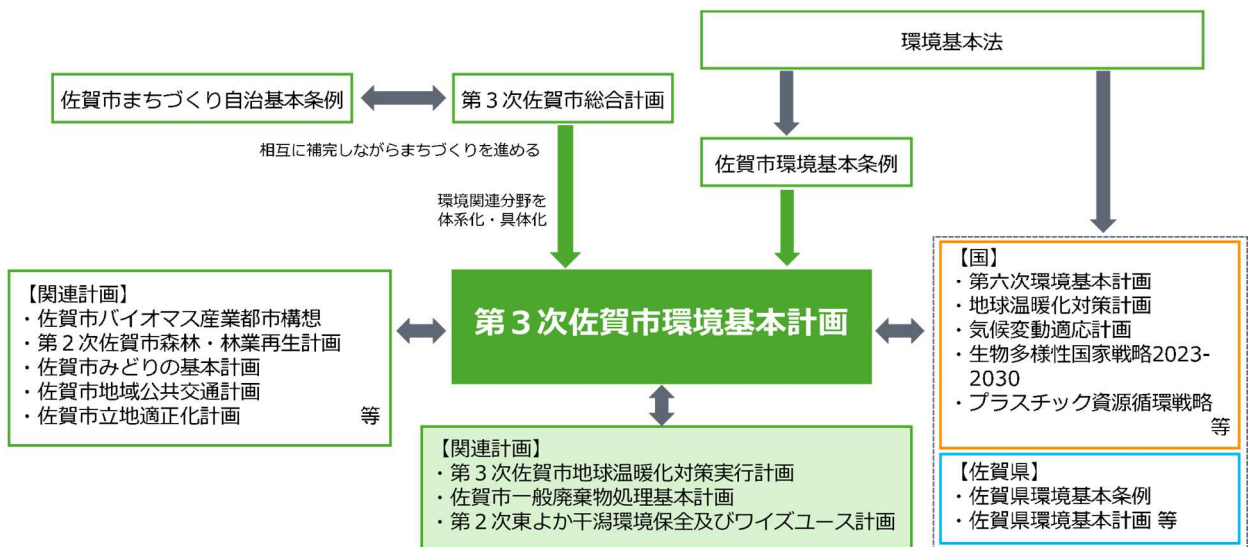
### 3 環境基本計画とは

#### 1. 計画の位置づけ

本計画は、佐賀市環境基本条例\*第9条に基づく環境の保全等に関する基本的な計画として位置付けられるもので、「第3次佐賀市総合計画」に定められた本市の将来像である“佐賀らしさでみんなが上を向くまち”を、環境の面から実現することをめざしたものです。

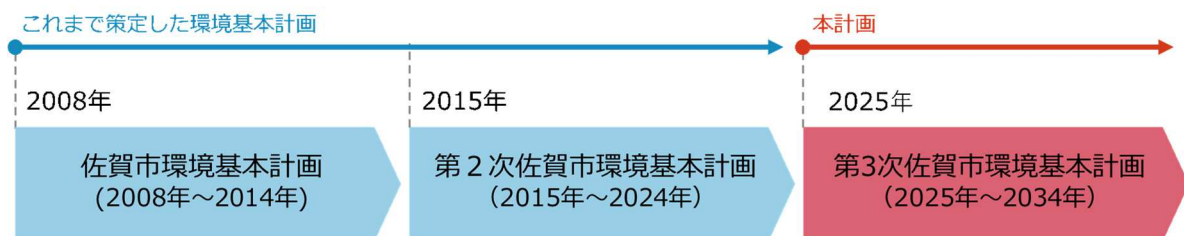
また、国の環境基本計画など環境分野に関連する他の計画とも整合・連携させることによって良好な環境のまちづくりをめざします。

#### ■ 計画の位置づけ



#### 2. 計画の期間

本計画の期間は、2025年度(令和7年度)から、10年間の2034年度(令和16年度)までとします。なお、本市の環境や社会状況の変化に応じた計画の進行管理と計画内容の見直しを随時行います。



### 3. 計画の対象

本計画は、本市全域を対象地域とし、以下の環境分野を対象範囲とします。また、計画の実行性を高めるため、協働体制及び人材育成等に関する取組についても環境分野を横断的に推進していきます。

対象とする環境分野	環境の要素
地球環境	地球温暖化対策、省エネルギー、再生可能エネルギー*など
資源循環	農林水産資源、廃棄物など
自然環境	貴重な自然、生物多様性、緑地・親水空間*など
都市環境	都市空間、交通、景観など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質など
歴史的・文化的環境	歴史的風土、文化財など

### 4. 計画の主体と役割

本計画の主体は、行政・事業者・市民とします。

各主体の役割は、佐賀市環境基本条例第4条～第6条において定めています。

#### ■ 計画推進の主体



## 第2章 佐賀市の概況と環境の現状

# 1 佐賀市の環境の状況と課題

## 1. 佐賀市の概況

### (1) 地理的特性

本市は南北に長く、九州経済の中心である福岡市や九州各地を結ぶ高速自動車道が交差する鳥栖ジャンクションに近接しており、九州佐賀国際空港を通じた首都圏や東アジアなどの国外とのアクセスが確保されていること等、広域流通を拡大する恵まれた条件を整えています。現在は、県内外地域の連携強化・交流促進に向けた有明海沿岸道路（東西軸）及び佐賀唐津道路（南北軸）の整備が進められています。

北部は脊振・天山山系に囲まれた山林地帯となっており、湖や森林、溪流などみどり豊かな自然の風景が広がっています。また、南部は有明海に面しており、多くの野鳥や干潟に生息する珍しい生きものなどを観察することができます。

北部の山間地からは平野を下り有明海に注ぐ嘉瀬川、また南東部には筑後川が流れており、中南部の平野部は、農業用水路（クリーク）が縦横に巡る肥沃な佐賀平野が形成されています。

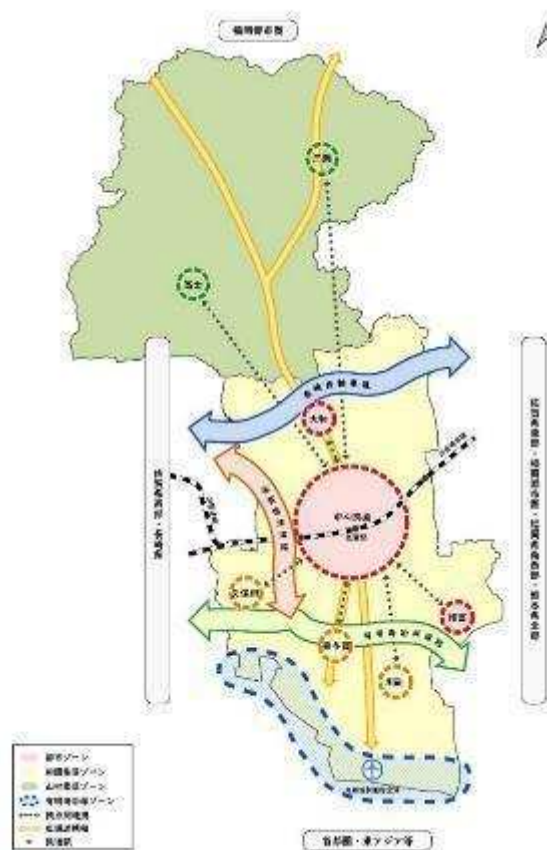


### (2) 土地利用

本市の 2022 年（令和4年）の土地利用の状況は、田が最も多く 40.5%、次いで、山林 34.8%、宅地 14.7%の順で多くなっています。農地（田・畑）、山林の合計面積が市面積の約 80%を占めています。

山間部から海岸地域まで、幅広い自然環境を持つ本市では、第3次佐賀市総合計画において4つのゾーンに分けて、将来の土地利用を計画しています。都市機能を集約したコンパクトなまちを形成しつつ、各拠点を公共交通機関等のネットワークで結び、地域の特性をいかした暮らしやすいまちをめざします。

- 都市ゾーン：市の中心部、大和町・諸富町の市街地
- 田園集落ゾーン：川副町、東与賀町、久保田町、大和町・諸富町の一部
- 山村集落ゾーン：富士町、三瀬村、大和町の一部
- 有明海沿岸ゾーン：川副町・東与賀町・久保田町の一部



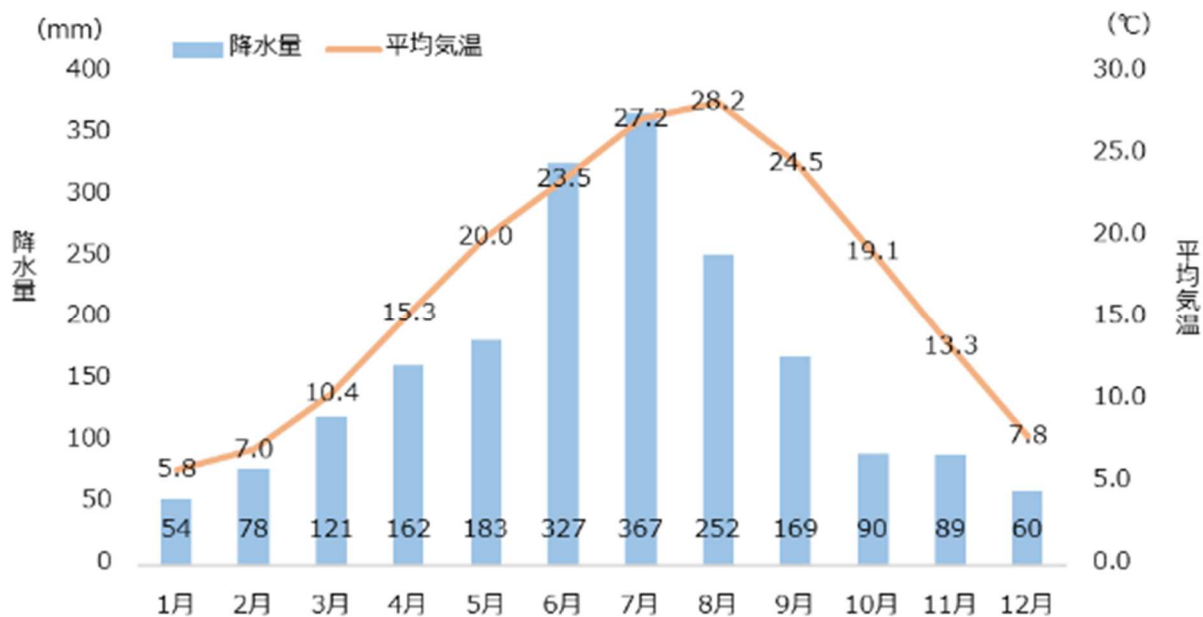
資料：第3次佐賀市総合計画

### (3) 気候

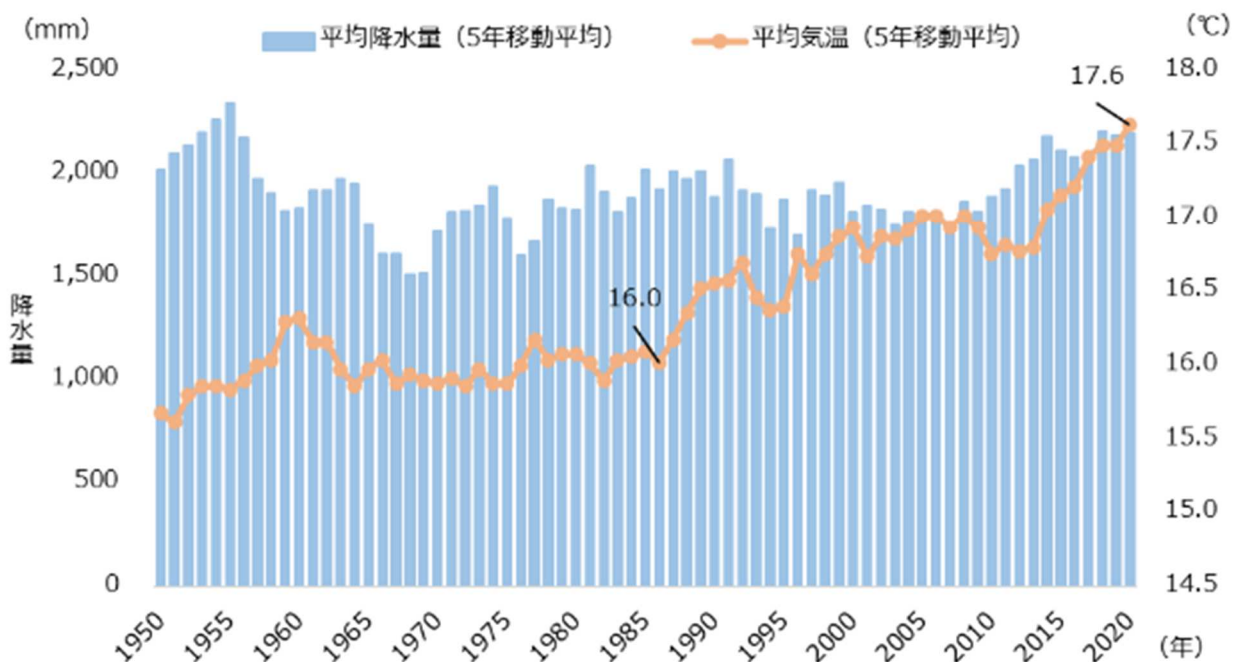
本市の直近 30 年間（1991 年～2020 年）の平均気温は、16.9℃、年間降水量は 1,951 mm/年であり、梅雨の6月から7月の降水量が多くなっています。

1987 年（昭和 62 年）以降、年間平均気温は上昇傾向を示しており、1986 年（昭和 61 年）と比較すると 2020 年（令和 2 年）は 1.6℃上昇しています。また、近年の年間平均降水量は増加傾向にあります。

■ 佐賀気象観測所における平均気温及び降水量の月別平年値



■ 佐賀気象観測所における平均気温（5年移動平均）と年間降水量（5年移動平均）の推移

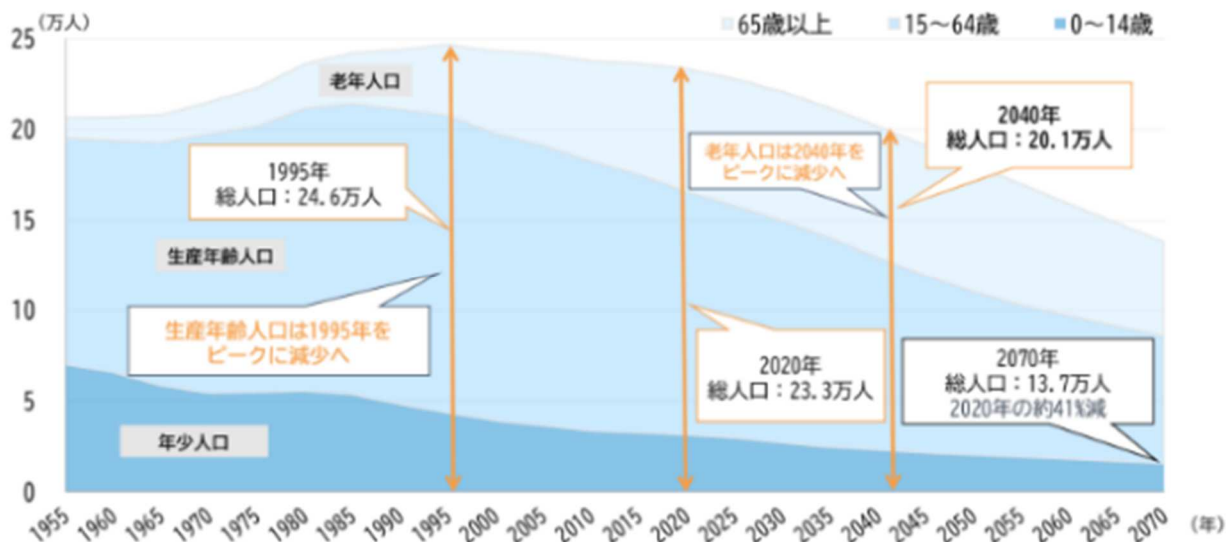


資料：気象庁 WEB ページ 各種データ・資料 (<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

#### (4) 人口

本市の人口は、1995年(平成7年)にピークを迎え、それ以降は緩やかに減少しています。山間地域を中心に過疎化の課題も抱えています。2040年(令和22年)には20.1万人に減少することが予測されています。

■ 年齢区分別人口の推移 (佐賀市)



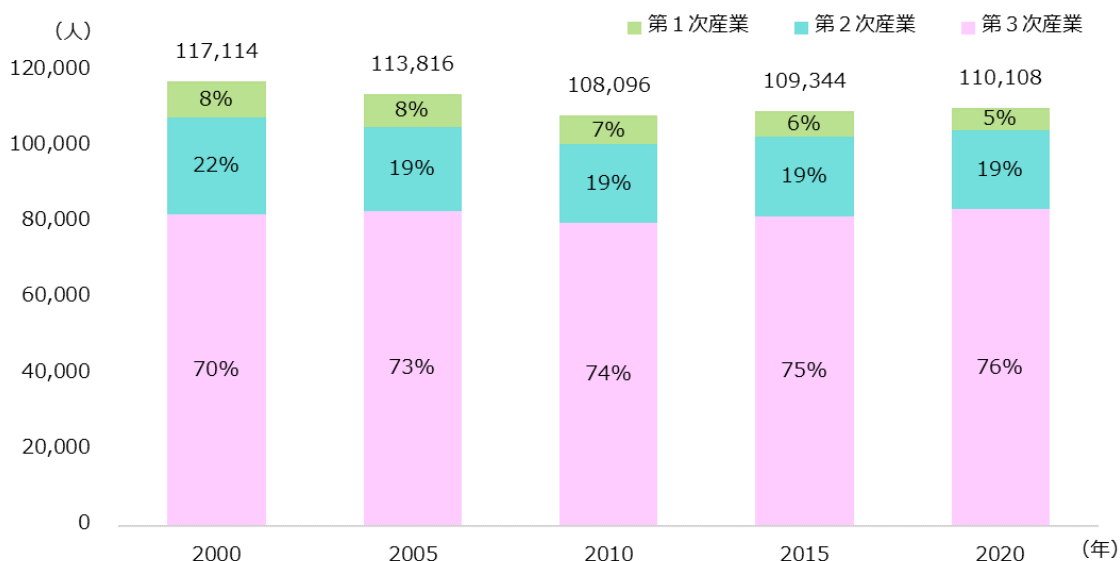
資料：第3次佐賀市総合計画

#### (5) 産業

就業人口は、2000年(平成12年)から緩やかな減少傾向が続いており、2020年(令和2年)には、人口減少、少子高齢化の影響を受けて11.01万人に減少しています。

産業の構成は、サービス業や卸売・小売業を中心とする第3次産業が最も高い割合を占めています。今後も第1次、第2次産業の割合が減少し、第3次産業へのシフトが一層進行すると予測されています。

■ 就業人口の推移 (佐賀市)



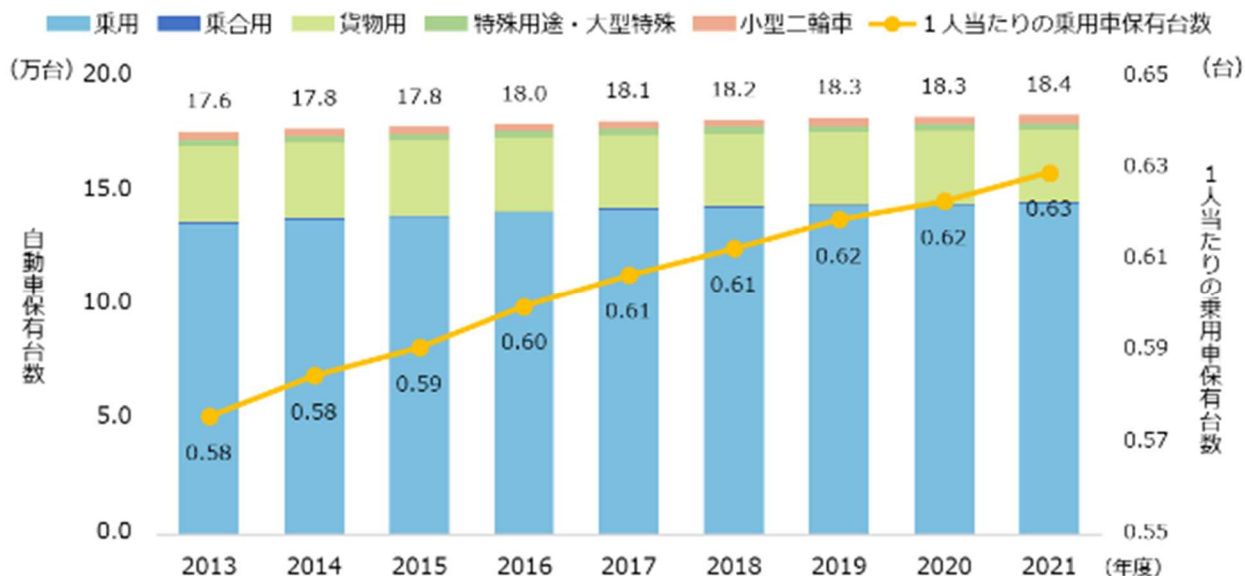
資料：佐賀市「令和5年版佐賀市統計データ」を基に作成

## (6) 交通

本市の自動車保有台数は、わずかずつ増加している状況であり、2021年度（令和3年度）の保有台数は18.4万台、人口1人当たりの乗用車保有台数0.63台となっています。

人口1人当たりの乗用車保有台数は、2013年度（平成25年度）以降増加傾向にあり、自動車に大きく依存しているといえます。

### ■ 種類別自動車保有台数の推移

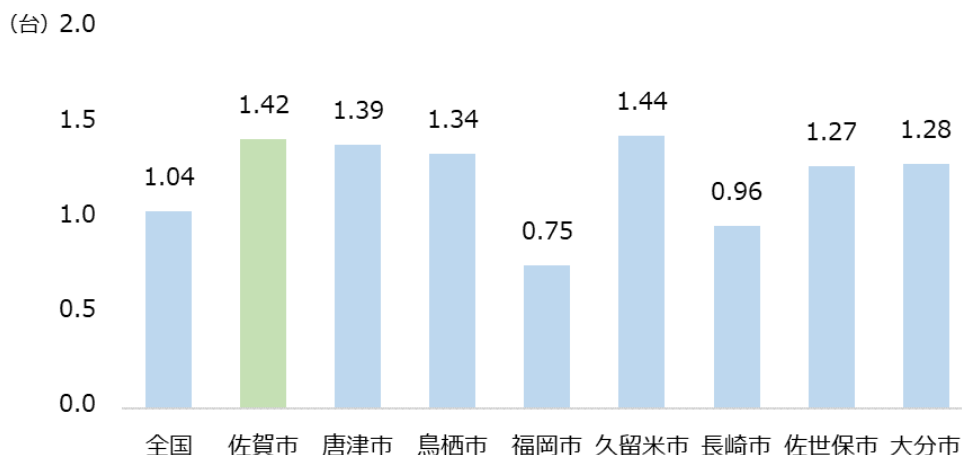


資料：佐賀県「統計年鑑」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」を基に作成  
 ※自動車保有台数は、各年度末時点の値

都道府県別の乗用車保有台数をみると、佐賀県の1世帯当たりの乗用車保有台数は全国で12番目に多くなっています。

また、本市も同様に1世帯当たりの乗用車保有台数が多く、乗用車の脱炭素化は大きな課題です。今後、移動手段を確保できない市民（高齢者等）の増加が見込まれます。

### ■ 2021年度（令和3年度）における1世帯当たりの乗用車保有台数（台/世帯）



資料：一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有台数」及び各市が公表している自動車保有台数、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」のデータを基に作成

## 2. 脱炭素社会の実現

### (1) 「ゼロカーボンシティさがし」の表明

本市では、2020年(令和2年)10月に「ゼロカーボンシティさがし」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を掲げました。

目標達成に向け、これまで取り組んできたごみ減量や資源の有効活用、再生可能エネルギーの普及などの環境配慮の取組をさらに発展させ、市民や事業者等と一体となって脱炭素社会の実現に向けた取組を進めます。



ゼロカーボンシティさがしキャラクター  
「このん」

#### ■ 温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度目標 (中期目標)	<b>温室効果ガス排出量</b> 2013年度比 <b>53%削減</b> ※
2034年度目標 (計画目標)	<b>温室効果ガス排出量</b> 2013年度比 <b>60%削減</b> ※
2050年度目標 (長期目標)	<b>温室効果ガス排出量</b> 実質 <b>ゼロ</b> (「ゼロカーボンシティさがし」の実現)

※統計データの更新に伴い数値が変更になる可能性があります。

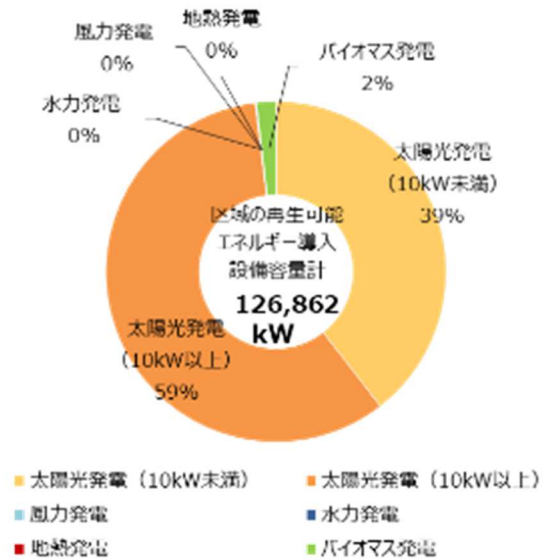
### (2) 「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度」の創設・運用

「ゼロカーボンシティさがし」の実現のためには、行政や市民、事業者等が一体となって、それぞれの立場でできることから行動を始めることが必要です。そこで本市では、脱炭素に向けた取組を実施する事業者または団体を本市のパートナーとして認定する「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー制度」を実施しています。

### (3) 再生可能エネルギーの導入

本市は中南部に広い平野を有し、日照時間等の自然条件に恵まれていることから、特に太陽光発電\*設備の導入が進んでいます。環境省の「自治体排出量カルテ」によると、本市域には、2022年度（令和4年度）時点において126,862kWの再生可能エネルギー設備が導入されています。このうち太陽光発電設備は、124,389 kWで全体の約98%を占めています。今後、さらなる再生可能エネルギーの導入と自家消費促進、蓄電池の普及を推進していく必要があります。

■ 佐賀市の再生可能エネルギーの導入設備容量（令和4年度）



資料：環境省「自治体排出量カルテ」

### 〈市有施設の主な再生可能エネルギー設備〉

#### 佐賀市清掃工場

廃棄物発電\* 4,500kW  
小水力発電\* 17.7kW



佐賀市清掃工場

#### 洞鳴の滝ふれあい館

小水力発電 2.8kW  
太陽光発電 4.4kW



小水力発電機（プロペラ水車）

#### 佐賀市下水浄化センター

消化ガス発電\* 600kW



消化ガス発電システム

その他の太陽光

市立小中学校（11kW×2校）、市立小中学校（10校、屋根貸しによる民間整備）  
市立公民館（約10kW×14館）

#### ひがさす

消費電力削減量 13,592.4kWh  
空調の電力消費量を約50%削減\*



地中熱交換器

※空冷ヒートポンプチャラーと比較した場合



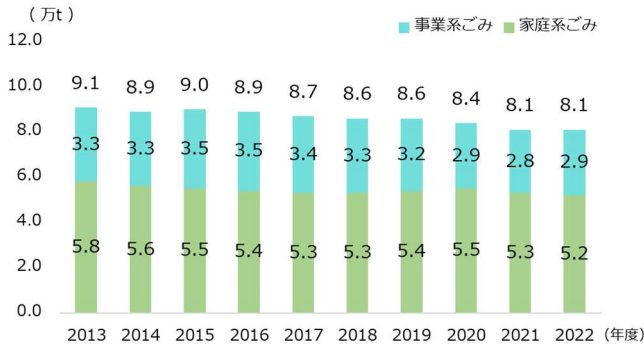
### 3. 循環型社会\*の実現

#### (1) ごみの状況

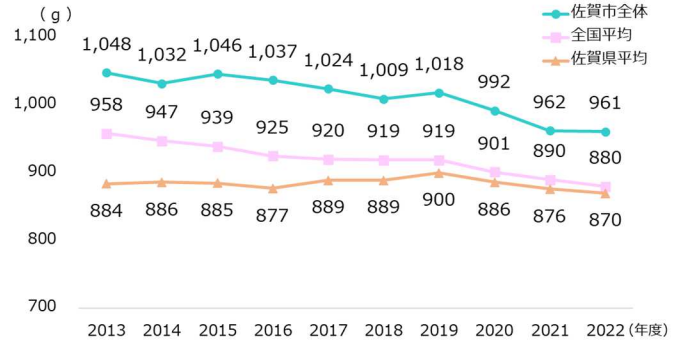
本市のごみ総排出量は2013年度(平成25年度)以降、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にありますが、全国平均や佐賀県平均を上回っているため、さらなるごみの削減が必要です。

■ 佐賀市のごみ総排出量の推移



■ 1人1日当たりのごみ排出量の推移

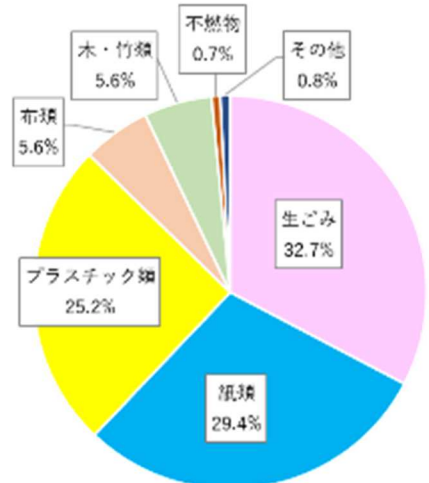


資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

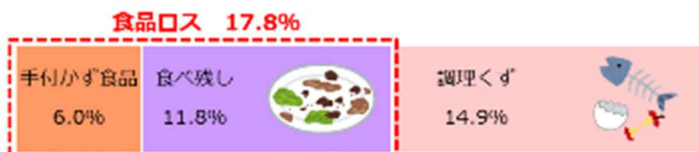
2024年(令和6年)6月に実施した家庭系ごみの組成調査では、調理くずや食べ残し、手付かず食品などの生ごみであるちゅう芥類(32.7%)の構成割合が最も多く、次いで紙類(29.4%)、プラスチック類、ゴム、皮革類(25.2%)の割合が多くなっています。

詳細をみると、食品ロスなどの手付かず食品や食べ残し、容器包装プラスチックやプラスチック製品が多く見受けられたことから、これらを削減し、資源化することが必要です。

■ 家庭系燃えるごみ組成調査結果【重量割合】(2024年6月)

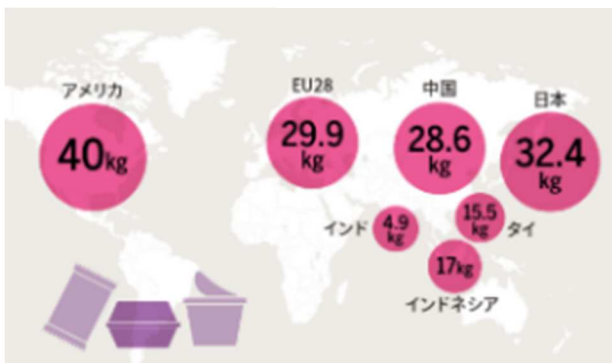


■ 生ごみ(32.7%)の内訳



※手付かず食品…賞味期限切れ等により使用・提供されず、手付かずのまま廃棄されたもの(直接廃棄)  
食べ残し…食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの

#### 〈日本人のプラごみ廃棄量は世界2位〉



日本のプラスチック包装材の1人あたり廃棄物発生量は年間32.4kg(2014年)で、米国に次いで世界第2位で、アジアでは最大の排出国です。

プラスチック廃棄物の発生を抑制するためには、行政、企業、消費者すべてのステークホルダーがそれぞれ生産と消費の両側面で責任を持つことが求められます。

資料：公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)「PLASTIC ATLAS アジア版 2022」

年間一人当たりのプラスチック包装材の廃棄物発生量

## (2) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組

本市では、ごみの減量化をめざした 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進しています。  
主な取組は次のとおりです。



資料：政府広報オンライン

### リデュース (Reduce)

- **フードドライブ\*の取組**  
…家庭で余っている食品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉施設やこども食堂などに寄与する運動のことです。本市では、フードバンク\*活動団体「フードバンクさが」などが活動しています。
- **「SAGA タベスケ」**  
…食品ロス削減を目的とし、佐賀市内のお店(協力店)と住民をつなぐ、フードシェアリングサービス\*です。
- **佐賀市もったいないプロジェクト**  
…食品ロスゼロ推進店の登録や 3010 運動\*(宴会や会食で最初の 30 分間と終わりの 10 分間は席で食事をするよう呼びかける)等を推進しています。
- **生ごみの堆肥化\*促進**  
…NPO 法人による生ごみ減量の講座の実施や家庭用生ごみ処理容器\*等の購入費補助を行っています。



ダンボールコンポスト

### リユース (Reuse)

- **エコマーケット(フリーマーケット)等のイベント開催**
- **リユース食器の貸し出し**  
…エコプラザ\*では、イベント時等、繰り返し使える食器を無料で貸し出しています。
- **リサイクル工場でのピックアップリユース(陶器類や家具等の選別)**  
…清掃工場に持ち込まれた廃棄物から使用可能な陶器類や家具等を選別することで、リユースを促進しています。



エコマーケット

### リサイクル (Recycle)

- **使用済み天ぷら油(廃食用油)のリサイクル**  
…生まれ変わったバイオディーゼル燃料\*は市営バス等の燃料として使用されています。
- **紙袋を利用した紙ごみリサイクル**  
…資源として活用できる名刺サイズ以上の紙やお菓子の箱など、紙袋に入れて紙・布類の回収日に出すことができます。
- **資源物回収奨励金**  
…資源物の回収運動を自主的に行っている団体に奨励金を交付しています。
- **剪定枝のチップ化**  
…清掃工場に持ち込まれた剪定枝の一部をチップ化し、無料で配布しています。
- **下水汚泥の肥料化**  
…脱水汚泥を原料として肥料の製造を行い、地域住民や農家の皆さんに利用していただいています。



バイオディーゼル燃料を使用した市営バス

#### 4. 自然共生社会\*の実現

本市には、森林と里地里山、嘉瀬川がつなぐ山と川と海の水循環、川と農業用水路（クリーク）と水田が結ばれた、豊かな自然には豊かな生態系が存在し、有明海固有の生きものや良好な水辺環境のシンボルと言われ市内には多く残されています。

##### ■ 脊振・天山山系の生きもの

本市の北部は脊振・天山山系に囲まれた山林地帯となっています。自然林（ブナ林）や良好な二次林が残されている地域であり、多様な希少種が生息しています。



ミヤマアカネ



ニホンアカガエル

##### ■ 佐賀平野・農業用水路（クリーク）等の生きもの

佐賀市を中心に、県南部から東部にかけて広大な佐賀平野が広がっており、農業用水路（クリーク）が縦横に発達する独特の水利用システムが形成された地域となっています。また、淡水魚、トンボ、植物などの多様な希少種が生息しています。



カササギ



ベニイトトンボ



ニッポンバラタナゴ



(上) ヒシモドキと (下) オニバス



資料: Esri, Maxar, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN,

びついた水辺環境、有明海の広大な干潟などの豊かな自然があります。  
れるトンボ、その他レッドリストに掲載された希少な動植物や天然記念物など、保全すべき自然環境が

### ■「トンボ王国・さが」づくりの取組

本市では、水辺の豊かな自然環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、「トンボ王国・さが」づくりに取り組んできました。トンボは、身近な水環境を生息域として多くの種が見られましたが、近年の水辺環境の変化によって、その多くが身の回りから姿を消し、中には絶滅危惧種に指定されているものもあります。トンボが飛び交う多様な自然環境を守るために、私たちにできることを考えていく必要があります。本市では、次のような活動に取り組んでいます。

#### ●トンボ写真コンクール

トンボの写真撮影を通して自然に親しみ、「トンボ王国さが」を広く知ってもらうため写真コンクールを実施。

#### ●自然観察会「さかの生きものさがし」

生きものや自然を身近に感じ、大切に作る心を育てる自然観察会を開催。

#### ●ミヤマアカネ保全活動

佐賀県の絶滅危惧Ⅰ類種で、県内では富士町の一部にしか生息していないミヤマアカネの生息環境を児童、NPO 法人と共に整備。



### ■有明海沿岸の生きもの

本市の南部は有明海に接し、日本最大級の干潟が広がっています。ムツゴロウやワラスボ、シオマネキなど、泥干潟特有のユニークな生きものが多く生息しています。

東よか干潟は、渡り鳥であるシギ・チドリ類の渡来数が日本一を誇り、絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の中継地・越冬地となっています。また、絶滅が危惧されている塩生植物シチメンソウの国内最大の群生地でもあります。



シオマネキ



ワラスボ



ムツゴロウ



クロツラヘラサギ



シチメンソウ

## 5. 良好な生活環境の実現

本市では、市民の健康を守り、かつ快適な生活環境を確保するために、大気、水質、騒音、振動の測定調査を継続的に実施し、その結果を市民へ情報提供する等、生活環境の現況把握や対策の実施、公害\*の発生・拡大防止に取り組んでいます。

### (1) 水質の状況

市内の河川や海域、地下水等において、環境基準項目等の水質調査を行っています。そのうち、本市の環境基準点におけるBOD\*/COD\*の値は、2023年度(令和5年度)の調査では12地点中11地点で環境基準値を満たしています。

#### ●測定地点数(2023年度(令和5年度))

河川	湖沼	海域	地下水	計
100	4	6	25	135

#### ●環境基準点における河川のBOD、湖沼・海域のCOD(75%値)

	BOD値 【mg/L】 (75%)	COD値 【mg/L】 (75%)	類型	環境基準 【mg/L】	水系
佐賀江大橋	1.4	—	B	3以下	筑後川
修理田橋	1.1	—	C	5以下	筑後川
新郷橋	0.7	—	B	3以下	嘉瀬川
神野上水取水口	<0.5	—	A	2以下	嘉瀬川
堂地橋	1.4	—	B	3以下	筑後川
中島橋	1.9	—	C	5以下	嘉瀬川
念仏橋	0.9	—	A	2以下	筑後川
本庄江橋	1.9	—	C	5以下	嘉瀬川
北山ダム ダムサイト	—	4.0	A	3以下	湖沼・クリーク
有明海 B-3	—	2.2	B	3以下	海域
有明海 B-4	—	2.1	B	3以下	海域
有明海 B-5	—	1.6	B	3以下	海域

### (2) 公害関係の苦情

近年の公害関係の苦情は、いわゆる典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)の関係規制法令では対応できない、日常生活に起因する感覚的、心理的な苦情が増加しており、内容も複雑、多様化しています。2023年度(令和5年度)は、120件の苦情が寄せられています。

#### ●公害苦情件数

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
公害苦情件数(件)	172	188	141	167	120

## 2 第2次環境基本計画の評価

「第2次佐賀市環境基本計画(平成27年10月)」では、基本目標ごとに施策の進捗を示す成果指標及び数値目標を設定していました。2023年度(令和5年度)時点での数値目標の達成状況は以下のとおりです。

### ■ 第2次佐賀市環境基本計画における数値目標の達成状況

#### 基本目標1 地球温暖化を防止するまち

成果指標	基準値		実績値 2023	目標値 2024	結果	評価
	2013	2019				
省エネ等の環境問題を把握し、取り組んでいる市民の割合	78.8%	—	74.3%	85.0%	未達成	環境問題への意識が高まっていない可能性もあるが、環境への取組が当たり前になっており、結果に反映されていないことも考えられます。
温室効果ガス排出削減率(2013年度比)	—	12.2%	41.0%	14.4%	達成	省エネ性能の高い設備の普及拡大、電気の排出係数*の低減等により、温室効果ガスの排出削減が進んだと推察されます。 脱炭素に向けては、太陽光発電・蓄電池及びEV*の導入等、本市の排出構造を踏まえたさらなる排出削減対策の実施が不可欠です。

#### 基本目標2 資源を活かす循環のまち

成果指標	基準値		実績値 2023	目標値 2024	結果	評価
	2013	2019				
1人1日当たりのごみ排出量	1,048 g	—	936 g	964 g	達成	ごみ排出量は減少傾向にあるものの、全国や佐賀県平均(令和4年度実績値)と比較すると1人1日当たりのごみの排出量は、まだ多い状況にあり、さらなる排出削減が必要な状況です。
リサイクル率	17.4%	—	20.9%	20.5%	達成	佐賀市エコプラザでの3Rに関する講座の開催、SNSを活用した情報発信等の活動成果により、リサイクル意識が向上していると推測されます。また、佐賀市リサイクル工場での徹底した資源物選別を進めるとともに、民間リサイクル業の積極的な活用に努めています。

基本目標 3 水とみどりあふれるまち

成果指標	基準値		実績値	目標値	結果	評価
	2013	2019	2023	2024		
市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	－	57.7%	55.7%	60.2%	未達成	緑化拡大に関しては、今あるみどりを育て、活かすことに力をいれていますが、目標には届きませんでした。景観にはみどり以外の要素も影響するため、緑化拡大の成果が反映されていないことも考えられます。
市民一人当たりの都市公園面積	7.2 m <sup>2</sup>	－	8.1 m <sup>2</sup>	8.3 m <sup>2</sup>	未達成	都市計画区域内において、公園整備が可能な規模の用地を確保することが難しい状況にあることや、都市公園以外の公園の整備を進めたことが、目標未達成の要因として挙げられます。
屋外広告物*許可割合	26.9%	－	86.8%	100%	未達成	屋外広告物許可申請の未申請者に対し、許可申請の手続きを促していますが、許可率は鈍化傾向にあります。

基本目標 4 安全で快適な生活環境のまち

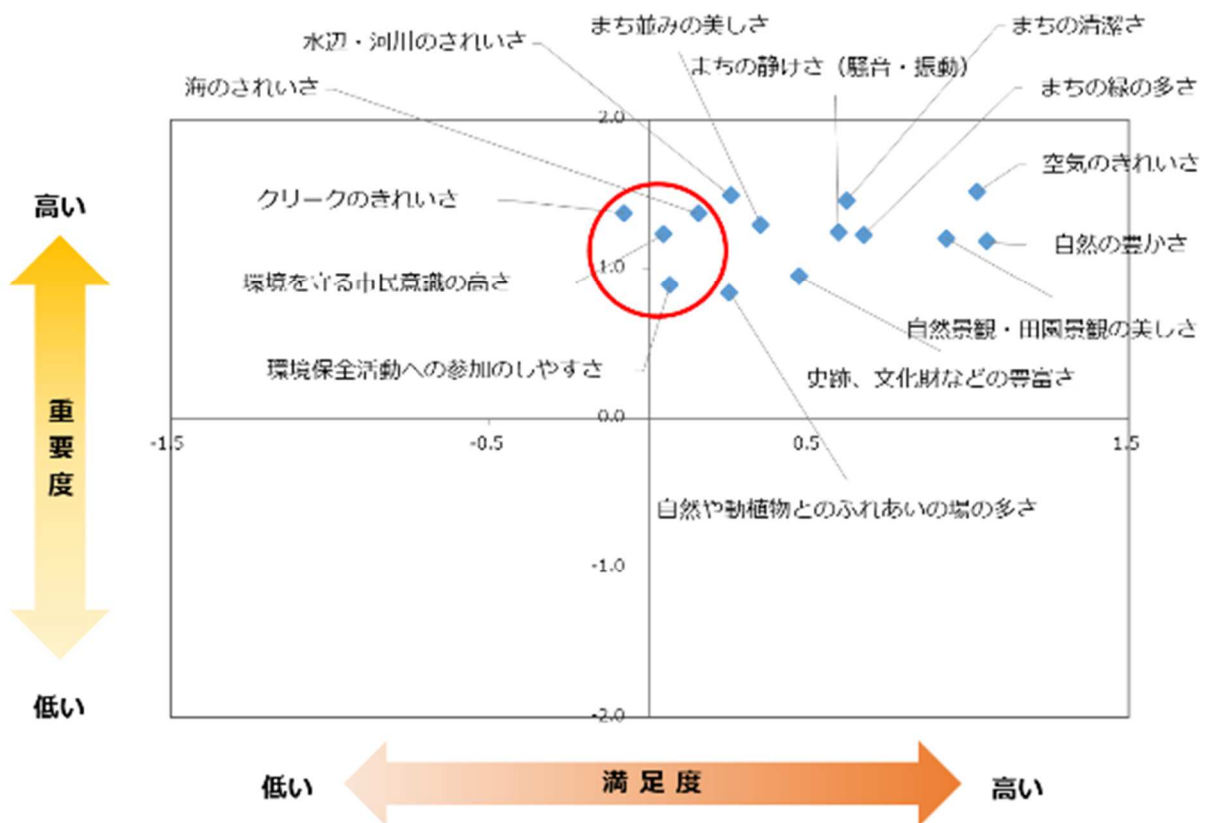
成果指標	基準値		実績値	目標値	結果	評価
	2013	2019	2023	2024		
公害苦情件数(騒音・振動・悪臭等)	－	136 件	120 件	130 件	達成	事業者等に対して関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行っており、その効果が表れてきたことにより、公害苦情件数が減少していると推測されます。
生活環境苦情件数	－	347 件	577 件	300 件	未達成	近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行っていますが、近年のアイグマや空き家に関する相談件数の増加等が影響し、目標未達成の状況です。
鉛給水管更新率	45.0%	－	93.9%	100%	未達成	鉛給水管*の取替工事を進めていますが、給水管所有者の同意が得られず、着工できない箇所が存在するなどの要因から、目標未達成となりました。引き続き、所有者からの申し出があれば随時更新していきます。
下水道接続率	87.3%	－	93.2%	93.4%	未達成	下水道未接続者に対する接続促進活動を実施した結果、接続率は毎年度拡大していますが、目標未達成となりました。



# 1. 佐賀市の環境に関する満足度と重要度

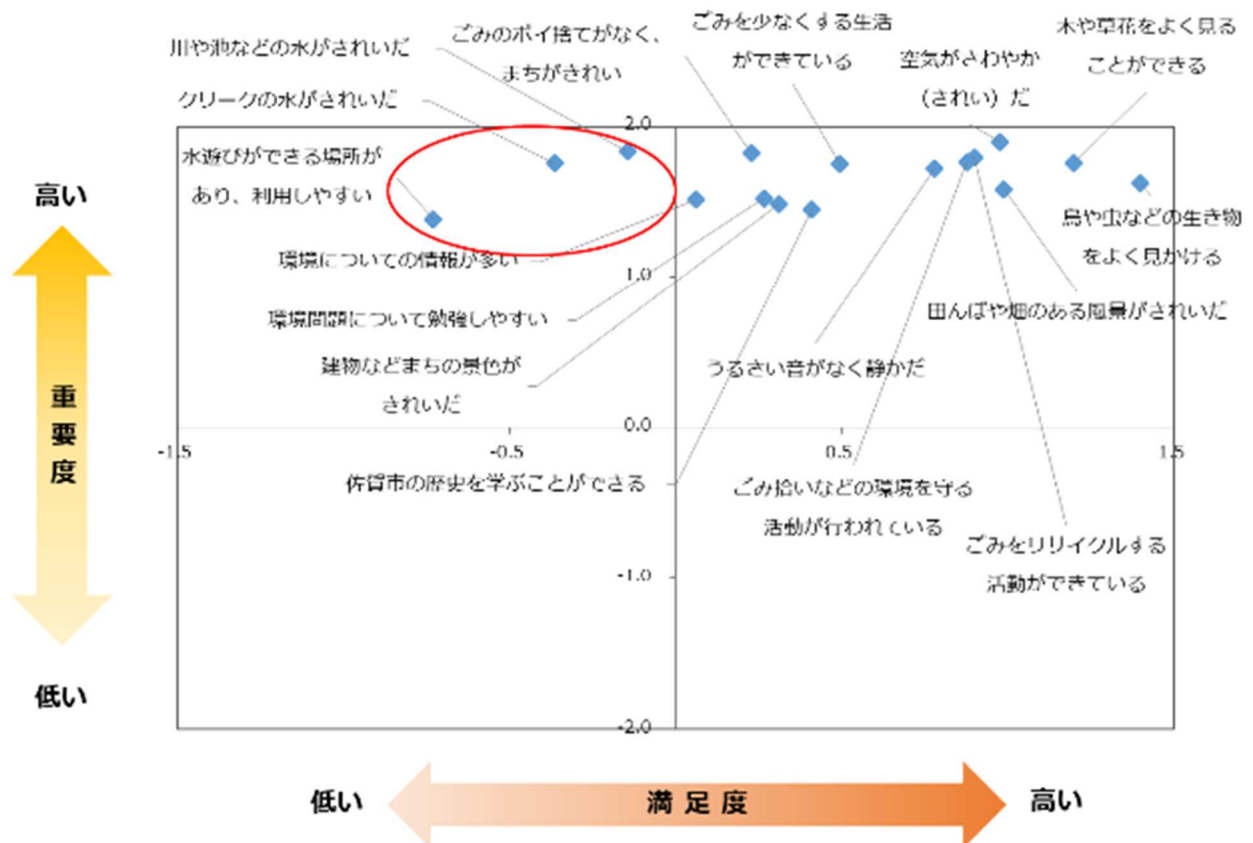
## (1) 市民アンケート(18才以上)の回答結果

- ✓ 満足度の1位に「自然の豊かさ」、最下位に「クリークのきれいさ」が挙げられました。
- ✓ 重要度の1位に「空気のきれいさ」、最下位に「自然や動植物とのふれあいの場の多さ」が挙げられました。
- ✓ 「クリークのきれいさ」、「環境を守る市民意識の高さ」、「環境保全活動への参加のしやすさ」、「海のきれいさ」のような「重要度が高く満足度が低い」項目は、より効果的な施策の展開に向けて改善を図っていくことが求められます。



## (2) 親子アンケート(小学生・親)の回答結果

- ✓ 満足度の1位に「鳥や虫などの生きものをよく見かける」、最下位に「水遊びができる場所があり、利用しやすい」が挙げられました。
- ✓ 重要度の1位に「空気がさわやか(きれい)だ」、最下位に「水遊びができる場所があり、利用しやすい」が挙げられました。
- ✓ 「水遊びができる場所があり、利用しやすい」、「クリークの水がきれいだ」、「川や池などの水がきれいだ」のような「重要度が高く満足度が低い」項目は、より効果的な施策の展開に向けて改善を図っていくことが求められます。



## 2. 親子で参加したい環境学習やイベント(親子アンケートの回答結果)

- No.1 水辺の散策や魚とり大会
- No.2 地域の食材を使ったエコ・クッキング
- No.3 自然の木や木の実を使った工作教室  
自然について学ぶキャンプ

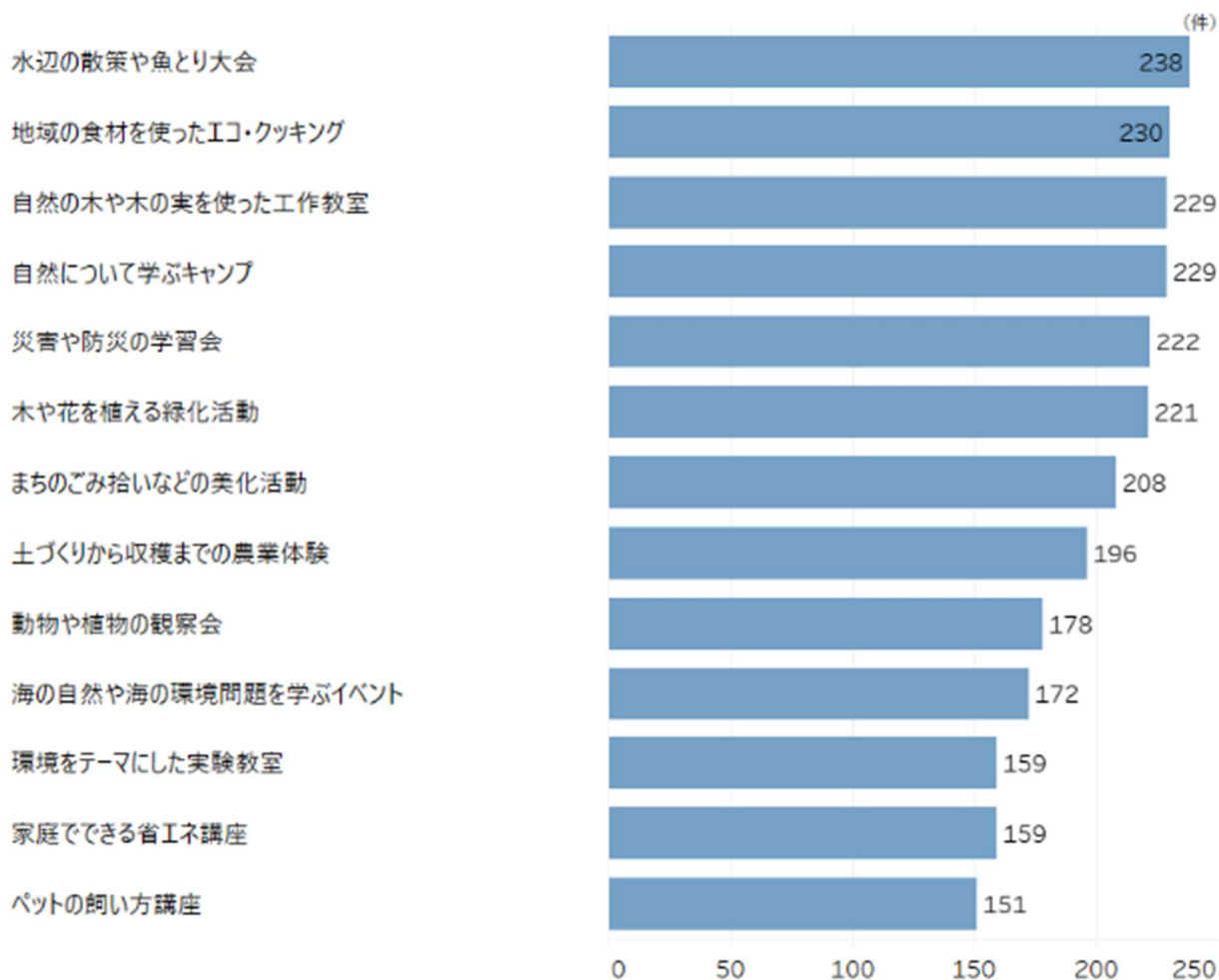
✓ 親子で参加したい環境学習やイベントでは、「水辺の散策や魚とり大会」や「地域の食材を使ったエコ・クッキング」などの実際に体験できるイベントが上位を占めています。



器リメイク☆風鈴づくり  
資料：佐賀市エコプラザ



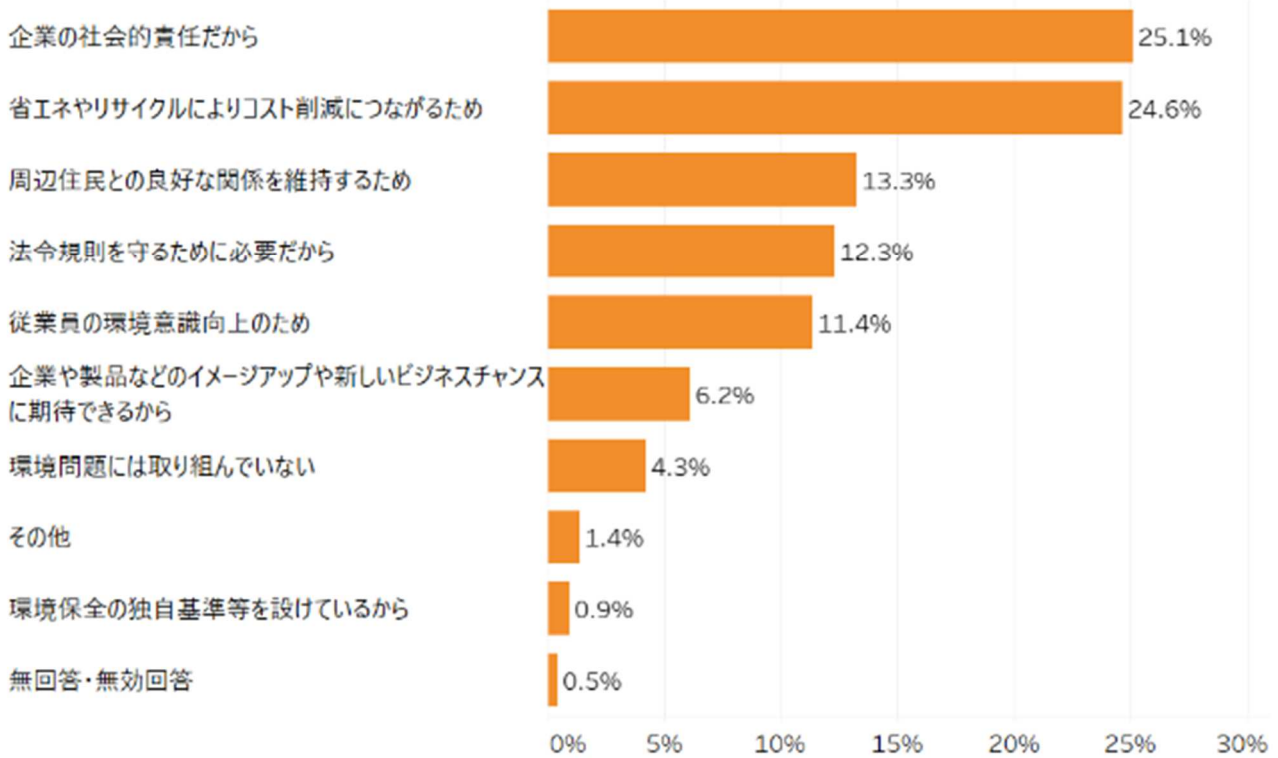
マイクロプラスチック万華鏡づくり  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書



### 3. 事業活動と環境保全（事業者アンケートの回答結果）

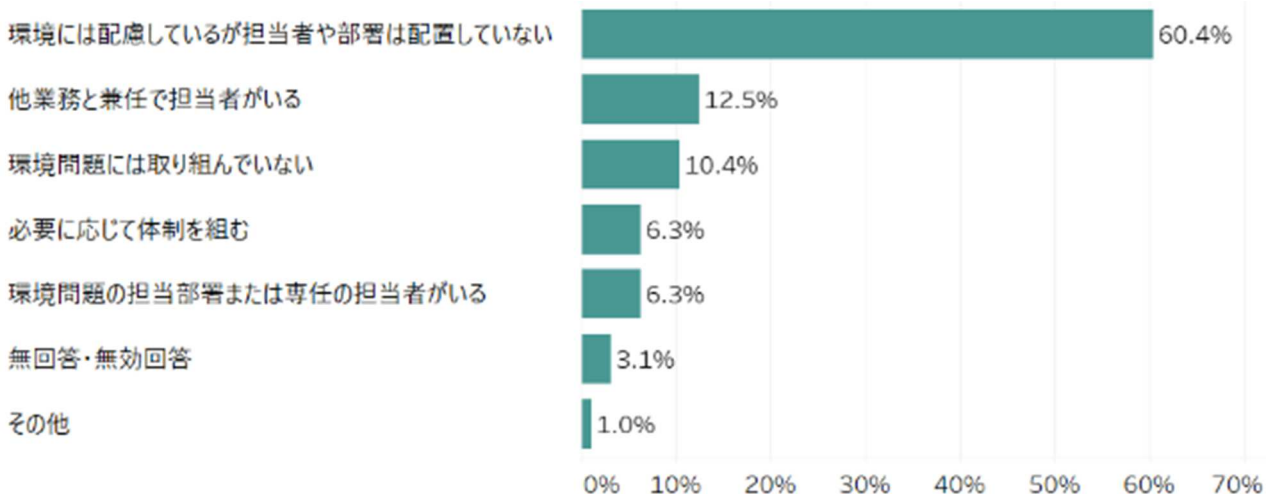
#### (1) 環境問題に取り組んでいる理由

- ✓ 事業所が環境問題に取り組んでいる理由は、「企業の社会的責任だから」が 25.1%で最も多く、次いで「省エネやリサイクルによりコスト削減につながるため」が 24.6%となっています。
- ✓ 「企業や製品などのイメージアップや新しいビジネスチャンスに期待できるから」が 6.2%となっており、企業に対して環境問題に取り組むメリットの周知が求められます。



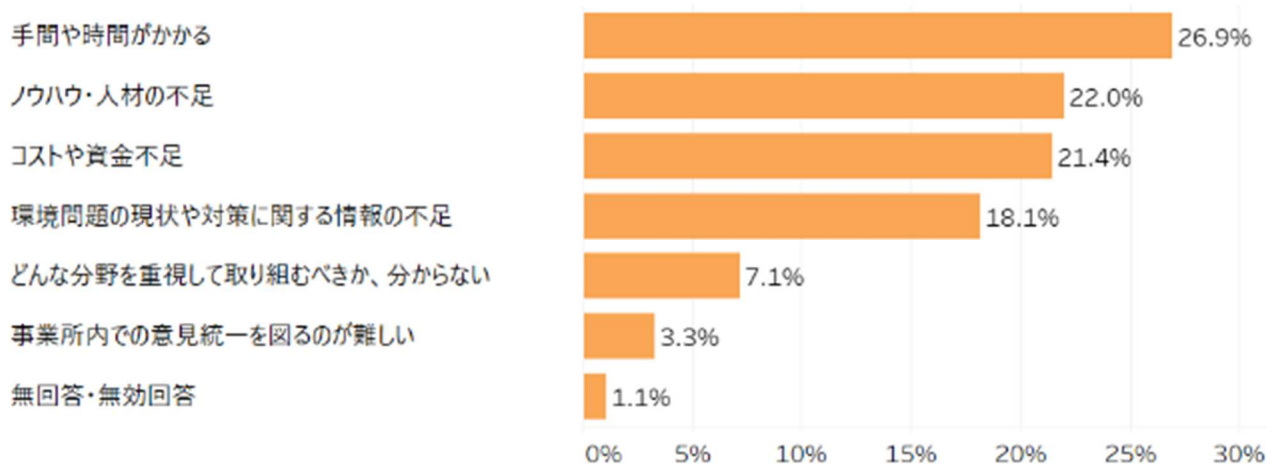
#### (2) 環境問題に取り組む体制

- ✓ 環境問題に取り組む体制は、「環境には配慮しているが担当者や部署は配置していない」が 60.4%で最も多くなっています。
- ✓ 環境問題に取り組む体制が十分でない事業所が多いことを前提に、情報提供や支援を検討する必要があります。



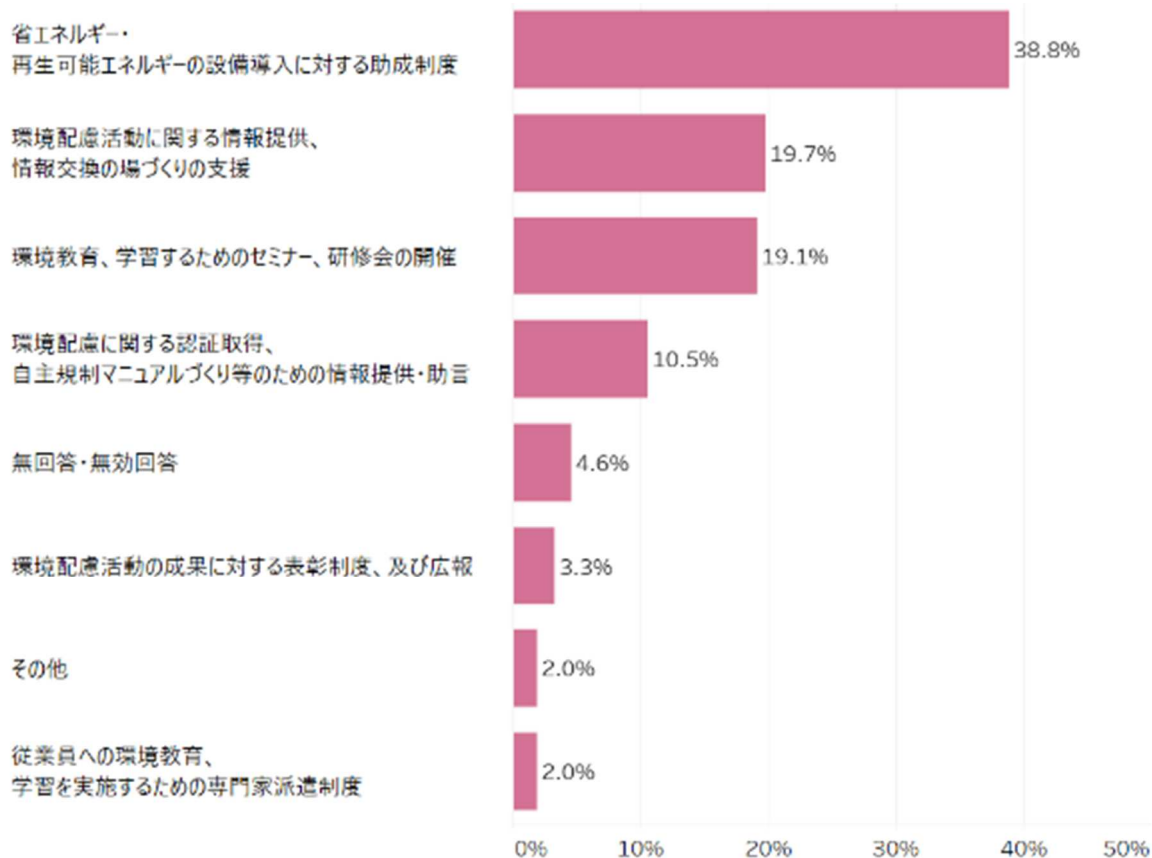
### (3) 環境問題への取組を進める上での課題

- ✓ 事業所が環境問題に取り組む上での課題として、「手間や時間がかかる」、「ノウハウ・人材の不足」、「コストや資金不足」が上位にあがっています。



### (4) 環境配慮のための取組活動において希望する支援

- ✓ 環境配慮のための取組活動において希望する支援は、「省エネルギー・再生可能エネルギーの設備導入に対する助成制度」が 38.8%で最も多く、次いで「環境配慮活動に関する情報提供、情報交換の場づくりの支援」が 19.7%、「環境教育\*、学習するためのセミナー、研修会の開催」が 19.1%となっています。
- ✓ 環境に配慮した事業活動を促進するために、環境配慮活動に関する情報提供やセミナーの開催等のさらなる支援を検討する必要があります。



### 第3章 佐賀市がめざす将来の環境の姿

## 1 環境将来像

本市には、山から海までつながる豊かな自然環境が生活の身近に存在し、古くからの歴史や文化を感じられる快適な生活環境があります。この良好な環境を未来に引き継いでいくためには、市民・事業者・行政が環境面での将来像を共有し、一体となって環境保全をめざした様々な取組を行っていくことが大切です。

第3次佐賀市総合計画では、2040年の将来像を『佐賀らしさでみんなが上を向くまち』とし、その環境分野のめざす姿として『豊かな自然に包まれ、人々が心地よく暮らすまち』を掲げています。

本計画では、本市の経済・社会を支える基盤である『佐賀の自然の特徴』をより具体的に表現した環境将来像として、次のとおり定めます。

### 佐賀市の環境将来像

## みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが

### □ みんなで創り育む

人口が減少するなか、環境問題は複雑化・深刻化しており、地域の持続可能性を維持・向上させるためには、行政機関・市民・事業者等、地域のあらゆる主体が協働で取り組んでいく必要があります。

本市では、河川清掃をはじめ、東よか干潟の保全活動など、多くの市民・事業者が環境保全に参加しており、協働の取組が展開されてきました。

今後も、みんなで創る・育むことを基本的な考えとし、持続可能な環境を保全・創出していきます。

### □ トンボ舞う

トンボは水中や水辺の植物等に卵を産み、幼虫時代は水中で過ごします。そして、幼虫から脱皮し、成虫になる時に陸上に移動します。トンボの種類の多さは、自然の豊かさ（生物多様性）を計る「物差し」になります。

日本有数の稲作地帯である本市は、田んぼや、河川、農業用水路（クリーク）など、多様な水辺環境を有しており、かつては、様々な種類のトンボを見ることができました。

現在では、農地の宅地化、生活様式の変化、事業活動の拡大及び気候変動の影響など、様々な要因により、トンボの種類・数が減少しています。

本市では、良好な水辺環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、1989年度（平成元年度）から「トンボ王国・さが」づくりを進めています。本市を特徴づける豊かな自然を保全し、良好な水辺環境のシンボルであるトンボが舞う姿をいつまでも見られるまちをめざします。

### □ みどり豊かなまち

本市は、北部の脊振・天山山系に囲まれた森林、南部に広がる佐賀平野、街なかの街路樹や公園など、市域全体にみどりが広がっています。

みどりは私たちに安らぎを与えるだけでなく、生物の生息環境、木材の供給、水資源の貯留、洪水の緩和など、様々な機能を有しており、私たちの生活を支えています。

みどりを保全することで、自然豊かで、安全安心な環境を維持・創出していきます。

## 2 地域ごとの将来の姿

本市では「第3次佐賀市総合計画」において、中心拠点・地域拠点や各種ゾーンを設定しています。本計画ではこれらを基に4つの地域ごとの将来の姿を次のとおり定めます。

### ●都市ゾーン

- ・都市はコンパクトに集約され、居心地がよく歩きたくなるまちが実現しています。
- ・街なかを走る車は、EVやFCV\*等の次世代自動車\*へ移行しています。
- ・街なかの河川や農業用水路(クリーク)は、都市の貴重な自然として、多くの市民に愛され利用されています。
- ・神野公園トンボ池では、家族連れや子どもたちでにぎわい、多くのトンボが飛び交う姿がみられます。
- ・事業所や住宅には、太陽光発電及び蓄電池等の再生可能エネルギーの導入が進んでいます。
- ・ビルや事業所には、屋上緑化や壁面緑化が施され、都市部の気温上昇を緩和しています。
- ・住宅の建設には積極的に地元産材が活用され、森林のライフサイクルがたもたれています。
- ・ボランティアによるごみ拾いや河川清掃が行われています。

### ●田園集落ゾーン

- ・水田をはじめとする農地やため池、農業用水路(クリーク)は、淡水魚やトンボ、植物など、多様な生物の生息・生育の場になっています。
- ・佐賀平野を中心に生息しているカササギは、カチガラスの愛称で市民に親しまれています。

### ●山村集落ゾーン

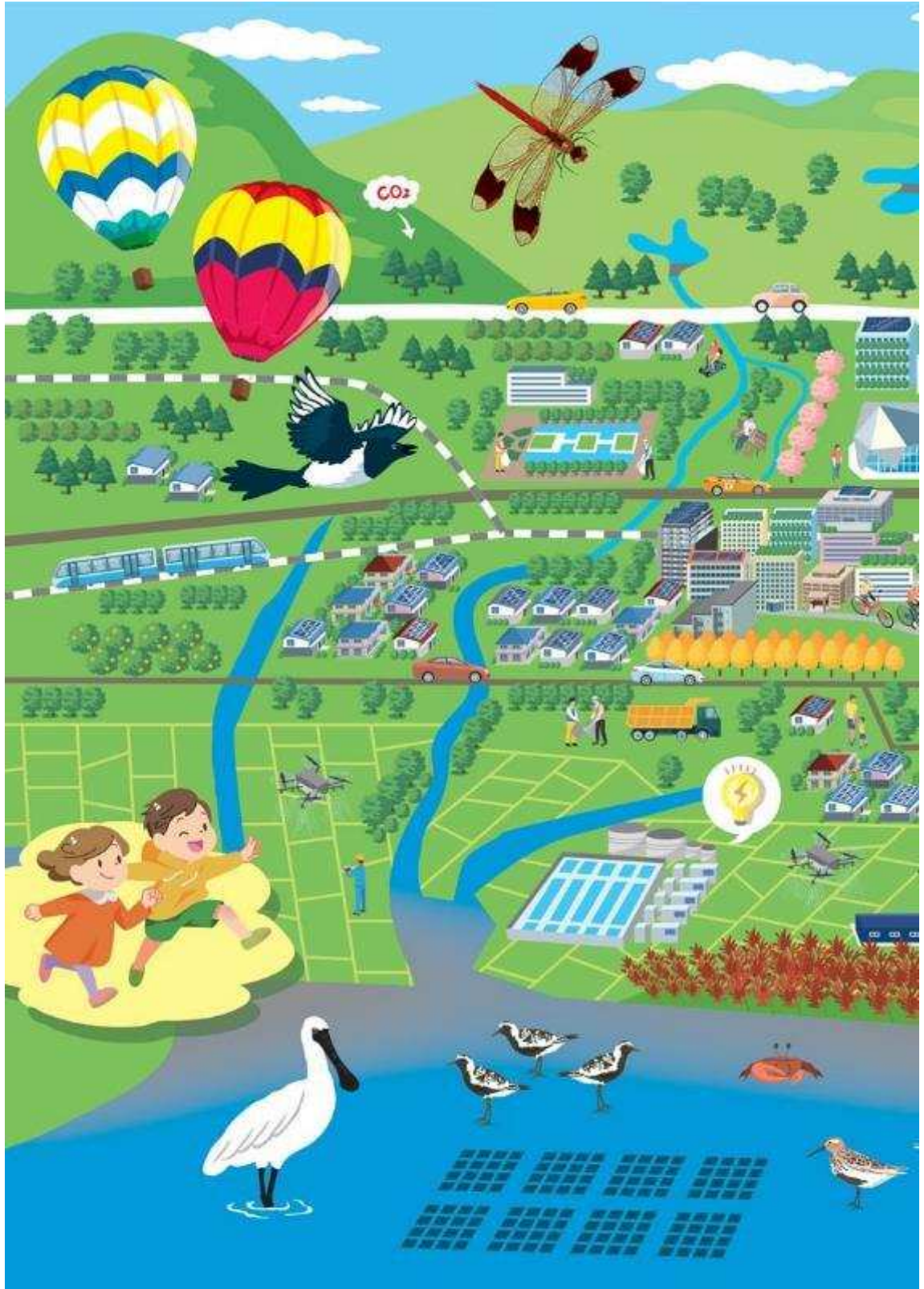
- ・森林浴や散歩、自然と触れ合う様々な体験活動など、多くの人々に森林が利用されています。
- ・森林の多面的機能の重要性が広く認識され、様々な人々が森林管理に関わっています。その一環として、自然災害に強い森林づくりが行われています。
- ・エリートツリー\*等の成長に優れた苗木が活用されています。

### ●有明海沿岸ゾーン

- ・干潟には、シチメンソウなどの植物や、ムツゴロウやワラスボなどの希少な水生生物やシギ・チドリ類をはじめとした渡り鳥など、多種多様な生きものがみられます。ノリ養殖を営む人々の生活が感じられる里海の景観が広がっています。
- ・海岸清掃活動に参加するボランティアの姿がみられます。

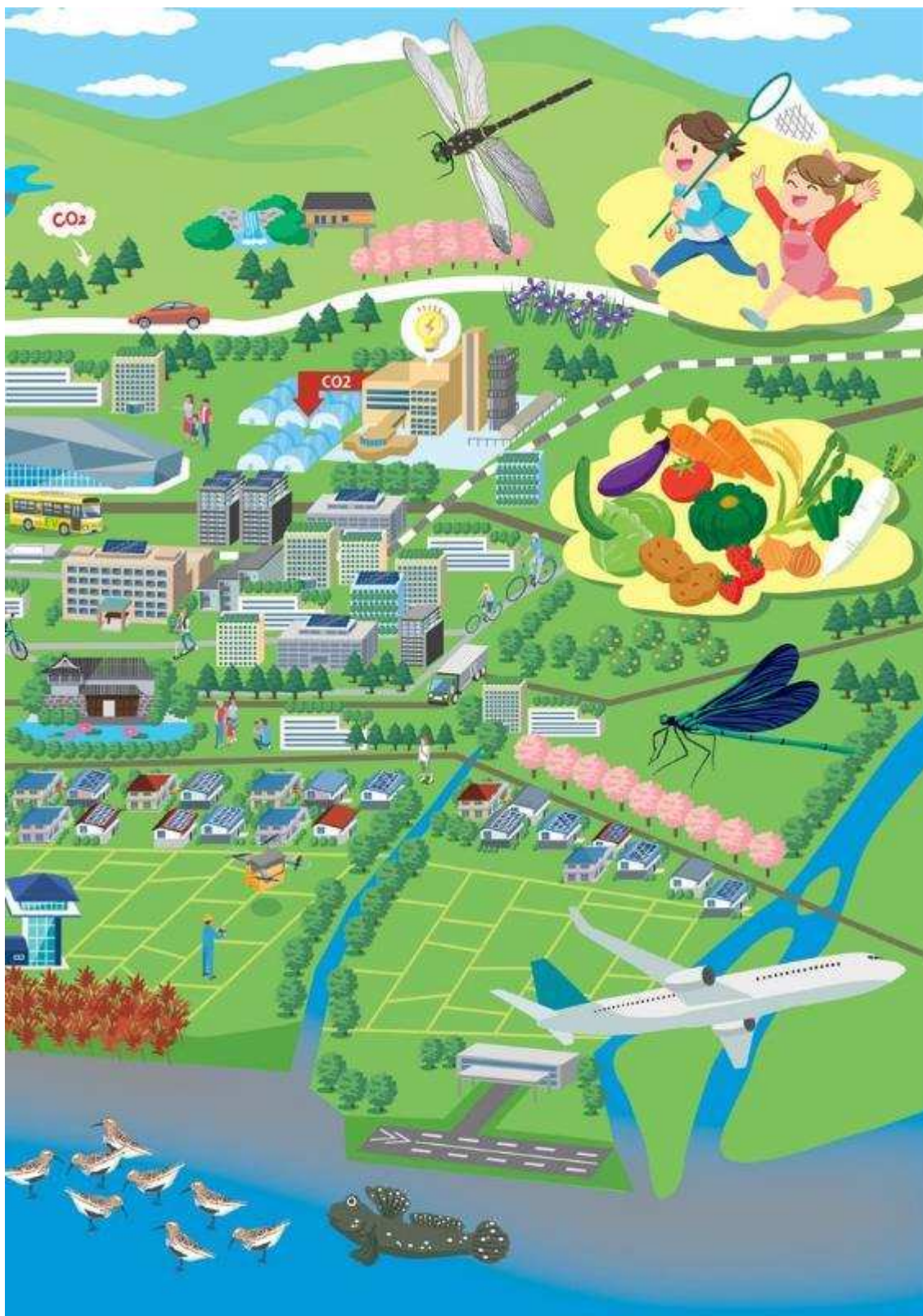
### 3 2034年の佐賀市のイメージ

私たちが暮らす本市は、脊振・天山山系のみどりと清らかな水、佐賀平野に広がる農業用水路（クリーン物問題など、私たちの生活に起因する自然や生態系への影響が環境問題として浮き彫りになっている時）私たちが、本市の豊かな自然を保全し、次世代へ継承していくために、今後は市民一人一人の生活の質、



ーク)や田園、干潟が広がる有明海など豊かな自然に恵まれた地域です。一方で、地球温暖化問題や廃棄代でもあります。

幸福度等の向上や循環共生型社会、脱炭素社会、ネイチャーポジティブ等への取組が求められます。



## トンボ

### ●ミヤマアカネ



日本で最も美しい赤トンボと言われていいます。翅に褐色の帯を持ち、飛ぶ時に帯が輪を描き美しい姿が見られます。

### ●アオハダトンボ



外見的特徴としてはオスの翅が濃い青色をしており、体は全体的に金属的な光沢を持った青緑色です。

### ●オニヤンマ



体長は約10cmで、黒色の地に黄色の縞模様が入っており、頭の部分にある複眼が緑色で左右の眼がくっついてい

## 野鳥・生きもの

### ●カササギ(カチガラス)



黒いカラスに比べてひと回り小ぶりで、胸とお腹が白いのが特徴です。

### ●クロツラヘラサギ



大型の白い水鳥で、ヘラのような長い嘴を持っています。冬鳥として、日本に越冬にやってきます。

### ●ダイゼン



全体的に灰色をしています。夏羽は銀色と黒色の斑模様をしており、お腹は黒いです。一方、冬羽は灰褐色の羽毛に白い斑紋が入り、お腹も灰褐色になります。

### ●ハマシギ



全体的に灰色をしています。繁殖期の夏には頭から背中にかけて赤味がかかった褐色になり、お腹から足の付け根が黒くなります。冬になると全身が淡い灰色になりお腹も真っ白になります。

### ●シオマネキ



オスの片方の鋏がとても大きくなるのが特徴です。体長は、約2cm~4cmの小型カニで、体は薄い赤色をしています。

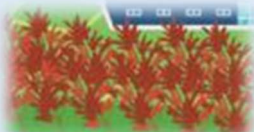
### ●ムツゴロウ



体は暗灰色で、頭、体、鱗に青く輝く斑点が散在します。眼は突出し、眼下に眼を収納するくぼみがあります。河口に広がる軟泥干潟に巣穴をほって生息します。

## 植物

### ●シチメンソウ



高さは20cm~40cm程度で、葉っぱがこん棒状に枝分かれして伸びた独特の形をしています。満潮時に潮をかぶり干潮時には干潟になる環境で生育する貴重な塩生植物です。

### ●エヒメアヤメ



草丈は7cm~10cmで、春先に直径4cmほどの紫色の花を咲かせます。久保泉町帯隈山山麓に自生する、希少な植物です。

## 第4章 環境将来像の実現のための取組

# I 環境施策の体系

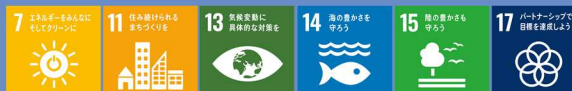
将来像

基本目標

みんな  
で  
創  
り  
育  
む  
ト  
ン  
ボ  
舞  
う  
み  
ど  
り  
豊  
か  
な  
ま  
ち  
さ  
が

## 1 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち (脱炭素社会の実現)

【関連するSDGs】



## 2 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち (循環型社会の実現)

【関連するSDGs】



## 3 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち (自然共生社会の実現)

【関連するSDGs】



## 4 安全で快適な生活環境のまち (生活環境の向上)

【関連するSDGs】



## 環境項目

## 施策の方向

### 1-1 脱炭素型ライフスタイルの推進

- 市民・事業者の脱炭素につながる行動の推進
- 低炭素型の交通環境整備推進

### 1-2 脱炭素イノベーションの創出・脱炭素経営の推進

- 脱炭素経営の推進
- 先進技術の創出

### 1-3 再生可能エネルギーの普及促進

- 地域への再生可能エネルギー等の普及促進

### 1-4 気候変動への適応

- 県及び事業者等と連携した適応策の展開

### 2-1 3Rの推進

- 3Rの推進
- 市民・事業者の意識啓発及び取組
- 食品ロス削減対策

### 2-2 循環経済システムの構築

- プラスチックの資源循環の促進
- バイオマスの有効利用
- 廃棄物等エネルギーの活用促進

### 2-3 ごみの適正処理

- 処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持

### 3-1 清らかな水辺の確保

- 水辺空間の整備
- 河川等の機能保全及び清掃活動の促進

### 3-2 豊かなみどりの確保

- 森林の整備と保全
- 農用地の確保
- 緑地の創造と保全

### 3-3 生物多様性の保全

- 健全な生態系の保全
- 自然観光資源の保全と活用
- 外来生物対策

### 3-4 自然環境と調和したまちづくり

- 都市景観の形成
- 歴史文化的な環境の保全

### 4-1 身近な生活環境の保全

- 生活に密着した環境問題の改善
- 市民清掃活動の推進と支援
- 安全な水道水の安定供給

### 4-2 生活排水の対策

- 下水・し尿の処理

### 4-3 地域環境の保全

- 公害・化学物質等発生の防止

## 2 環境施策の展開

基本目標 1

### 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち

#### ～ めざす姿 ～

2050年「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向け、家庭や事業所における省エネ対策や再生可能エネルギー利用、脱炭素技術の積極的な導入等の取組を浸透させ、快適な暮らしと脱炭素を両立したまちをめざします。

#### ～ 現状と課題 ～

- 脱炭素型  
ライフスタイル** ● アンケートの結果、市民の一部では日常生活において環境を意識した省エネ行動等に積極的に取り組んでおり、今後は、市民の行動変容を促し、省エネ行動等に取り組む市民をさらに増加させる必要があります。
- 脱炭素  
経営** ● 本市では、脱炭素に向けた取組を実施する事業者または団体を本市のパートナーとして認定し、一緒に取組を進めています。  
● 事業者には環境に配慮した経営への転換や脱炭素社会の構築に向けた新しい技術の開発や導入に対して積極的に取り組むことが求められます。
- 再生可能  
エネルギー** ● 地球温暖化の原因の一つとされる化石燃料の消費を抑える手段として、再生可能エネルギーの普及が進んでおり、特に太陽光発電の導入が盛んに行われています。  
● 太陽光発電及び蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの自家消費の拡大を図る必要があります。
- 適応策** ● 農産物の品質低下や、短時間強雨や大雨による水害の発生、熱中症リスクの増加などの気候変動による影響が本市でも見られており、その被害や影響を回避・軽減させるための対策が必要となっています。

#### ～ 成果指標と目標値 ～

指標	現状値 (2021年度)	目標値 (2034年度)
温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	41%削減*	60%削減*

※統計データの更新に伴い数値が変更になる可能性があります。

## 【環境項目1-1】脱炭素型ライフスタイルの推進

### ● 施策の目標

市民や事業者に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。

施策1 市民・事業者の脱炭素につながる行動の推進	関係課
<p>● 市民・事業者の行動変容の促進</p> <p>デコ活*に関する情報収集・情報発信や出前講座*を行い、“環境にやさしい行動”をまとめた「佐賀市環境行動指針*」を普及啓発に活用するなど、脱炭素に向けた市民等の具体的な行動を促します。</p> <p>省エネや再エネ利用等に取り組む市民等に対して、市内の各種施設において割引等の優遇措置を付与するインセンティブ制度を検討します。</p>	環境政策課
<p>● 地産地消*の推進</p> <p>地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消の活動を継続するとともに、学校給食への地域産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取組を支援します。</p>	農業振興課 森林整備課
<p>● 省エネ性能の高い住宅及び設備・機器等の普及推進</p> <p>住宅等の断熱化及び省エネ性能の向上を促し（ZEH*の推進）、家電や設備の更新時における省エネ性能の高い機器の導入の普及推進を行います。</p>	建築指導課 環境政策課
<p>● 自動車利用に伴う温室効果ガス排出量の削減推進</p> <p>EV 充電インフラの整備を進め、電気自動車やハイブリッド自動車等の温室効果ガスの排出が少なく、燃費性能に優れた低公害車への切替を促すとともに、エコドライブ*の普及を推進します。</p>	環境政策課
<p>● 市役所自身の脱炭素につながる行動の推進</p> <p>(i) 職員一人ひとりの脱炭素につながる行動の推進</p> <p>地球温暖化対策実行計画（事務事業編）*に基づき、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。</p>	環境政策課
<p>(ii) 公共交通機関の環境負荷低減</p> <p>市営バスにおいて、一部車両の燃料の軽油からバイオディーゼル燃料への切り替えや、アイドリングストップ*バスの計画的・継続的な導入を進めます。</p> <p>また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組み、環境負荷を軽減します。</p>	交通局
<p>(iii) 物品調達におけるグリーン購入*の推進</p> <p>市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。</p>	契約監理課

施策2 低炭素型の交通環境整備	関係課
<p>● <b>公共交通機関の利用促進</b>            社会ニーズに合わせた路線バスダイヤの設定やルート変更、運行形態変更等、公共交通での移動ができるよう利便性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進するとともに、シェアサイクル等の交通サービスの充実を図ります。</p>	交通政策課 交通局
<p>● <b>まちなかウォークブルの推進</b>            佐賀駅の南北軸を中心に魅力ある街並みを整備し、居心地がよく歩きたくなる空間の創出に向けた取組を推進します。</p>	都市政策課 中心市街地振興室
<p>● <b>安全で快適な歩行空間及び自転車走行空間の整備</b>            歩行空間の整備を行い、安全で快適に通行できる環境の向上を図ります。            また、佐賀市自転車利用環境整備計画に伴い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」をめざして、駐輪場の整備や自転車利用空間の整備など、安全で快適な環境整備を行います。</p>	道路整備課 建設監理課 中心市街地振興室
<p>● <b>快適で安全な交通環境の整備</b>            生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。</p>	道路整備課

### 〈デコ活〉

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」が展開されています。「デコ活」とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

本市においても、市民や事業者のみなさんとデコ活を実践し、脱炭素社会の実現をめざしていきます。



資料：環境省「デコ活のロゴマーク」

**デコ活アクション** まずはここから

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク

資料：環境省「デコ活アクション」

資料：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」

## 【環境項目1-2】脱炭素イノベーションの創出・脱炭素経営\*の推進

### ● 施策の目標

事業者に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、脱炭素経営への転換を促進し、地球温暖化防止への貢献をめざします。

施策1	脱炭素経営の推進	関係課
● 脱炭素経営の意識醸成・普及促進	脱炭素に取り組む事業者を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、優れた取組の水平展開を図ることで、市域の脱炭素経営の意識醸成・普及促進を図ります。	環境政策課
● 環境経営の推進	環境経営認証(エコアクション 21*, 中小企業向け SBT*等)の新規取得や再エネ 100 宣言 REAction*への参加を促します。	環境政策課
● 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化*促進	事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を促すため、温室効果ガス排出量の算定(見える化)の促進を図ります。	環境政策課
● 省エネ診断・省エネ最適化診断の受診促進	温室効果ガスの排出削減に関する具体的な取組の実施に繋げるため、事業者による省エネ診断や省エネ最適化の受診を促進します。	環境政策課
● 建築物の ZEB 化の推進	建築物の ZEB 化及び省エネ化の普及啓発を行います。	環境政策課
● 高効率省エネ機器等の導入促進	省エネ性能の高い設備・機器等の普及啓発を行います。	環境政策課
● 省エネ型農業機械、施設園芸設備の普及拡大	省エネ型の農業機械及び施設園芸設備の普及拡大を図り、農作物の生産に伴う温室効果ガスの排出量を削減します。	農業振興課

### 〈脱炭素経営〉

脱炭素経営とは、気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営のことで、経営リスク低減や成長のチャンス、経営上の重要課題として全社を挙げて取り組むものです。脱炭素経営を事業成長へのチャンスと捉え、カーボンニュートラルに向けて全社を挙げて取り組み、新たな強みを作ろうとする考え方が広がっています。



資料：環境省「脱炭素経営で未来を拓こう」

施策2 先進技術の創出	関係課
<p>● <b>スマート農業の推進</b> ドローンやAI等を活用した農業技術の普及拡大を図り、農作物の生産性向上及び省エネ化を図ります。</p>	農業振興課
<p>● <b>農業における CO<sub>2</sub> 排出量・削減量の見える化推進</b> 佐賀県・民間企業と開発したソフトウェアを活用し、CO<sub>2</sub> 排出削減量、施設園芸におけるコスト削減効果等を見える化します。</p>	バイオマス産業推進課 農業振興課
<p>● <b>有機物の施用等による農地土壌への炭素貯留(バイオ炭*等)</b> 農作物残渣等を活用したバイオ炭の生成及び農地土壌への施用の可能性を検討し、排出削減技術の確立をめざします。</p>	バイオマス産業推進課 農業振興課
<p>● <b>スマート林業の推進</b> 林業事業者が行う ICT*機器の導入や、活用のための研修等を実施し、スマート林業の推進を支援します。</p>	森林整備課
<p>● <b>グリーン電力証書*システムの普及促進</b> グリーン電力証書のシステムや清掃工場における環境価値創出の実績等を紹介するとともに、グリーン電力証書に関する相談・情報提供等の支援をします。</p>	施設機能向上推進室
<p>● <b>カーボンプレジットの活用推進</b> J クレジット制度*を活用した排出削減活動のクレジット認証及びカーボン・オフセットを推進します。 また、国際認証を受けた高付加価値 CO<sub>2</sub> の創出・販売を推進します。</p>	森林整備課 バイオマス産業推進課 施設機能向上推進室

### 〈グリーン電力証書〉

グリーン電力証書は、太陽光、風力などの自然を利用した再生可能エネルギーから発電された電力から「CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを排出しない」という環境価値を、電気そのものの価値とは切り離し、取引可能にしたものです。自社に再生可能エネルギー発電設備がない場合でも、グリーン電力証書の購入を通して、再生可能エネルギーの普及に貢献できるのが大きな特徴です。



## 【環境項目1-3】 再生可能エネルギーの普及促進

### ● 施策の目標

市役所自らが再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、創エネルギー\*の重要性を市民や事業者等に発信し、太陽光やバイオマス\*など、本市の特性に適した再生可能エネルギーの普及に努め、脱炭素社会の構築を推進します。

施策1 地域への再生可能エネルギー等の普及促進	関係課
<p>● 再生可能エネルギーの普及促進</p> <p>住宅及び事業所への太陽光発電及び蓄電池の導入を促進するとともに、農地における太陽光発電や山間部における小水力発電の導入、木質バイオマス*のエネルギー利用を図ります。</p>	<p>環境政策課 施設機能向上推進室 森林整備課</p>
<p>● 未利用エネルギーの有効活用の推進</p> <p>太陽光発電の余剰電力を活用するため、蓄電池の利用拡大や水素製造装置等の整備に向けた情報収集・情報発信に努めます。</p> <p>また、地中熱*を空調などの熱源として利用するなど、未利用エネルギーの活用を推進します。</p>	<p>環境政策課 施設機能向上推進室 循環型社会推進課</p>
<p>● 市役所自身の再生可能エネルギーの活用</p> <p>回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。</p> <p>また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。</p>	<p>森林整備課 循環型社会推進課 バイオマス産業推進課 上下水道局下水道施設課</p>

### 〈普及可能性のある再生可能エネルギー〉

#### 営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)

農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、その下で農業を行いながら発電を行う仕組みです。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。



資料：農林水産省

#### 小水力発電

出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備です。発電方式は、河川に流れる水をダムに貯めることなく直接取水し、利用する「流れ込み式」が一般的です。基本的に落差と流量が見込める一般河川、農業用水、砂防ダムなどに設置します。洞鳴の滝には小水力発電設備が設置されています。



資料：洞鳴の滝

#### 木質バイオマス

木質バイオマスとは、バイオマス資源の一種で、木材からなるバイオマス資源です。木質バイオマスは、森林によるCO<sub>2</sub>の吸収を通じて再生産が可能であり、森林生態系の再生能力の範囲内で利用すれば、大気中のCO<sub>2</sub>の量が増加することはありません。こうした考えから、木質バイオマスなどの植物由来の燃料は、炭素(カーボン)の排出と吸収が差し引きゼロとなる「カーボンニュートラル」の特性を有しています。

## 【環境項目1-4】 気候変動への適応

### ● 施策の目標

温室効果ガスの排出量削減を行う取組を進めるとともに、すでに現れている気候変動の影響や今後、避けることができない影響への適応策を推進します。

施策1	県及び事業者等と連携した適応策の展開	関係課
<p>● <b>農林水産業</b></p> <p>気候変動に適応した農作物への転換支援に努めます。 また、有明海の漁業者へ県で計測している海況・気象データを情報提供するなどの支援を行います。</p>		<p>農業振興課 水産振興課</p>
<p>● <b>水資源・水環境</b></p> <p>水道出前講座や施設見学等の実施により、水の重要性の啓発を行うとともに、安全で安心な水が供給できるよう、設備の更新や整備を計画的に行います。</p>		<p>上下水道局総務課 上下水道局水道工務課 上下水道局浄水課</p>
<p>● <b>自然生態系</b></p> <p>「東よか干潟」の保全と活用を各主体と協働で推進します。 集中豪雨等、予測される気候変動の影響を考慮し、多様な自然環境の保全に取り組みます。 水辺環境を適切に整備・管理するため、浚渫や伐採を実施し、河川や水路等の機能保全を図ります。</p>		<p>環境政策課 河川砂防課 農村環境課 南部建設事務所 北部建設事務所</p>
<p>● <b>自然災害</b></p> <p>雨水ポンプや雨水幹線等の整備による浸水対策事業の推進や、ハザードマップによる市民・地域への自然災害の被害想定への周知、防災意識の高揚を図ります。 また、食料、飲料水、生活必需品等の供給及びこれらの物資の輸送、燃料の補給等に関して民間事業者との協定締結に努めます。</p>		<p>河川砂防課 危機管理防災課 企業立地課</p>
<p>● <b>健康</b></p> <p>感染リスクに係る情報発信や熱中症予防に関する注意喚起等の対策を行います。 また、熱中症対策として、一時的に暑さをしのぐ場所「涼み処*」を開放し、危険な暑さから市民の健康を守ります。</p>		<p>健康づくり課</p>
<p>● <b>市民生活</b></p> <p>市民が気候変動へ関心を持ち、居住環境やライフスタイルの工夫に努めるよう、効果的な施策を検討していきます。</p>		<p>環境政策課</p>

## 基本目標 2

# 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち

### ～ めざす姿 ～

市民や事業者が自ら進んで3Rに取り組み、大量生産・大量消費型の社会から、環境に配慮した持続可能な資源循環型のまちづくりをめざします。

### ～ 現状と課題 ～

#### 3Rの 推進

- 1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、全国平均や佐賀県平均と比較すると、まだ多い状況にあり、さらなるごみの減量化及び資源化の推進に向けた取組を進める必要があります。
- 本市のリサイクル率は県内平均よりも低い状況にあり、分別徹底等の取組によりリサイクル率の向上を図る必要があります。
- 一般家庭から排出される燃えるごみのうち、生ごみの割合が最も多くなっており、生ごみの減量に向け、家庭用生ごみ処理容器の普及・拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭ごみのごみ質組成調査(令和6年6月実施)では、手付かず食品や食べ残しなどの「食品ロス」が17.8%含まれており、食品ロスの削減に向けた効果的な取組を今後も継続して実施する必要があります。
- 清掃工場に許可業者が搬入する燃えるごみの内訳は、事業所からのちゅう芥類、事務所や店舗からのその他紙などの紙類が大半を占めており、事業系ごみの減量に向けた取組を進める必要があります。

#### 循環経済 システム

- 家庭系燃えるごみの中には、資源化可能なプラスチック製容器包装やプラスチック製品等が多く含まれています。
- 「プラスチック資源循環促進法」の施行により、市町村に対し排出抑制やプラスチック製品の分別収集及びリサイクルなどの3R+Renewableの促進が求められており、プラスチックの分別リサイクルを進めていく必要があります。
- 本市では、清掃工場での廃棄物焼却熱利用、下水浄化センターでの消化ガス発電等、廃棄物資源のエネルギー利用に取り組んでいます。温室効果ガス排出量の削減にも貢献しており、今後も継続して取り組む必要があります。

#### 適正処理

- 一般廃棄物最終処分場\*を長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

### ～ 成果指標と目標値 ～

指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2034年度)
1人1日当たりごみ総排出量	936g	855g
1人1日当たり収集もえるごみ排出量	456g	416g
リサイクル率	20.9%	22%以上

## 【環境項目 2-1】 3R の推進

### ● 施策の目標

廃棄物のさらなる削減に向けて、市民や事業者に対して、情報提供や体験学習等を通じた啓発等により、3R を推進するとともに食品ロスの削減等の課題に対応していくことで、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー」への転換をめざします。

施策Ⅰ 3Rの推進	関係課
<p>● <b>家庭系ごみのリデュースの推進</b> 環境に配慮した製品やサービスの利用について市民に向けた情報発信や給水スポットの市内への設置によるマイボトルの利用促進を行い、ごみを出さない生活を送る市民意識の醸成に努めます。 また、市内各地で生ごみ減量の講座の実施や相談・サポート、家庭用生ごみ処理容器等の購入補助を行います。</p>	循環型社会推進課 環境政策課
<p>● <b>家庭系ごみのリユースの推進</b> 家庭に眠る不用品のリユースを推進するために、佐賀市エコプラザでの再生品販売やエコマーケットの開催、民間リユースの情報提供等を通して、「捨てる」以外の選択肢を提供し、ごみとして処分される物の減量に取り組みます。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>家庭系ごみのリサイクルの推進</b> 地域による資源物回収運動の支援や紙ごみのごみ出しルールの工夫、様々な機会を利用しての分別徹底の周知などによりリサイクルを推進します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>事業系ごみのリデュース・リユースの推進</b> 事業系一般廃棄物*を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化・リサイクルを計画的に進めることを求めています。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>事業系ごみのリサイクルの推進</b> 資源となる紙ごみについては清掃工場での焼却を行わないこととし、燃えるごみとの分別を徹底していくことで古紙リサイクルを推進します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>3R 行動に対するインセンティブの検討</b> 3R に関する行動に対し、ポイント付与による特典など、楽しみながらごみ減量の取組ができる環境づくりについて検討します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>可燃ごみ搬入時の検査及び指導</b> 清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。</p>	循環型社会推進課

施策2 市民・事業者の意識啓発及び取組	関係課
<p>● <b>ごみの排出等に関する市民の意識啓発</b>            動画やパンフレット、アプリ等で「佐賀市の正しいごみの出し方」について分かりやすく周知するとともに、市報やホームページ等を活用し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの情報を定期的に提供します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>ごみの排出等に関する事業者の意識啓発</b>            生ごみを多量に排出する事業者への、生ごみ処理機によるリサイクルの情報提供（導入費の補助制度等）、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量方法や適正な分別等の啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>ごみ減量に関する学習の場の提供</b>            清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催、SNS 等を使用したエコプラザからの情報提供等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>市役所自身のごみ減量行動の推進</b>  <b>(i) 公共工事建設副産物のリユース・リサイクル</b>            「佐賀市建設副産物処理方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。</p>	建築指導課
<p><b>(ii) 浄水・下水汚泥の有効活用</b>            浄水処理の過程で発生する汚泥は園芸用改良土の資材として活用し、下水処理の過程で発生する汚泥については肥料化に努めます。</p>	上下水道局浄水課 上下水道局下水道施設課
<p><b>(iii) DX*によるペーパーレス化の推進</b>            文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等への ICT 活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。</p>	総務法制課 財政課 契約監理課 デジタル推進課
施策3 食品ロス削減対策	関係課
<p>● <b>食品ロスに関する普及啓発</b>            毎月 30 日と 10 日は、家庭でできる食品ロス削減の取組を实践するよう「家庭版 3010 運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者への啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>未利用食品の有効活用</b>            食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」やフードドライブ等、未利用食品の有効活用を推進します。</p>	循環型社会推進課

## 【環境項目 2-2】 循環経済システムの構築

### ● 施策の目標

プラスチックの資源循環の促進及び廃棄物のリサイクル、エネルギー利用を推進します。

施策1 プラスチックの資源循環の促進	関係課
<p>● <b>プラスチックごみの削減</b> 使い捨てプラスチック製品の使用抑制やプラスチック使用量が少ない製品や代替商品の利用等の普及促進を図ります。 プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者に向け、リサイクルしやすい商品の開発やプラスチック製品の排出抑制等の普及啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>プラスチック再資源化の推進</b> プラスチック製容器包装やプラスチック製品の分別・リサイクルについて検討し、プラスチックごみを資源として回収する仕組みを構築します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>海洋プラスチックごみ対策の啓発</b> 大雨時等に有明海に流入するプラスチックごみの状況等を周知するとともに、市民への啓発活動を実施します。</p>	循環型社会推進課 環境政策課
<p>● <b>ペットボトルの完全循環リサイクルの推進</b> ペットボトルをごみではなく資源として活用し、もう一度ペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」という完全循環型リサイクルを実施します。</p>	循環型社会推進課

施策2 バイオマスの有効利用	関係課
<p>● <b>草類、剪定枝のリサイクル</b> 本市の施設に搬入された剪定枝の一部をチップ化し、市民への無料配布を継続するとともに、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>高品質バイオディーゼル(HiBD)の利用</b> 使用済みの天ぷら油を回収・精製し、バイオディーゼル燃料として再生させ、市営バスやごみ収集車の燃料として活用することでその運行に伴う温室効果ガス排出量を削減します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>食品廃棄物の資源化</b> 事業系の食品廃棄物を焼却処理するのではなく、民間のごみ処理施設でのバイオマス発電等により資源化する取組を推進します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>民間活用による新たな地域循環圏*リサイクルの研究</b> 民間企業の活力や創意工夫を積極的に活用できる環境を整備し、生ごみや紙おむつ等のリサイクル推進に向けた調査研究を継続します。</p>	循環型社会推進課

施策3 廃棄物等エネルギーの活用促進	関係課
<p>● 廃棄物焼却熱の活用 清掃工場の廃棄物焼却熱を利用して発電し、市有施設へ電力供給するとともに、同時に発生する余熱を周辺施設へ供給します。</p>	施設機能向上推進室 循環型社会推進課
<p>● 下水道バイオガスの利用促進 下水浄化センターでの消化ガス発電と廃熱有効利用を促進します。</p>	上下水道局下水道 施設課
<p>● 微細藻類*の培養による資源創出 「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等を行うとともに、清掃工場で発生する二酸化炭素等を活用して微細藻類を培養し、その藻類から抽出した有用成分やオイルを使った健康食品や化粧品等、幅広く商業化が期待できる藻類を活用した事業展開を図ります。</p>	バイオマス産業推進課
<p>● CCU 事業の推進 ごみ焼却時に排出されるガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取組を推進します。</p>	循環型社会推進課 バイオマス産業推進課

### 〈佐賀市清掃工場〉



佐賀市清掃工場

佐賀市清掃工場では、ごみの焼却時に発生する余熱を利用した廃棄物発電及び清掃工場内の機器冷却塔から流れる冷却水の有効落差を利用した小水力発電を行っています。

#### サーマルリカバリー\*

ごみ焼却過程で生じる熱を発電や温水として利用するサーマルリカバリーに取り組んでいます。

発電した電気は、清掃工場での自家消費以外に健康運動センター、市立の小中学校等へ供給し、電力の地産地消を図っています。



健康運動センター

#### 小水力発電

施設内で冷却水を循環させ、高温になる焼却炉などのごみ焼却施設とタービン発電機を冷やしています。その冷却水が通る配管に水車発電機を設置し、建物屋上の機器冷却塔から流れ落ちる2.2.5メートルの落差を利用して電気をつくります。発電した電気は、市立の小中学校で使われています。



水車発電機

## 【環境項目 2-3】 ごみの適正処理

### ● 施策の目標

環境に配慮した、安全で効率的なごみ処理施設の維持管理を行います。

施策 I	処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持	関係課
	<p>● <b>処理施設の適正な維持管理</b> ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。</p>	循環型社会推進課
	<p>● <b>最終処分場の維持管理と改修整備</b> 埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を行います。</p>	循環型社会推進課 施設機能向上推進室
	<p>● <b>ごみステーションの適正管理</b> 地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。 また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。</p>	環境保全課
	<p>● <b>ごみの収集運搬</b> 地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。</p>	循環型社会推進課 環境保全課
	<p>● <b>資源物持ち去り行為防止対策</b> ごみ集積所に出された再生可能な資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。</p>	循環型社会推進課 環境保全課
	<p>● <b>高齢者へのごみの排出支援の検討</b> ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者を対象に、玄関前でごみを収集する戸別収集の実施を検討します。</p>	環境保全課

## 基本目標 3

# 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち

### ～ めざす姿 ～

本市の豊かな水とみどり、希少な生態系が残る個性的な自然環境は、私たちの暮らしに安らぎや癒しを与える存在であるとともに、魅力的な景観の形成、人々の憩いの場の提供など様々な役割を果たしています。

今後も、佐賀の経済・社会を支える基盤である自然と共生した快適なまちづくりをめざします。

### ～ 現状と課題 ～

#### 水辺

- 河川や農業用水路(クリーク)には特定外来生物の水草が繁茂し、水路や農業被害、在来種への影響が危惧されています。
- 市内の団体や個人のみなさんが、ボランティアで河川清掃に取り組んでいますが、高齢化や人口減少が進むなか、継続的な活動に向けた担い手確保及び担い手の負担軽減等が必要になっています。
- 農業用水路(クリーク)や干潟等に希少な生態系が残る個性的な自然環境を有しており、開発時にはこれらの自然環境に配慮した工法等を採用する必要があります。

#### みどり

- 本市の北部に位置する脊振山系山麓一帯の豊かな自然環境や古湯・熊の川温泉といった歴史ある温泉地など多様な地域資源を擁しており、自然資源を活用した地域活性化を図っています。
- 本市の森林は、伐採適齢期を迎える箇所も多くあり、早急に森林整備を進めていく必要があります。
- 市民は、みどり及び水辺等の様々な自然環境を有した公園、田園風景に愛着を持っており、水辺や森林の保全、農地の確保等を進める必要があります。

#### 生物

- 本市の広大な佐賀平野には、淡水魚やトンボ、植物などの多様な生物が生息・生育しています。
- ラムサール条約に登録されている東よか干潟は、日本一のシギ・チドリ類の渡来数を誇り、ムツゴロウやワラスボなどユニークな生きものが数多く生息しています。
- 東よか干潟は、紅葉するシチメンソウの鑑賞やバードウォッチングなど、自然体験の場や観光資源として重要な役割を担っている一方、流木やよしくずの他、プラスチック類などの生活系ごみも多く漂着しており、保全と適正利用を進める必要があります。

#### 景観

- 屋外広告物は、自然やまちの景観を損なう要因となり得るため、佐賀市屋外広告物条例に基づいた規制・誘導を進めていく必要があります。

### ～ 成果指標と目標値 ～

指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2034年度)
市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	55.7%	61.2%
市民1人当たりの都市公園*面積	8.1㎡	8.4㎡

※都市公園：人々のレクリエーション空間の創出、良好な都市景観の形成、生物多様性の確保等を目的として国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地です。本市には街区公園、「トンボの池公園」等の近隣公園、「干潟よか公園」等の総合公園等があります。

## 【環境項目 3-1】 清らかな水辺の確保

### ● 施策の目標

水辺の環境を、生活にうるおいと安らぎをもたらす身近な自然空間として保全するとともに、触れ合いをもたらす親水空間を創出し、自然と共生するまちをめざします。

施策 1 水辺空間の整備	関係課
<p>● 親水空間の創出</p> <p>市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。</p>	<p>河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>
<p>● 多自然型護岸*の整備</p> <p>河川等の整備に際しては、生物の生息生育環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。</p>	<p>農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>
施策 2 河川等の機能保全及び清掃活動の促進	関係課
<p>● 河川、水路等の機能の保全</p> <p>河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫（水底に堆積した土砂をさらう作業）や護岸整備を随時実施し、美しい水辺環境を整備します。</p>	<p>農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>
<p>● 地域が一体となった農村環境整備</p> <p>地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農村の自然環境や景観を守ります。</p>	<p>農村環境課</p>
<p>● 特定外来生物ナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサ等、水草の除去による水路の機能保全</p> <p>水路の機能保全を図るため、水路管理者によるパトロールや市民からの通報により、特定外来生物ナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサ等、水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去し、他地域への拡大防止に努めます。</p>	<p>農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所 環境政策課</p>
<p>● 市民・事業者主体による河川・水路の清掃</p> <p>市民・事業者が主体となって実施される河川・水路の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。</p> <p>また、市内の河川・水路の清掃に積極的に取り組んでいる企業等をパートナーとして登録し、登録企業等の活動を本市のホームページ等で市内外へPRします。</p>	<p>河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所</p>

## 【環境項目 3-2】 豊かなみどりの確保

### ● 施策の目標

森林や農地は農林業の基盤であるだけでなく、森林と農地の保全が美しい川や海を守り、水辺空間の保全にも寄与します。市内に残るこれらの豊かなみどりを保全するほか、人々の生活の中でみどりを身近に感じることができる快適なみどり空間の創出に向けて、市民との協働により緑化活動を促進します。

施策 1	森林の整備と保全	関係課
	<p>● 市有林の育成 優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。</p>	森林整備課
	<p>● 森林経営管理制度*等の推進 森林整備を促すとともに、森林経営管理制度等を活用し、森林所有者に代わって森林整備を推進します。</p>	森林整備課
	<p>● 森林資源の持続的な利用の促進 市の公共建築物や公共土木工事等において積極的に地元産材の利用を促進します。また、九州（佐賀）の間伐材*を配合したコピー用紙等「木になる紙」の導入の継続と普及促進を図ります。</p>	森林整備課 建築住宅課 契約監理課
	<p>● エリートツリーの普及 森林の循環サイクルを早めた低コスト林業の実現のため、次世代精英樹「サガンスギ」の植栽を推進します。</p>	森林整備課
	<p>● 森林の持つ役割の啓発 市民向けの森林浴体感ツアー等の開催や、植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。</p>	森林整備課 緑化推進課
施策 2	農用地の確保	関係課
	<p>● 農用地の保全 担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地*の解消につなげます。</p>	農業振興課
	<p>● 環境にやさしい農業の推進 有機農業の取組、環境に配慮した機械や燃料効率の高い施設等の導入、環境負荷の少ない農業資材の利用、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業*を推進します。</p>	農業振興課

施策3 緑地の創造と保全	関係課
<p>● 市民・事業者の緑化活動の支援 市民・事業者等と一体となって緑化を推進し、みどりあふれる市街地の形成に努めます。</p>	緑化推進課
<p>● 既存の空間・樹木等を活かした公園の再整備 既存ストックを活用しながら、老朽化した施設の更新・再整備を行うとともに、施設のバリアフリー化や安全性の向上を図ります。</p>	緑化推進課
<p>● 公共地（公共施設、街路等）の緑化の推進 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。</p>	緑化推進課 道路整備課
<p>● グリーンツーリズム*の推進 農業体験、農家等へ民泊、直売所や加工所での買い物、農家レストランでの食事などを通して消費者と生産者を結びつける本市ならではのグリーンツーリズムを推進します。</p>	農業振興課

### 〈ネイチャーポジティブ（自然再興）〉

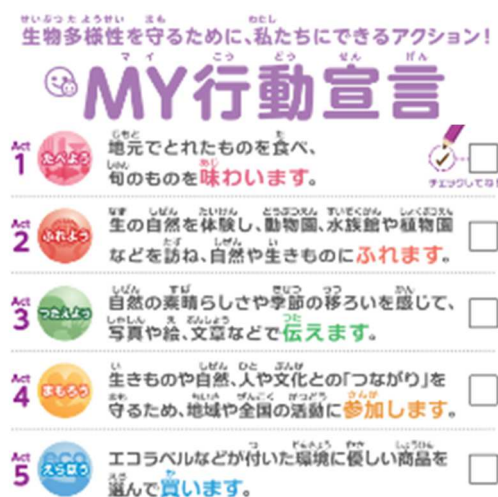
ネイチャーポジティブとは、日本語訳で「自然再興」と言い、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

#### ■「MY 行動宣言」

一人ひとりが生物多様性との関わりを身近な生活の中で実感し、行動してもらうことを目的とした、普及啓発ツールです。

「MY 行動宣言 5 つのアクション」の中からできることを選んで、あなたの「MY 行動宣言」として宣言し、生物多様性を守るために行動しましょう。



資料：環境省「MY 行動宣言の紹介」

## 【環境項目 3-3】 生物多様性の保全

### ● 施策の目標

動植物の生息生育環境を保全するとともに、山・川・海の環境の豊かさを市民が実感することで、生物多様性を保全し、ネイチャーポジティブの実現をめざします。

施策   健全な生態系の保全	関係課
<p>● <b>動植物の生息生育状況の把握</b> 自然環境保全及び地域資源の利活用等、環境施策の基礎資料とするため、動植物の生息生育状況の調査を継続的に実施します。</p>	環境政策課
<p>● <b>生物環境への影響に配慮した公共工事の調整</b> 市が実施する公共工事の実施に当たっては、市内の絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息生育環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います。</p>	環境政策課
<p>● <b>生物多様性を増進する活動の推進</b> 生物多様性増進活動促進法に基づき、市民や事業者・関係機関等と協働して、豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動を推進します。</p>	環境政策課
<p>● <b>干潟の保全</b> 市民や事業者・関係機関等と協力して海岸清掃活動やシチメンソウ保全活動を行い、干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。</p>	環境政策課 東与賀支所総務・地域振興グループ

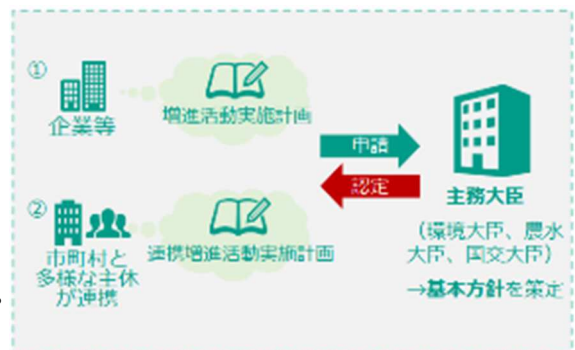
### 〈生物多様性増進活動促進法〉

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性増進活動促進法）が2024年（令和6年）4月19日に公布され、2025年（令和7年）4月の施行を予定しています。同法は、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするものです。

#### ■ 主な措置事項

##### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① 企業等が生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定。
  - ② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けたものは、活動に必要な手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



##### (2) 協定制度の創設

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

資料：環境省「【概要】地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」

施策 2 自然観光資源の保全と活用	関係課
<p>● 北部山麓一帯の活用推進</p> <p>北部山麓一帯の自然や温泉等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。</p>	<p>観光振興課 緑化推進課</p>
<p>● 希少生物の保全と観光資源活用</p> <p>有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」などの希少生物について、住民が行う生息生育環境の保全活動等を支援します。</p>	<p>文化財課 東与賀支所総務・地域振興グループ</p>
<p>● 河畔林(横堤*)の維持管理</p> <p>佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。</p>	<p>農村環境課</p>
<p>● 干潟の観光資源としての活用</p> <p>ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力を生内外へ積極的にPRし、干潟を活かした観光を振興します。</p>	<p>観光振興課 環境政策課</p>
<p>● 交流・学習の機会の提供</p> <p>東よか干潟での自然観察会や湿地交流会、森林を活用した森林浴セラピー及び森林環境教育など、本市の自然を活用した交流・学習の機会を提供し、自然環境保全に対する意識高揚を図ります。</p>	<p>環境政策課 森林整備課</p>
施策 3 外来生物対策	関係課
<p>● 外来生物の侵入状況の把握及び対策方針の設定</p> <p>市内に侵入している外来生物の分布状況を把握するとともに、種の特長や被害状況を踏まえた対策方針を設定し、計画的な外来生物対策を推進します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>● 外来生物に対する市民意識の醸成</p> <p>外来生物の侵入状況や、外来生物による被害状況及び外来生物の除去方法等に関する情報を発信し、市民意識の醸成を行います。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>● 外来生物の除去対策の推進</p> <p>市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業などに悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。</p>	<p>環境政策課</p>

## 【環境項目 3-4】 自然環境と調和したまちづくり

### ● 施策の目標

自然と調和した適正な都市や市街化整備を進めながら、山から海までの自然や、自然と生物が共生する景観が形成されたまちをめざします。

施策 1	都市景観の形成	関係課
	<p>● <b>都市の風致の維持・保全</b> 都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な風致地区*については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。</p>	建築指導課
	<p>● <b>住民主体の環境保全等のルールづくり</b> 住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。</p>	都市政策課
	<p>● <b>良好な景観の形成</b> 一定規模以上の建築物・工作物の建築行為等の際の届出制度による景観誘導や景観への市民の意識醸成を図るとともに、屋外広告物の適正な規制・誘導を行うことにより、良好な景観形成を推進します。</p>	建築指導課

施策 2	歴史文化的な環境の保全	関係課
	<p>● <b>歴史あるみどり空間の保全</b> 天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を行い、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。</p>	緑化推進課 文化財課
	<p>● <b>景観重要建造物等の保存</b> 歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を行います。</p>	建築指導課



本市の保存樹  
八坂神社のクスノキ



景観重要建造物  
與止日女(よどひめ)神社

## 〈ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」〉

### ■ ラムサール条約とは

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

### 【ラムサール条約の3つの柱】

#### 保全・再生

水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

#### ワイズユース(賢明な利用)

ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(Wise Use:ワイズユース)」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。

#### 交流・学習

ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発(CEPA:Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness)を進めることを大切にしています。

### ■ 本市のワイズユースの取組

#### ○ 東よか干潟ラムサールクラブ

市内小中学生を対象とした「東よか干潟ラムサールクラブ」では、干潟の生きものや渡来する野鳥の観察、他のラムサール条約湿地で活動する子供たちとの交流を通じて、東よか干潟の価値や魅力を学びその素晴らしさを多くの人に伝える未来のリーダーが育っています。



東よか干潟ラムサールクラブ

#### ○ シギの恩返し米

2015年(平成27年)5月ラムサール条約湿地登録された東よか干潟周辺の農地で収穫される「シギの恩返し米」は、干潟の生きものに配慮した持続可能な農業を取り入れた新たな農法により栽培されており、高付加価値農産物として地域振興に資するだけでなく、人と自然との持続的な共生を育むブランド米として高い評価を得ています。



シギの恩返し米

## 基本目標 4

# 安全で快適な生活環境のまち

### ～ めざす姿～

市民が日常生活を豊かで快適に過ごすために、空気がおいしく、身近な水やみどりなどの自然を感じられる、安心・安全で衛生的な地域環境を守り、育てていくことをめざします。

### ～ 現状と課題 ～

#### 身近な生活環境

- ごみの野焼き\*や河川への油の流出、アライグマ被害、適正に管理されていない空き家・空き地等に係る苦情・相談が数多く寄せられており、身近な生活環境への市民の関心が高くなっています。
- 人口減少や社会ニーズの変化等に伴い、老朽化した家屋が年々増加しており、景観や防災等の観点から対策が必要となっています。
- 市内の団体や個人のみなさんが、ボランティアでごみ拾い活動に取り組んでいますが、さらなる高齢化や人口減少の進展を踏まえると、活動に関心を持つ層の掘り起こしを行い、参加者拡大を図る必要があります。

#### 生活排水

- 本市を特徴づける河川や農業用水路(クリーク)のきれいさに対する市民の満足度は、他の環境要素に比べ相対的に低く、水質の保全が必要です。
- 生活排水処理の対策を進めていますが、下水道の未接続世帯が一定数あるとともに、市営浄化槽\*の新規設置数が減少しています。

#### 地域環境

- 家庭生活や事業活動の基盤となる水道水の安定供給や適切な下水処理、化学物質\*の適切な使用等に継続的に取り組んでいく必要があります。

### ～ 成果指標と目標値 ～

指標		基準値 (2023年度)	目標値 (2034年度)
下水道接続率		93.2%	95.8%
環境基準 達成状況	水質 (BOD・COD)	一部未達成	達成
	大気	達成	達成
	騒音	達成	達成

## 【環境項目 4-1】 身近な生活環境の保全

### ● 施策の目標

市民生活や事業活動によって発生する環境問題について、適切な指導等を行うとともに、空き家等の対策や不法投棄\*の防止対策などに努めます。

施策 1	生活に密着した環境問題の改善	関係課
	<p>● <b>アライグマ及びカラス等の鳥獣害対策</b> アライグマ及びカラス等による生活環境への被害を抑制するため、防除対策の普及啓発に努め、市民ボランティア、地元住民と協力して駆除を行います。</p>	環境政策課
	<p>● <b>ペット類の適正飼育の促進</b> ペット類の飼い主に対して適正飼育の啓発、狂犬病予防集合注射を市内各地域で実施します。また、野良猫による被害を減らすため、地域猫制度を継続します。 ペットを安心して飼育できる環境を整備するため、ペット避難所の設置運営を行います。</p>	環境政策課
	<p>● <b>衛生害虫駆除の推進</b> 水路に生息するアカイエカの幼虫の駆除や居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行います。</p>	環境政策課
	<p>● <b>家庭ごみ等の野外焼却の禁止</b> 家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。</p>	環境保全課
	<p>● <b>身近な生活環境の改善</b> 近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。</p>	環境政策課 環境保全課
	<p>● <b>空き家・空き地の適正管理</b> 空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や指導、空き家の利活用の促進、解体費用の助成等を行います。</p>	都市政策課 環境政策課
	<p>● <b>不法投棄の防止対策</b> パトロールや監視カメラの設置などにより、不法投棄の防止に取り組みます。</p>	環境保全課
	<p>● <b>生活環境相談への適切な対応</b> 生活環境相談件数の推移を毎年確認し、現状の把握と分析を行いながら、適切に課題へ対応します。</p>	環境政策課

施策 2 市民清掃活動の推進と支援	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃活動の推進 市民が自分の選んだ公共の場所を清掃するボランティア活動の「佐賀市アダプトプログラム(さわやかマイタウン SAGA)*」や毎年6月実施の「県内一斉ふるさと美化活動」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。</li> </ul>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃ボランティアの支援 地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。</li> </ul>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「佐賀まち!ごみゼロアクション」の推進 市民が主体となった清掃活動を実施することで、環境美化に関する機運を高め、本市がごみのない美しいまちとなることをめざします。 また、本市では佐賀駅周辺等の人通りや来訪者が多い区域を「特定美化地区」に指定しています。当該地区を重点的にきれいにすることで来訪者をもてなし、本市に対するイメージアップに努めます。</li> </ul>	環境保全課
施策 3 安全な水道水の安定供給	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全でおいしい水の確保 水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。</li> </ul>	上下水道局浄水課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下水道フェアの開催等による啓発 市ホームページや出前講座、上下水道フェアの取組などを通して、水道水の知識や水源の保全などについて啓発を行います。</li> </ul>	上下水道局総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道水の水質検査の実施 毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水質検査を実施するとともに、検査結果を随時公表します。</li> </ul>	上下水道局浄水課



まちをきれいにするボランティア



ごみ拾いイベント

## 【環境項目 4-2】生活排水の対策

### ● 施策の目標

生活排水による自然環境への影響を最低限に抑えるため、下水道等エリアマップ\*で定めた処理方式に応じて、適切な施設の整備・維持管理を行います。


施策 I	下水・し尿の処理	関係課
● 公共下水道*への接続率向上と適正管理	下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局業務課 上下水道局下水道工務課
● 農業集落排水*への接続率向上と適正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行うとともに、農業集落排水への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局業務課 上下水道局下水道施設課
● 市営浄化槽の設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	上下水道局給排水設備課
● し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	衛生センター





### 〈生活排水〉

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯等の日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

下水道の普及していない地域で汲み取りトイレや単独浄化槽を使用している場合、生活雑排水はそのまま川や海に流れてしまいます。また、処理設備につながっていても、しょう油大さじ 1 杯を流した場合、魚が住めるような水にするためには風呂おけ 1.7 杯分のきれいな水で薄める必要があります。

“汚れた水をそのまま流さない生活”を心がけましょう。

 魚が住める水質にするにはバスタブ(300L)が何杯必要？

天ぷら油(20ml)		× 20 杯
マヨネーズ(大さじ 1 杯:15ml)		× 13 杯
牛乳(コップ 1 杯:200ml)		× 11 杯
台所用洗剤(1 回分:4.5ml)		× 0.67 杯
シャンプー(1 回分:4.5ml)		× 0.67 杯

資料：環境省「生活排水読本」

## 【環境項目 4-3】 地域環境の保全

### ● 施策の目標

市民が日常生活を豊かで快適に過ごすために、空気がおいしく、身近な水やみどりなどの自然を感じられる、安心・安全で衛生的な地域環境を守り、育てていくことをめざします。

施策 I	公害・化学物質等発生の防止	関係課
	<p>● 監視測定の実施</p> <p>市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を公表します。</p>	環境保全課
	<p>● 水質汚染への対応</p> <p>河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。</p>	農村環境課 河川砂防課 環境保全課
	<p>● 大気汚染・悪臭対策</p> <p>麦わら・稲わらのすき込みや、飼料・敷きわら等としての利用を促進することによりわら焼却を抑制し、煙害を防ぎます。</p> <p>農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、家畜のふん・尿の適正処理を行うよう指導します。</p> <p>事業所に対して一般粉じんや悪臭の防止に関する指導等の啓発を行います。</p>	環境保全課 農業振興課 バイオマス産業推進課
	<p>● 騒音・振動の防止</p> <p>道路交通に伴う騒音・振動及び交通量調査を実施し、その結果を公表します。また、事業活動に伴う騒音、振動の防止に関する指導等の啓発を行います。</p>	環境保全課
	<p>● 市の事業における化学物質対策</p> <p>施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。</p>	環境保全課

### 3 環境将来像の実現に向けた市民・事業者の取組

「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」を実現するために、市民・事業者・行政が連携した取組を進めていきます。市民・事業者のみなさんは、各家庭や事業所において以下のような取組の実践をお願いします。



#### 1. 市民の取組例

脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち	環境項目
<input type="checkbox"/> 家族や友人と環境について話す	1-1
<input type="checkbox"/> 節電や省エネ家電の購入など日常の省エネ行動を積極的に実践する	1-1
<input type="checkbox"/> 住宅の新築・改築時には、断熱化を行い、省エネルギー住宅、ZEH など、省エネルギー性能の高い住宅を検討する	1-1
<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、車を運転するときはエコドライブを心がける	1-1
<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置や置き配を利用し、再配達を減らす	1-1
<input type="checkbox"/> 旬の食材を食卓に使う(地産地消)	1-1
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムや蓄電池を導入し、再生可能エネルギーを活用する	1-3
持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち	環境項目
<input type="checkbox"/> ごみを減らし、資源ごみは分別して出す	2-1
<input type="checkbox"/> 服を長く着る、リユースファッションを楽しむなどのサステナブルファッション*を実践する	2-1
<input type="checkbox"/> マイバッグやマイボトルの利用、不要な包装は断るなど、使い捨てプラスチックの使用を減らす	2-1
<input type="checkbox"/> 商品購入時には、リサイクル素材やバイオマス素材などを使った環境にやさしい商品を選ぶ(エコマーク、FSC マーク*)	2-1
<input type="checkbox"/> 適量購入、食べきりを習慣化し、食品ロスを削減する	2-1
水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち	環境項目
<input type="checkbox"/> 「地域の川の清掃」に参加するよう心がける	3-1
<input type="checkbox"/> 地域で花や樹木を育て、みどりあふれる心地よいまちにする	3-2
<input type="checkbox"/> もともと佐賀にいない生きものを、自然の中に解き放ったりしない	3-3
<input type="checkbox"/> 本市の多様な自然や生きものに関心を持ち、近場の自然と触れ合う活動をする	3-3
安全で快適な生活環境のまち	環境項目
<input type="checkbox"/> ペットのふんは必ず持ち帰るなど、飼育マナーを守る	4-1
<input type="checkbox"/> 自分が出したごみは、持ち帰ることを習慣化する	4-1
<input type="checkbox"/> 地域の清掃活動や地域コミュニティでのボランティア活動に参加するよう心がける	4-1
<input type="checkbox"/> 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理する	4-2
<input type="checkbox"/> 車を運転するときはエコドライブに努め、アイドリングや空ぶかしはしない	4-3

※環境項目の番号は、施策体系(p.35)に記載している環境項目の番号を示しています。



## 2. 事業者の取組例

<b>脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 温室効果ガスの「見える化」を行い、意識的に温室効果ガスを削減する</li> <li><input type="checkbox"/> 設備や電気機器の購入・更新時には、省エネ効果の高い製品を購入する</li> <li><input type="checkbox"/> 外出する際は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する</li> <li><input type="checkbox"/> 社用車は次世代自動車やカーシェアリングを利用する</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄道などの大量輸送機関を活用するなど物流の効率化を図る</li> <li><input type="checkbox"/> 地元産材を優先的に活用する(地産地消)</li> <li><input type="checkbox"/> ペーパーレスやテレワークに取り組む</li> <li><input type="checkbox"/> 職場で環境について話す時間をつくる</li> <li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを導入し、事業活動に必要なエネルギーを賄う</li> <li><input type="checkbox"/> バイオマス燃料など、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 「涼み処」等、市の適応策に関する取組に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-3</li> <li>1-3</li> <li>1-4</li> </ul>
<b>持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業系ごみの削減と3Rを推進し、新たに再資源化できるものを増やす</li> <li><input type="checkbox"/> 製品や商品の設計段階から廃棄物を出さないようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 簡易包装や量り売りを行い、使い捨てプラスチックの使用量を削減する</li> <li><input type="checkbox"/> 地産地消や3010運動など食品ロス削減に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1</li> <li>2-1</li> <li>2-1</li> <li>2-1</li> </ul>
<b>水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「地域の川の清掃」に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の緑化(屋上緑化、壁面緑化、生垣や樹木・花の植栽)を進める</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の緑化活動に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動にあたっては生きものやその生息生育環境との共生に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外広告物を設置する際は、周辺景観に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1</li> <li>3-2</li> <li>3-2</li> <li>3-3</li> <li>3-4</li> </ul>
<b>安全で快適な生活環境のまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の清掃活動に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動における排水による水質汚濁の防止に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 大気汚染物質の排出の少ない低公害車などを導入する</li> <li><input type="checkbox"/> 車を運転するときはエコドライブに努め、アイドリングや空ぶかしはしない</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動における騒音・振動などの発生防止に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> </ul>



※環境項目の番号は、施策体系(p.35)に記載している環境項目の番号を示しています。

## 第5章 計画の実効性を高める横断的推進

## 1 市民・企業等との協働体制

本計画は、市民・事業者・行政の連携協働により取組を進めていきます。社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応し適切な協働体制を検討・構築していきます。現在、構築している主な協働体制は以下のとおりです。

### ○ ゼロカーボンシティさがし推進パートナー

脱炭素社会の実現に資する取組を実施する事業者又は団体を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、事業者の表彰や脱炭素経営事例視察会の開催など、一緒になって脱炭素の取組を推進しています。

### ○ 佐賀市アダプトプログラム

市民のみなさんが市と合意の上で、道路や公園など一定区画の公共空間を養子にみたと、里親の気持ちになって愛情をもって環境美化活動をしていただくものです（養子と里親の関係＝アダプト(adopt)）。プログラムの参加者には、市から清掃用具の提供、活動後のごみの回収等を支援します。

### ○ 佐賀市環境保健推進協議会

校区自治会長会に実践本部をおき、市内の全単位自治会を支部とする組織です。市民の生活環境の向上と健康の増進を図り、健康で住み良いまちづくりの実現に寄与することを目的として、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動を実施しています。

### ○ 佐賀 SDGs官民連携円卓フォーラム

佐賀県内でのSDGsの普及と実践を目標として設立されました。特に、企業、行政、市民の協働によって課題解決型事業を県内に推し進めるため、情報交換、事業立案、SDGs ビジネス化などのシーズを育てることを目的としています。

## 2 人材育成・行動変容の促進

### 1. 環境教育の充実

#### (1) 環境教育の意義

教育には学校教育だけでなく、家庭教育、社会教育といった多様な場面があり、人は年齢に関係なく生涯において学習をしていく必要があります。特に、環境学習は、日常生活と密接な関係にあり、身近な内容であることから興味を引きやすく、取り組みやすい学習テーマです。

#### (2) 環境教育の目的

環境保全の第一段階は「人づくり」であるといえます。これは環境を良くも悪くもする主な要因に人が介在するためです。この「人づくり」のために啓発や環境学習の支援を推進し、市民が環境保全等の共通の認識を持ち、深い理解と自発的な実行力を身につけ、市民一人ひとりが環境保全等に対して意識的に、かつ積極的に関わることをめざします。

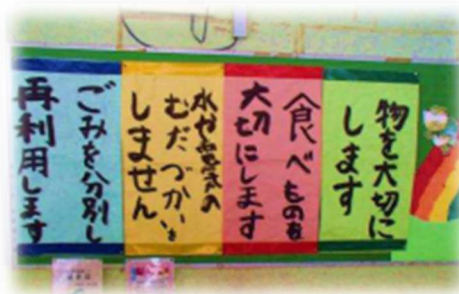
#### (3) 人材育成・行動変容を促す環境教育の取組

##### 学校における環境教育

###### ● 佐賀市学校版環境 ISO\*

本市では豊かな自然環境を守り、未来の子どもたちに継承するために、「佐賀市学校版環境 ISO 認定制度」を設けています。すべての市立小中学校がこの制度の認定を取得し、子どもたちと先生と一緒に環境について考え、環境保全活動に取り組んでいます。

学校ごとに定めた独自の実行目標に取り組んでおり、PDCA サイクル\*に沿って活動を進めるとともに、この活動を通して、保護者や地域住民が環境保全に取り組むきっかけづくりを進めます。



行動目標の校内掲示  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

##### 地域における環境教育

###### ● 佐賀市環境保健推進協議会の取組

市内の全単位自治会を支部とする「佐賀市環境保健推進協議会」では、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動に取り組めます。

こうした自治会活動と一体化した手法により、地域住民が環境保全行動に参加する機会が多く創出され、地域の環境について学び、考える人材の育成にもつながることが期待できます。

###### ● 公民館での環境学習

公民館等において、環境に関する講座、緑化・美化活動、清掃活動などに取り組み、公民館が中心となった地域づくり活動を推進します。

### ● 「トンボ王国・さが」づくりの取組

本市では、良好な水辺環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、1989年度（平成元年度）から「トンボ王国・さが」づくりを進めています。

トンボの生態を学ぶことで、多様な自然環境や地域の生態系を保全する必要性を認識し、自然と共生する意識を醸成する機会となることから、今後も「トンボ写真コンクール」や自然観察会「さかの生きものさがし」をはじめとして様々な事業に取り組みます。



さかの生きものさがし  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

### ● 環境学習拠点施設（エコプラザ）における環境教育

エコプラザでは、市民、事業者、市民活動団体、行政のそれぞれが、本市の豊かな自然環境や地球温暖化対策、市民及び事業者の環境に配慮した行動、3Rの仕組み等を学び、学習した成果を実際の環境行動につなげることを目的として、ごみ処理施設見学や常設展示、各種講座・イベント等の開催などを通じた環境教育に取り組みます。

### ● ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育

東よか干潟ではさまざまな主体による体験学習会やイベントが開催されています。また、これらの活動を支えるための各種支援事業やボランティアガイドの養成も進められています。

2020年（令和2年）10月には、観光・学習・交流などさまざまな活動の拠点となる施設として、東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」を開館しました。今後も各種講座の開催やSNS、館内の映像、プロジェクションマッピング、展示物等により東よか干潟の価値や魅力を発信します。



野鳥、生きもの、シチメンソウ観察  
資料：ひがさすWEBページ

### ● WEBを活用した取組

本市では、市民や事業者に向けた環境に配慮した取組等の環境情報に関する動画を作成し、市のホームページで配信しています。

今後は、WEB版環境講座の開催や動画配信サービスへの環境広告の掲載などにより、場所・時間・対象を問わず環境情報に触れる機会を創出します。

## 大学との連携による環境人材の育成

### ● 環境に配慮した行動の促進

本市は、産官学が連携し、SDGsの目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学の授業科目「佐賀SDGsグローバルアクションⅠ・Ⅲ」の一般開放や、市内事業所等を対象とした「佐賀SDGsアクション会議」の実施等、市民や市内事業所等のSDGsへの取組を支援します。

## 企業との連携における行動変容の促進

### ● 地元企業と連携した環境意識の醸成

大型商業施設でのイベントの開催やスポーツ団体と連携した環境イベント等を行っていくことで、幅広い層の環境に対する関心を高めます。

### 3 推進体制と進行管理

#### 1. 計画推進の主体

環境将来像「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」の実現に向けて本計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの役割と責任を持って、環境保全のために求められる行動を行う必要があります。

主体	佐賀市環境基本条例に定めた役割
市民、 市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境の保全等上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。</li><li>・環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。</li></ul>

## 2. 推進体制

### (1) 市民・事業者・行政等の連携・協働体制

本計画に位置付けた施策や事業を計画的に進めるため、市民・事業者・行政等が連携し、協働で取り組んでいく体制を構築します。

2025年(令和7年)3月末時点における協働体制は、p.65に記載のとおりです。

### (2) 行政(市)内部の推進体制

本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、環境マネジメントシステム\*を運用することで、効果的に推進します。また、市役所も一事業者として、市民・事業者に率先して環境に配慮した活動を推進していくとともに、市役所内部で適切な推進体制を構築・維持します。

#### ○ 環境管理委員会

市長をトップとして、各部局長・支所長等で構成される管理組織です。この下に、各部局を実行組織として位置付けています。環境管理委員会では、本計画の推進やその他環境の保全・創造に関することについて審議し、本市が独自に構築した「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を管理します。

### (3) 行政(市)外部の推進体制

本計画における各環境施策の実施状況の評価や、環境行政の適正な推進のために助言や提言を行っていただきます。

#### ○ 環境審議会

佐賀市環境基本条例により設置された附属機関で、学識経験者、市民、専門家などから構成され、必要に応じて開催します。

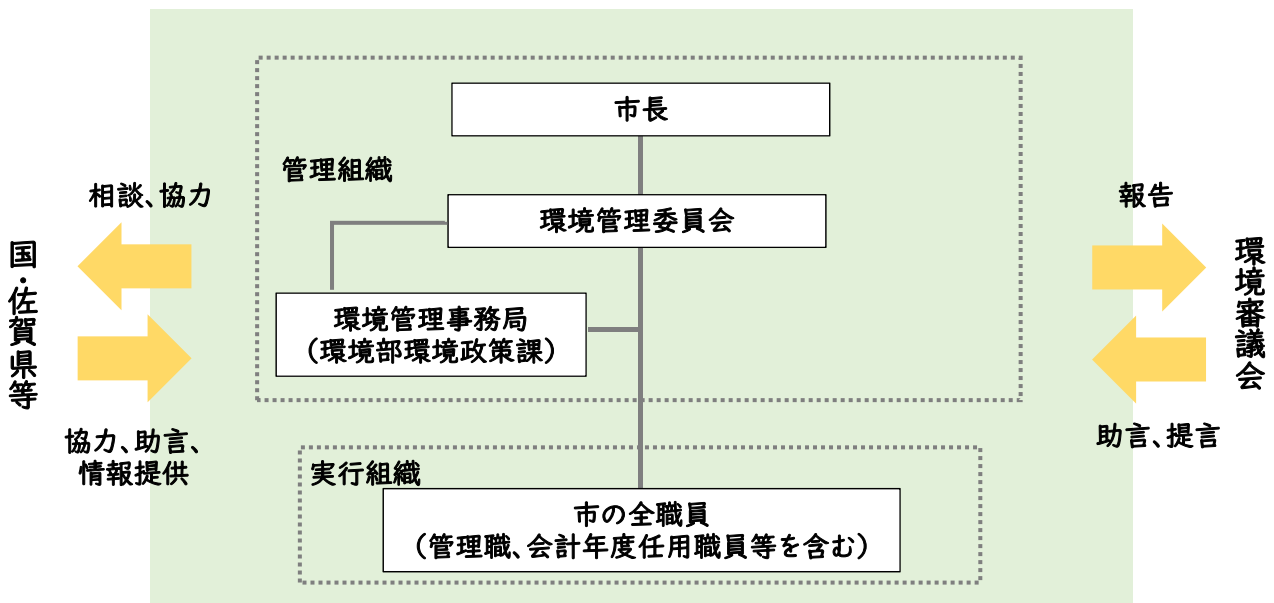
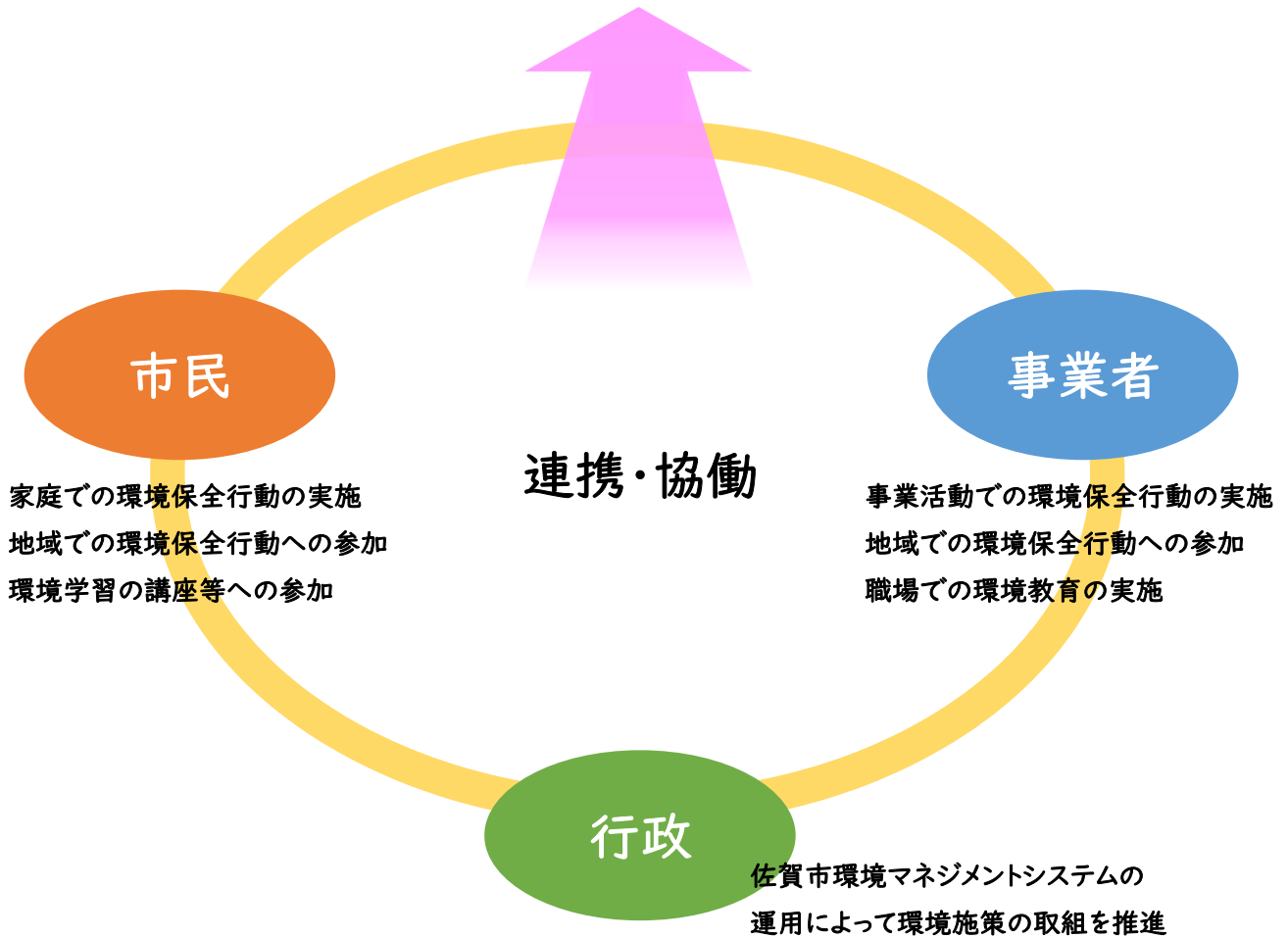
#### 佐賀市環境マネジメントシステム

本市は2002年(平成14年)3月にISO14001\*の認証を取得し、2010年度(平成22年度)からは、独自のシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」を運用しています。佐賀市環境マネジメントシステムでは、各部署が独自に環境負荷の削減目標を設定し、その達成に向けて取組を進めます。活動の実績については、毎年、環境審議会にて報告するとともに、実績報告書を作成してホームページで公開しています。

佐賀市の環境将来像

みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが

の実現



### 3. 進行管理

本計画の進捗は適宜、環境審議会に報告し助言や提言を受けることとします。各施策の進捗管理を適正に行うために、本計画に基づく施策や事業について PDCA サイクル活用による進行管理を行います。「計画(Plan)」→「実施と運用(Do)」→「点検と評価(Check)」→「見直し(Action)」の手順に沿って計画を推進します。

### 4. 公表制度

本市では、佐賀市環境基本条例に基づき、「環境の状況」や「環境の保全等に関する取組」を掲載した「佐賀市環境報告書(e-ガイド)\*」を1999年度(平成11年度)から毎年作成し、ホームページ等で公開を行っています。

## 資料編

## 1. 成果指標の具体的な数値目標一覧

4つの基本目標の達成度を表す成果指標には、次の数値目標を設定します。これらの数値目標は、本市の第3次佐賀市総合計画に示されている「成果指標と目標値」やその他関連計画で定められた目標値を踏まえたものとし、したがって、各計画の見直しに伴い目標値の設定が変更されることもあり、その場合は本計画の目標値も見直すものとし、

(第4章で基本目標別に掲げた成果指標と目標値の再掲)

基本目標	指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2034年度)	
基本目標1 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち	温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	41%削減※ (2021年度)	60%削減※	
基本目標2 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち	1人1日当たりごみ総排出量	936g	855g	
	1人1日当たり収集もえるごみ排出量	456g	416g	
	リサイクル率	20.9%	22%以上	
基本目標3 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち	市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	55.7%	61.2%	
	市民1人当たりの都市公園面積	8.1㎡	8.4㎡	
基本目標4 安全で快適な生活環境のまち	下水道接続率	93.2%	95.8%	
	環境基準 達成状況	水質 (BOD・COD)	一部未達成	達成
		大気	達成	達成
		騒音	達成	達成

※統計データの更新に伴い数値が変更になる可能性あり

## 2. 佐賀市環境基本条例

○佐賀市環境基本条例

平成17年10月1日

条例第134号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第8条)

第2節 環境基本計画等(第9条・第10条)

第3節 施策の策定等に当たっての配慮(第11条)

第4節 市が講ずる環境の保全等のための施策等(第12条—第19条)

第3章 佐賀市環境審議会(第20条)

第4章 雑則(第21条)

附則

佐賀市は、山麓部の美しい星空、杉や檜の山林や清流、中心部の佐賀城公園や長崎街道に代表される歴史遺産、佐賀平野に広がるクリークや田園風景、干潟が広がる有明海などすばらしい自然環境に恵まれており、その恵みの中で個性的な文化や伝統を育んできた。

しかしながら、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出する今日の社会経済活動は、私たちに豊かな生活をもたらした反面、環境への負荷を著しく増大させ、その結果地域の環境のみならずすべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を確保する上で、恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その良好な環境の保全及び創造を推進し、かつ、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような共通認識の下、市民、事業者及び市がそれぞれの役割分担をもって、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会を構築し、もって地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

(平19条例79・一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全等は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共生する都市の実現を目的として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識し、その事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全等上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(年次報告等)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、市が環境の保全等に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

### 第1節 施策の策定等に係る指針

第8条 この章に定める環境の保全等に関する施策の策定及び実施は、基本理念のっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること。

(4) 歴史的文化的な環境の保全等、地域の個性を生かした良好な都市空間の形成等により、潤い及び安らぎのある快適な環境を創造すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。

### 第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、佐賀市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実施計画等)

第10条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、実施計画その他必要な事項を定めるものとする。

### 第3節 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全等について配慮しなければならない。

### 第4節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境の保全等上の助言等)

第12条 市長は、環境の保全等上の支障の防止のため必要な助言、指導又は勧告(以下「助言等」という。)を行うことができる。

2 市長は、助言等を行ったときは、関係者に対し必要な報告を求めることができる。

(市民等の活動への支援)

第13条 市は、市民及び事業者(以下「市民等」という。)が行う環境への負荷の低減その他環境の保全等に資する活

動が促進されるように、必要な支援の措置を講ずるものとする。

(施設の整備等)

第 14 条 市は、環境の保全等に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習等)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全等に関する広報活動の充実により市民等が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動の促進並びに環境の保全等に関する教育及び学習の振興に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第 17 条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 18 条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協力し、環境の保全等に関する施策を効果的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

### 第 3 章 佐賀市環境審議会

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、佐賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 審議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 19 条例 79・一部改正)

### 第 4 章 雑則

(雑則)

第 21 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市環境基本条例(平成 10 年佐賀市条例第 3 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成 19 年 9 月 25 日条例第 79 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

### 3. 佐賀市環境審議会規則

○佐賀市環境審議会規則

平成 17 年 10 月 1 日  
規則第 130 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀市環境基本条例(平成 17 年佐賀市条例第 134 号)第 20 条第 5 項の規定に基づき、佐賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その説明及び意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(平 20 規則 53・追加)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(平 20 規則 53・旧第 6 条繰下、平 24 規則 8・平 26 規則 21・一部改正)

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 20 規則 53・旧第 7 条繰下)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平 19 規則 114・旧附則・一部改正)

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

2 川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成 21 年 2 月 7 日までの間に新たに任命される委員の任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

(平 19 規則 114・追加)

附則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 114 号)

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 20 年 11 月 4 日規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 3 月 26 日規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 26 年 3 月 19 日規則第 21 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 4. 佐賀市環境審議会委員名簿

◎印は会長、○印は副会長を示す。

(敬称略、順不同)

区分	氏名	所属	部会
学識経験者	◎ 岡島 俊哉	佐賀大学教育学部 教授	地球温暖化対策等 検討部会
	○ 大渡 啓介	佐賀大学理工学部 教授	自然・生活環境、 廃棄物等検討部会
	関 清彦	佐賀大学農学部 講師	地球温暖化対策等 検討部会
	田中 宗浩	佐賀大学農学部 教授	自然・生活環境、 廃棄物等検討部会
その他市長が必要と認める者	草場 真智子	佐賀市環境保健推進協議会 会計	地球温暖化対策等 検討部会
	松尾 真理子	佐賀県地球温暖化防止活動 推進センター 事務局次長	
	高橋 朋子	公募委員	
	中村 佳代	佐賀市立小中学校校長会 (久保泉小学校校長)	
	中野 千歳	株式会社 中野建設 取締役	
	松本 考司	株式会社 日産サテオ佐賀 代表取締役社長	
	小城原 直	佐賀市自治会協議会 会長	自然・生活環境、 廃棄物等検討部会
	藤井 律子	さが環境推進センター	
	有森 明子	公募委員	
	大石 寛貴	佐賀女子短期大学附属佐賀女子 高等学校 教諭	
	中原 正登	朝日テクノ株式会社	
	島崎 健	株式会社 スーパーモリナガ 管理本部 取締役管理本部長	
	多々良 たまえ	佐賀商工会議所 女性会 理事	

## 5. 計画策定の経緯

### (1) 策定までの経過

開催日	会議等	主な内容
2023年(令和5年)		
7月31日	令和5年度第1回 佐賀市環境審議会	○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画の策定について
2024年(令和6年)		
2月8日	令和5年度第2回 佐賀市環境審議会	○第3次佐賀市環境基本計画の策定について ・市民・事業者アンケートの内容について ○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画の策定について
3月22日 ~4月12日	市民・事業者アンケート	○環境に関する意識調査票を発送 (対象:18歳以上の市民1,300人、市内の事業所300社)
5月28日 ~6月21日	親子アンケート	○市内の小学5年生を対象とした環境に関するアンケート調査を 学校で実施
5月30日	令和6年度第1回 佐賀市環境審議会	○第3次佐賀市環境基本計画の策定について(中間整理案) ・市民・事業者アンケートの結果、第3次計画における環境将来 像の考え方について
7月19日	令和6年度第1回 佐賀市環境審議会・地球温暖 化対策等検討部会	○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)について ・佐賀市の将来ビジョン、めざすべき姿について
7月30日	令和6年度第1回 佐賀市環境審議会・自然・生活 環境、廃棄物等検討部会	○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・第1~2章、環境将来像、施策案について
9月5日	令和6年度第2回 佐賀市環境審議会・自然・生活 環境、廃棄物等検討部会	○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・環境将来像、市民・事業者の取組、基本目標3・4について
9月13日	令和6年度第2回 佐賀市環境審議会・地球温暖 化対策等検討部会	○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)素案について ・第1~3章について
10月3日	令和6年度第3回 佐賀市環境審議会・自然・生活 環境、廃棄物等検討部会	○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・環境将来像のイメージイラスト案、基本目標2、第5章について
10月17日	令和6年度第3回 佐賀市環境審議会・地球温暖 化対策等検討部会	○第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・ 事務事業編)素案について ・適応策、事務事業編について ○第3次佐賀市環境基本計画(素案)について ・基本目標1について
11月19日	令和6年度第2回 佐賀市環境審議会	会議・パブコメ実施後に作成予定
●月●日 ~●月●日	パブリックコメント	
2025年(令和7年)		
●月●日		

(2) 佐賀市環境審議会への諮問書

諮問書

(3) 佐賀市環境審議会からの答申書

答申書

## 6. これまでの環境施策の取組状況調査の結果

第2次佐賀市環境基本計画に基づき、これまでに実施した取組は以下のとおりです。

### 基本目標1.地球温暖化を防止するまち

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況	
1-1 地球温暖化防止対策の推進	(1)市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	①市民・事業者の環境配慮行動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かりやすくまとめた「佐賀市環境行動指針」を活用して環境保全活動の啓発を図りました。</li> <li>・市民・事業者向けのセミナーや市報等を活用した啓発を行いました。</li> </ul>	
		②環境マネジメントシステム等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所の環境マネジメントシステムの認証取得及び再エネ100宣言 REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成しました。</li> <li>・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした県主催の「エコアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行いました。</li> </ul>	
		③地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市産農産物の流通数(うまさがシール発行枚数)年間200万枚をめざし、うまさがシールを発行しました(令和5年度実績:177.9万枚)。</li> <li>・「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」を推進するとともに、「市産材利用推進庁内連絡会議」等で地元産材の活用を働きかけました。</li> </ul>	
		④市役所自身の地球温暖化防止率 先行行動の推進	(i)職員一人ひとりの地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%排出削減を維持するよう努めました。
	(ii)公共交通機関の環境負荷低減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップバスを導入しました。</li> <li>・循環型社会推進課より次世代型バイオディーゼル燃料を受け入れ使用しました。</li> </ul>	
	(iii)物品調達におけるグリーン購入の推進		単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品を94%以上としました。	
	(2)低炭素型の交通環境整備	①公共交通機関の利用促進	①公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通空白地域である春日北校区において地域住民とともに新たな地域内交通を導入する「地域内交通活性化モデル事業」に取り組んだ結果、令和5年8月2日からデマンドタクシー(乗合タクシー)の本格運行に繋がりました。</li> <li>・ワンコイン・シルバーパス*を推進し、シルバーパスを販売しました(令和5年度実績:年間9,145枚販売)。</li> </ul>
			②自転車利用の促進	佐賀市自転車利用環境整備計画に沿った整備を行いました。
			③自動車利用時の環境負荷低減	出前講座や市報、環境パネル展等において環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブを紹介し、普及を図りました。
			④快適で安全な交通環境の整備	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行いました。

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
	(3)低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離回収装置の仕組みや回収 CO<sub>2</sub> の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進しました。</li> <li>・台風時期の影響が少ないミニトマトを対象とし、品種・排ガスの有無・肥料の違いで比較試験を実施しました。</li> </ul>
1-2 再生可能エネルギーの普及促進	(1)地域への再生可能エネルギーの普及推進	①再生可能エネルギーの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民・事業者の意識や知識を深めました。</li> <li>・環境省の委託事業である、脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業(地域バイオマスの利活用による清掃工場の持続可能な運用システムの実証)を受託し、地域の未利用バイオマスの活用や、清掃工場の熱エネルギーの有効利用を検討しました。</li> <li>・ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続しました。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行いました。</li> </ul>
		②市役所自身の再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質バイオマスを活用したエネルギーの地域内循環システム構築に向けて、関係機関との検討を始めました。</li> <li>・次世代型バイオディーゼル燃料精製装置により精製した燃料を市営バスやごみ収集車等の燃料として使用しました(市営バス約70台、パッカー車4台)。</li> </ul>
		③廃食用油の新たな利用方法等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)について、品質の安定しない家庭系廃食用油を原料とした場合の精製ノウハウ構築など、安定精製を行うための共同研究を進めました。</li> <li>・高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力しました。</li> </ul>
		④計画書制度の検討	温室効果ガス排出量削減に寄与する「カーボンプライシング」に関する国の検討が進められていることから、国の動向を把握するなど情報収集を行いました。

## 基本目標2.資源を活かす循環のまち

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
2-1 3Rの推進啓発	(1)家庭系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①家庭系ごみのリデュースの推進	毎月30日と10日は、家庭でできる食品ロス削減の取組を実践するよう「家庭版3010運動」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者等に啓発を行いました。
		②家庭系ごみのリユースの推進	エコプラザの再生ゾーンにおいて、3Rの推進と意識高揚を目的とし、リユース品やリペア品の販売や3Rに関する講座やイベント(エコマーケット等)を開催しました。
		③家庭系ごみのリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を交付しました。</li> <li>・生ごみの堆肥化等の減量方法について、委託団体による体験型講座やサポートを実施しました。</li> </ul>

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用生ごみ処理容器（電動タイプ含む）の購入費補助を行いました。</li> </ul>
	(2) 事業系ごみのリデュースとリユース・リサイクル	①事業系ごみのリデュース・リユースの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス削減や3Rの推進などゼロカーボンに資する取組を実施する事業者を登録し、広報支援をすることで市内事業者の更なるごみ減量意識を高めました。</li> <li>・エコプラザの会議室利用者に3010運動や食品ロスゼロ推進店の周知広報を行いました。</li> <li>・食品ロス削減マッチングサービス「SAGA タベスケ」の利用促進を図り、事業所、市民、行政の三者で連携しながらごみ減量をめざしました。</li> <li>・廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量計画書に基づき、計画内容を確認するとともに必要に応じて聞き取りや訪問を行いました。</li> </ul>
		②事業系ごみのリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源となる紙ごみの分別（特に難古紙）について周知広報に努めました。</li> <li>・早期の民間食品リサイクル業の創業は困難な状況ではあるが、公募事業者の相談等に応じながら適切な情報提供に努めました。</li> </ul>
	(3) ごみの減量の啓発推進	①ごみの排出等に関する市民の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布を行いました。</li> <li>・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成し、希望する視覚障害者へ配布しました。</li> <li>・「AI チャットボット」による「ごみの分別」に関する自動応答を実施しました。</li> <li>・「ごみカレンダー・分別Webアプリ」を配信しました。</li> <li>・近年増加傾向にある在住外国籍市民との多文化共生をめざし、「外国人のためのごみ出しガイド(9言語対応)」を配布しました。</li> <li>・市報は毎月、ホームページは随時更新して、3Rに関する情報を提供しました。</li> <li>・月刊情報誌、テレビ、ラジオ放送等を活用して、3Rに関する各種広報を行いました。</li> </ul>
		②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供（導入費の補助制度等）を行いました。</li> <li>・プラットホームでの搬入検査を随時行い、違反等があれば、違反ごみの搬入事業者へ連絡し、分別指導を行いました。</li> </ul>
		③ごみ減量に関する学習の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れました。</li> <li>・エコプラザの利活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め食品ロス問題、SDGsやプラスチック資源循環などの環境全般に関する講座やイベント等を開催しました。</li> <li>・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座（5分程度）を実施し、環境問題について考える機会を提供しました。</li> </ul>

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
			・YouTube チャンネルとインスタグラムを使ってエコプラザからの情報提供と利活用を促す広報を行いました。
		④ 市役所自身のごみ減量行動の推進	(i) 公共工事建設副産物のリユース・リサイクル 公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に掲載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行いました。
	(ii) 浄水処理・下水処理汚泥の有効活用 浄水場及び下水処理場から発生する汚泥を肥料化し再利用しました(令和5年度実績:浄水汚泥の再利用率 96.4%、下水汚泥の再利用率 98.25%)。		
	(iii) ペーパーレス化の推進 ・文書管理システム、財務会計システム及び電子入札システムの活用を継続しました。 ・庁議・経営戦略会議・指名等審査委員会、例規審議会など、主に幹部職員が参加する会議において、ペーパーレス化が実践されました。		
2-2 ごみの適正処理	(1) 効率的な処理施設の運用	① 可燃ごみ搬入時の検査及び指導 清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物を抜打ちで検査しました。違反した際には、口頭による注意や注意書を発行し、それでも改善がない場合は、適正化指導書を発行するなど、適正な搬入になるよう努めました。	
		② 処理施設の適正な維持管理 定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じました。	
		③ 最終処分場の維持管理と改修整備 ・各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理に努めました。 ・国の交付金を活用した施設整備を行いました。第二工区の埋立て物の掘り起こしによる再生(残余量の確保)と水処理施設の処理能力検討・整備、集水管・ポンプ設備の整備(適正な浸出水処理)について、事業者選定の方法を決定し、事業の仕様書を作成しました。	
	(2) 収集体制の適正化	① ごみステーションの適正管理 ・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行いました。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット及びボックス型・ネットボックス型等の購入補助を行いました。	
		② ごみの収集運搬 ・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬しました。 ・その他の地区は民間業者に委託していますが、引き続き、適正に収集し運搬できるよう搬入や運搬時・作業時の安全等の研修を実施しました。	
		③ 資源物持ち去り行為防止対策 ・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを重点的に、パトロールを行いました。持ち去りを行う者は発見できませんでした。 ・資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行いました。	

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
		④ごみ分別方法の統一化等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に条例改正をし、令和6年度からごみの分別方法及び手数料を市内で統一しました。</li> <li>・分別方法が変更になる諸富町・三瀬地区の住民に対して説明会を開催し周知を行うとともに、ごみ収集業務を委託する事業者を決定しました。</li> <li>・プラスチックの分別・リサイクルについて検討を進め、異物混入の少ない質の高いリサイクルを目指し、拠点回収による分別リサイクルを進める方向で方針決定しました。</li> <li>・市内3地域で拠点回収による分別実証実験を行い、今後の運営方法を検討するためのデータ収集を行いました。</li> </ul>
	(3) 民間施設の活用	①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努めました。</li> <li>・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努めました。</li> <li>・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施しました。</li> </ul>

### 基本目標3.水とみどりがあふれるまち

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
3-1 清らかな水辺の確保	(1) 水辺空間の整備	①親水空間の創出	河川公園の除草作業、既存の水辺空間の植栽管理やガス燈修繕を行いました。
		②多自然型護岸の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進しました。</li> <li>・下無津呂川外災害復旧工事の際に、環境配慮型ブロックを使用しました。</li> <li>・野釜川河川災害復旧工事の際に環境配慮型ブロックを使用しました。</li> </ul>
	(2) 河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全	・予算の範囲で、市民清掃で困難な箇所のでんぼ、伐採、除草及び護岸の補修を行いました。
		②地域が一体となった農村環境整備	市内全域で多面的機能支援事業の取組が行われました。
		③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉瀬地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去及びでんぼによる水路底に根付いた水草の根の撤去を行いました。</li> <li>・嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサの除草を行いました。</li> <li>・久保田、川副地区におけるブラジルチドメグサ及び東与賀地区におけるナガエツルノゲイトウの除去を行いました。</li> <li>・特定外来生物(水草)の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等の対策により拡大防止に努めました。</li> </ul>
		④市民主体による河川・水路の清掃	必要な用具の貸し出しや、ごみの回収を行いました。
3-2	(1) 森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成	造林事業や森林環境譲与税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の循環に努めました。

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況	
豊かなみどりの確保		②森林整備地域活動の支援	森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じ、個別に支援しました。	
		③地元産材の活用促進	・「市産材利用推進庁内連絡会議」等で地元産材の活用を働きかけました。 ・建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とし、準じて発注を行いました。	
		④森林の持つ役割の啓発	・企業の森林づくりでの広葉樹の植林活動や「森林浴体感ツアー」（春1回、秋2回）及び「林業就業体験」を実施しました。 ・植樹・育樹を行っている12団体へ緑の募金による助成を行いました。	
		⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	・間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し、全部署で購入できるようにしました。	
		(2)農用地の確保	①農用地の保全	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングに取り組みました。
	(3)緑地の創造と保全	②環境にやさしい農業の推進	有機農業研修・体験学校を実施しました。	
		①市民・事業者の緑化活動の支援	地域への緑化活動の支援を行いました。	
		②市民ニーズを反映した公園整備	公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を行いました。	
		③公共地（公共施設、街路等）の緑化の推進	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設への花苗の配布や、整備区間に街路樹として「ケヤキ」の木を植樹するなどの緑化を計画的に行いました。	
	3-3 生物多様性の保全	(1)希少種等の保全	④グリーンツーリズムの推進	食と農の体験交流ツアーや、農林漁業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施しました。
			①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	・各工事の環境調査を専門家と実施しました。 ・特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催しました。 ・市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催しました。 ・市域自然環境調査の現地調査を令和5年度から開始しました。
			②生態系が豊かな自然環境の保全	・白石原湿原の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図りました。
		(2)自然観光資源の保全と活用	③外来生物への対策	・外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響について市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど情報を発信し、法令及び移入規制種に関する県条例等に基づき適切に対応しました。 ・アライグマの防除をしました。
①北部山麓一帯の活用推進			・自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行いました。 ・「みつせ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどの観光資源をPRしました。	

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・古湯・熊の川温泉郷や三瀬やまびこの湯、周辺の観光スポット及びレンタサイクル等の観光資源をPRしました。</li> <li>・北山湖サイクリングロードを巡ってスタンプを集めるスタンプラリーや自然が体験できるイベント「北山フェスタ・スタンプラリー」を開催しました。</li> </ul>
		②希少生物の保存と観光資源活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行いました。</li> <li>・シチメンソウのまつりの支援やシチメンソウを育てる会の支援を通じて、住民活動の活性化を図りました。</li> </ul>
		③河畔林（横堤）の維持管理	各地元自治会で、除草、伐採を行いました。
	(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース	①干潟の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業やボランティアにより海岸清掃活動が継続的に実施されました。</li> <li>・東与賀支所を中心にシチメンソウ保全の取組を実施し、ボランティアと共にシチメンソウの種取、種まきを行った他、立ち枯れの要因解析を佐賀大学に委託しました。</li> <li>・干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握するための調査を実施しました。</li> <li>・条約登録区域周辺の底生調査を佐賀大学に委託し実施しました。</li> <li>・東よか干潟及びシチメンソウヤード周辺に生育する植物について調査委託を行いました。</li> </ul>
		②交流・学習の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東よか干潟ラムサールクラブの運営、東よか干潟自然観察会の開催、小中学校の学習に対する支援等を行いました。</li> <li>・東よか干潟ボランティアガイドの養成講座を開催しました。</li> <li>・東よか干潟の自然環境の保全と地域活性化を推進するための、学習・交流・観光等の拠点として運営を行いました。</li> <li>・ラムサール条約登録関係市町村会議に参加し、国内登録湿地との連携・交流を行いました。</li> <li>・くじゅう坊ガツル・タデ原湿原（大分県）及び、びわっこ大使（滋賀県）の子どもと東よか干潟ラムサールクラブの子どもたちとの交流を実施しました。</li> <li>・地元の小中学校（東与賀小学校、東与賀中学校）の干潟に関する学習支援を行った他、東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上料の一部を負担する取組を実施しました。</li> </ul>
		③干潟の観光資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光パンフレット、ホームページ等でPRを行いました。</li> <li>・シギチドリの渡来時期に合わせ、シギチフェスを開催しました。</li> <li>・まちづくり協議会や市民活動団体、学生団体が実施するイベントを通して干潟の魅力を伝えました。</li> <li>・シチメンソウの紅葉に合わせシチメンソウまつりを開催しました。同時期にインターナショナルバルーンフェスタも開催されており、バルーン会場や街なかを結ぶシャトルバスを利用し多くの観光客に会場いただきました。</li> </ul>

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
			・シギの恩返し米プロジェクトでは、農業振興課や東与賀支所、地元農家、農協等を中心にラムサールブランドとして首都圏へのPRや市内店舗での取扱いを推進しました。
3-4 自然環境 と調和した 都市づくり	(1)みどりや 水と共存す る都市景観 の形成	①都市の風致の維持・保全	佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行いました。
		②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民の要望を踏まえ良好な住環境の保全・形成等を図るための協定や地区計画等のルールを作成しました(令和5年度実績:川上地区)。
		③良好な景観の形成	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な掲出・誘導を行いました。
	(2)歴史や 文化に根ざ した環境の 保全	①歴史あるみどり空間の保全	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図り、必要に応じて樹勢回復治療を行いました。
		②景観重要建造物等の保存	景観重要建造物等の補修等に対し、助成を行いました。

#### 基本目標4.安全で快適な生活環境のまち

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況
4-1 身近な生 活環境の 保全	(1)生活に 密着した環 境問題の改 善	①ペット類の適正飼育の促進	・狂犬病予防集合注射を実施しました。 ・市報等による犬や猫の適正飼養の啓発を行いました。 ・犬のしつけ方教室を開催しました。 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成を行いました。 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成を行いました。 ・公園を棲み処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行いました。
		②衛生害虫駆除の推進	・委託によるアカイエカの防除を行いました。 ・ヤブ蚊対策の啓発出前講座を実施しました。 ・衛生害虫等に関する相談対応を行いました。
		③家庭ごみ等の野外焼却の禁止	・野外焼却の自粛を呼び掛けました。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行いました。
		④身近な生活環境改善の啓発	・生活環境に関する相談対応を行いました。 ・市民からの苦情相談の対応を行いました。
		⑤空き家等の適正管理	・危険な空き家に対して解体費の助成を行いました。 ・空き家・空き地の管理不全による周辺住民の生活環境を保全するため、衛生害虫の発生について相談に応じ、生活環境の改善を図りました。
		⑥不法投棄の防止対策	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行いました。
	(2)市民清 掃活動の推 進と支援	①清掃活動の推進	県内一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行いました。
		②清掃ボランティアの支援	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行いました。

環境項目	施策の方向	取組施策	実施状況	
	(3) 安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保	水質事故 0%を維持しました。	
		②水道フェアの開催等による啓発	上下水道フェア、出前講座、上下水道だよりによる啓発を実施しました。	
		③水道水の水質検査の実施	ホームページに水質検査結果を公表し、「上下水道だより」で市民に向けてPRを行いました。	
4-2 生活排水の対策	(1) 下水等の処理	①公共下水道への接続率向上と適正管理	・下水道未接続者に対し、未接続の理由や意識等の調査(アンケート方式)を行いました。また、接続の意識を高めるため、接続依頼文書を同封しました。 ・下水道の整備(浄化槽を除く)を進めました。(令和5年度実績:整備率 94.59%)。	
		②農業集落排水の適正管理	定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営に努めました。	
		③市営浄化槽の設置と適正管理	市営浄化槽を計画的に設置しました。(令和5年度実績:普及率 76.1%)。	
	(2)し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施しました。	
4-3 地域環境の保全	(1) 監視測定の実施	①監視測定の実施	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対する的確な情報提供を行いました。	
	(2) 公害等の発生の防止対策	①事業所への環境保全関連の指導	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行いました。 ・特定事業場等への立入調査を行いました。	
		②水質汚染への対応	・油流出発生時に迅速に対応を行いました。 ・事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施しました。 ・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行いました。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応しました。	
			③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	生産水田への堆肥散布の取組を、耕畜連携助成等を利用して推進しました。
			④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制	麦わら、稲わらの有効活用に関するチラシの窓口設置や、生産組合長会議で資料を配布し啓発活動を行いました。
	(3) 化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知しました。 ・薬剤使用実態調査を行いました。	
		②学校における適切な環境の維持及び改善	夏休み期間に市立小中学校でホルムアルデヒドの検査を実施しました。	

## 横断プロジェクト

### ①バイオマス産業都市さがの構築

施策の方向	内容	実施状況
<p>ごみ処理施設や下水処理施設などの既存の施設を活用して新たなエネルギーや資源を創出し、バイオマスを活用したまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、行政が公平な立場で仲介役を果たし、バイオマスの活用に関する官民や民民の連携を実現していくことを基本的な手段として、経済性が確保された中でバイオマスの活用を推進する一貫システムの構築に取り組んでいく。</p>	①ごみ焼却から生み出す電力の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続しました。</li> <li>・出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動をしました。</li> </ul>
	②微細藻類の培養による資源創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取組を継続するとともに、「さが藻類産業研究開発センター」における藻類培養や抽出などの研究・開発や、藻類が有する成分の有効性の研究に取り組みました。</li> <li>・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組みました。</li> <li>・清掃工場周辺での新たな事業展開（既存事業者との連携、新たな事業者の進出）に対して、適宜サポートを行いました。</li> </ul>
	③効率的な資源の受入れ	<p>地域バイオマス（し尿・浄化槽汚泥、味の素のバイオマス）受入による影響を注視しながら下水浄化センターの運転管理を行いました。</p>
	④廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）について、品質の安定しない家庭系廃食用油を原料とした場合の精製ノウハウ構築など、安定精製を行うための共同研究を進めました。</li> <li>・高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）の精製技術を応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな利用用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力しました。</li> </ul>
	⑤食品リサイクルの促進	<p>生ごみ処理機の導入を検討している事業者（旅館業や飲食店）への相談に応じ、生ごみ処理機導入に対する補助制度等の情報提供に努めました。</p>

### ②環境教育の推進

施策の方向	内容	実施状況
<p>子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行うことにより、体系的な環境教育を推進する。</p>	①佐賀市学校版環境 ISO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校版環境ISO活動において全 53 校を書類で審査し、取組の状況を確認しました。</li> <li>・社会科副読本「くらしとごみ」を改定し、小学4年生に配布しました。</li> <li>・子ども環境ポスター展を実施し、作品を市役所、エコプラザ、市立図書館、東よか干潟ビジターセンターで展示しました。</li> <li>・ISO認定校の看板が老朽化したものの取り換えを行いました。</li> <li>・小中学校の清掃工場、東よか干潟見学時のバス借上料の一部を負担しました。</li> <li>・学校の特色ある取組を発信しました。</li> </ul>
	②佐賀環境フォーラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度カリキュラムの企画（外部講師選定やフィールドワークの内容検討など）を通して、講座開講に向けた支援を行いました。</li> </ul>

施策の方向	内容	実施状況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報や市ホームページで広報を行い、広く市民の参加を募りました。</li> </ul>
	<p>③「トンボ王国さが」づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会「さかの生きものさがし 2023」を実施しました。</li> <li>・トンボ写真コンクールを実施し、エコプラザ、市立図書館、東よか干潟ビジターセンターひがさず、イオンモール佐賀大和店で入選作品を展示しました。</li> <li>・写真コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作しました。</li> <li>・県準絶滅危惧種のトンボ「ミヤマアカネ」を保全するため、地元小学生と共に生息地を整備しました。これに合わせて、事前学習や観察会を行いました。</li> <li>・白石原湿原の維持管理を行いました。</li> <li>・小冊子「さがしのとんぼ」を配布しました。</li> </ul>
	<p>④環境学習拠点施設（エコプラザ）における環境学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらうため、市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政視察等の団体による施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行いました。</li> <li>・個人見学者への新たな対応として、音声ガイド機導入に向けたコンテンツを作成しました。</li> <li>・環境教育のきっかけづくりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的として、中高大学生の職場体験学習を受け入れました。</li> <li>・環境教育用のパネルを三階廊下に展示し、清掃工場の見学に訪れた児童生徒への啓蒙に努めました。</li> <li>・「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施しました。</li> <li>・その他、環境をテーマとした他団体主催のアートの展示や、動画の配信等を行いました。</li> <li>・エコプラザの再生ゾーンにおいて、3Rの推進と意識高揚を目的とし、リユース品やリペア品の販売や3Rに関する講座やイベント（エコマーケット等）を開催しました。</li> <li>・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取り組みを紹介することで「バイオマス産業都市さが」の認知度向上を図りました。</li> </ul>
<p>⑤佐賀市環境保健推進協議会の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実践しました。</li> <li>・先進地視察研修を実施しました。</li> <li>・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰及び健康長寿のための健やかな暮らしについて講演会を実施しました。</li> </ul>	

施策の方向	内容	実施状況
	⑥ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施しました。</li> <li>・東よか干潟の価値や魅力を学び多くの人に伝え、将来のリーダーを育成するラムサールクラブ活動を実施しました。</li> <li>・東よか干潟ビジターセンターにおいて、ひがさず Field School や干潟交流塾等の講座やワークショップを開催することで、環境学習の機会を提供しました。</li> <li>・地元の小中学校（東与賀小学校、東与賀中学校）の干潟に関する学習支援を行った他、東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスの借上料の一部を負担する取組を実施しました。</li> <li>・東よか干潟ボランティアガイドにより、土日を中心に来訪者へ飛来する野鳥の魅力や、シチメンソウについて、その価値や魅力を伝えました。</li> <li>・高校の現地研修の受け入れ、学習支援を行った他、佐賀大学農学部と連携し干潟の調査等を行いました。</li> </ul>
	⑦その他の環境教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園や保育園と連携し、SDGs環境紙芝居を幼稚園・保育園に配布し、子どもたちを始め、先生や保護者にもSDGsや環境について意識を高めてもらえるよう努めました。また、読み聞かせ動画の配信を行い、子どもから大人まであらゆる年齢層に応じた学習ができる仕組みづくりを行いました。</li> <li>・佐賀清和高校の放送部と連携し、在留外国人の方にも楽しくSDGsについて知ってもらえるよう、SDGs環境紙芝居の英語版動画の作成に向け、録音等を行いました。</li> <li>・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、外国人のためのごみ出し講座、電力の地産地消など、市の取組を紹介する出前講座や小中高生への出前授業を実施しました。</li> <li>・生ごみの堆肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施しました。</li> <li>・ひがさず・エコプラザ定例会において、今後の環境教育のあり方や進め方等について協議しながら各種環境教育事業を実施しました。</li> <li>・保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育を実施しました。特に、環境教育を受ける機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努めました。</li> <li>・上記の取組のほか、緑化教室や自然体験、農業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施しました。</li> </ul>

## 7. アンケート調査結果

### (1) アンケート調査の概要

第3次佐賀市環境基本計画の策定にあたり、環境に関するニーズ等を把握し、計画に反映させていくことを目的としてアンケート調査を実施しました。

対象	調査方法	配布数	回答数	回答率	期間
市民アンケート 18歳以上の市民 (無作為抽出)	郵送配布 郵送回収又は WEB 回答	1,300 人	425 人	32.7%	2024 年(令和6年) 3月22日~4月12日
事業者アンケート 市内事業所 (無作為抽出)		300 社	96 社	32.0%	
親子アンケート 小学5年生 市内の市立小学校	学校配布 学校で回収又は WEB 回答	2,027 人	549 人	27.1%	2024 年(令和6年) 5月28日~6月21日

※アンケートの各選択肢の構成比(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。

### (2) 市民アンケートの結果

#### 【問1】回答者の属性

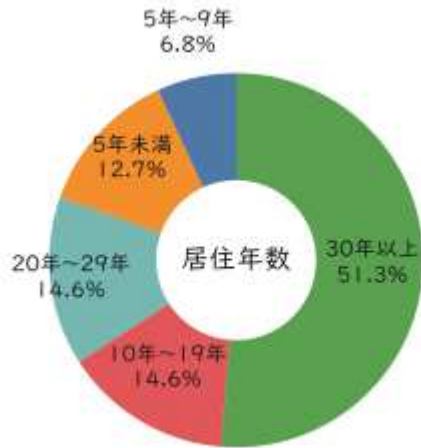
##### 年齢・性別・居住地区

(単位:%)

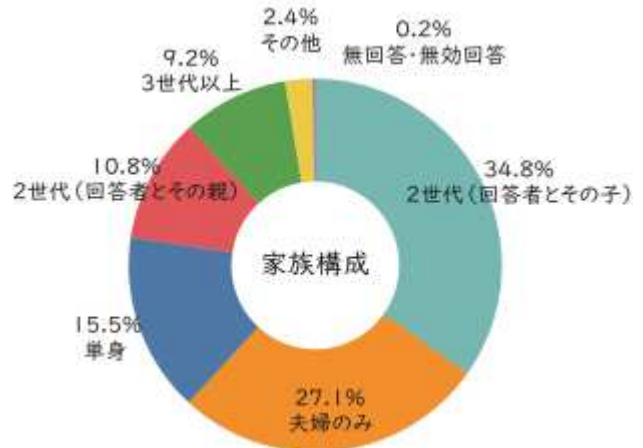
	旧佐賀市		大和地区		川副地区		久保田地区		諸富地区		東与賀地区		富士地区		三瀬地区	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
10歳代	0.2	0.5	0.2	0.2	0	0	0.2	0	0	0	0	0.2	0	0	0	0
20歳代	1.2	2.4	0.2	0	0	0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30歳代	2.8	4.7	0.2	0	0.2	0.2	0.2	0.2	0	0	0.2	0.5	0	0	0	0
40歳代	3.8	5.6	0.5	0.5	0.2	0.2	0.7	0.2	0	0	0.2	0.2	0	0	0	0
50歳代	5.9	5.6	0.9	0.7	0.7	0.5	0.2	0.5	0.2	0.2	0	0.5	0	0	0	0
60歳代 以上	17.4	22.8	2.8	2.8	1.2	1.9	0.2	1.2	1.2	1.4	0.5	0.5	0.7	0	0	0.2

※無回答・無効回答:1.4%

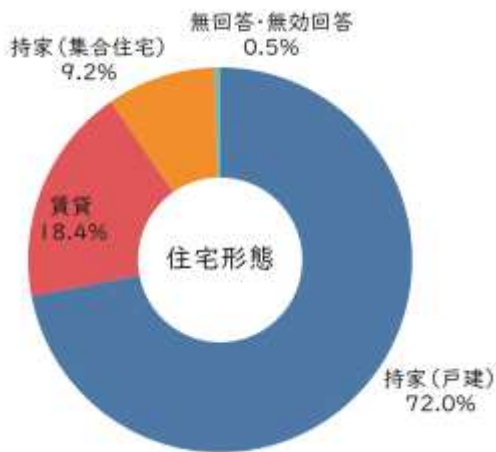
### 居住年数



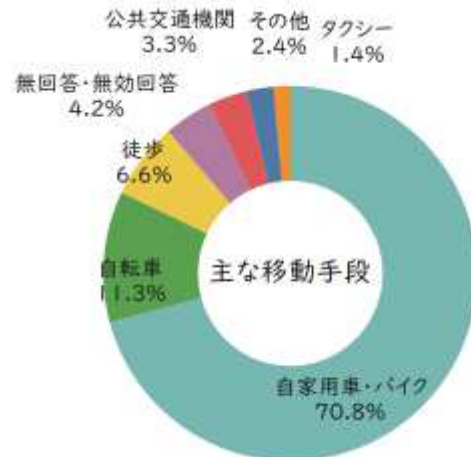
### 家族構成



### 住宅形態



### 主な移動手段



### 職業

(単位:%)

農林漁業	5.4	教育・学習支援業	3.8
建設業	4.9	医療・福祉	8.7
製造業	4.2	その他サービス業	11.8
卸売・小売業	4.5	公務	5.6
宿泊業・飲食サービス業	2.1	その他	47.1
		無回答・無効回答	1.9

## 【問2】現在の佐賀市の環境に関する満足度と重要度（各項目単一回答）

### 現在の満足度

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答・無効回答
自然の豊かさ	31.3%	46.6%	15.3%	4.5%	0.5%	1.9%
自然や動植物とのふれあいの場の多さ	11.8%	24.7%	39.8%	17.4%	3.3%	3.1%
自然景観・田園景観の美しさ	26.6%	44.9%	19.1%	5.4%	1.2%	2.8%
空気のきれいさ	32.7%	41.4%	17.4%	4.9%	0.9%	2.6%
水辺・河川のきれいさ	12.9%	32.5%	26.1%	17.6%	8.0%	2.8%
クリークのきれいさ	8.2%	23.1%	31.1%	22.4%	12.5%	2.8%
海のきれいさ	8.2%	21.4%	45.2%	14.1%	4.7%	6.4%
まちの静けさ(騒音・振動)	16.2%	43.8%	22.8%	12.5%	2.8%	1.9%
まちの清潔さ	14.1%	44.0%	28.7%	9.6%	1.2%	2.4%
まち並みの美しさ	11.1%	30.8%	39.3%	14.1%	2.4%	2.4%
まちの緑の多さ	18.4%	41.4%	28.0%	8.5%	1.9%	1.9%
史跡・文化財などの豊富さ	11.8%	33.6%	43.1%	7.5%	1.9%	2.1%
環境を守る市民意識の高さ	3.1%	23.5%	51.1%	15.8%	4.7%	1.9%
環境保全活動への参加のしやすさ	3.5%	16.7%	62.1%	11.8%	2.8%	3.1%

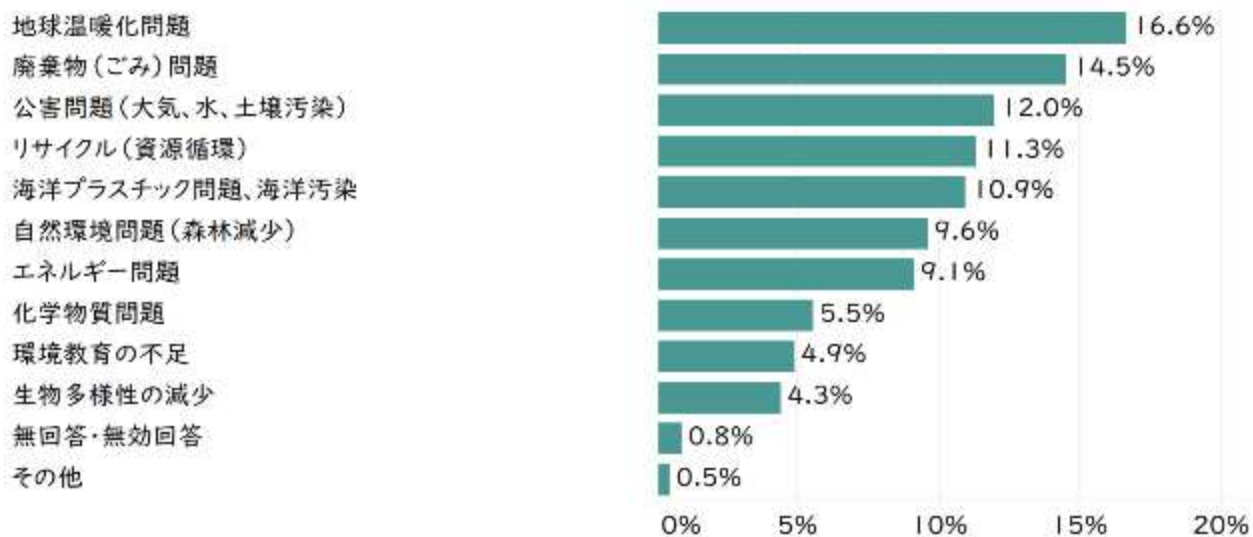
### 今後の重要度

	重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない	無回答・無効回答
自然の豊かさ	41.9%	34.6%	11.8%	4.5%	1.2%	6.1%
自然や動植物とのふれあいの場の多さ	22.6%	41.2%	24.2%	4.0%	1.6%	6.4%
自然景観・田園景観の美しさ	40.0%	37.2%	13.2%	3.3%	0.2%	6.1%
空気のきれいさ	58.4%	27.8%	6.4%	1.6%		5.9%
水辺・河川のきれいさ	55.1%	32.0%	5.9%	0.9%	0.2%	5.9%
クリークのきれいさ	48.7%	34.6%	9.9%	1.2%	0.2%	5.4%
海のきれいさ	50.1%	26.8%	13.4%	1.2%		8.5%
まちの静けさ(騒音・振動)	40.2%	39.8%	11.3%	2.8%		5.9%
まちの清潔さ	54.4%	31.1%	7.3%	1.9%		5.4%
まち並みの美しさ	44.0%	37.9%	11.3%	2.1%		4.7%
まちの緑の多さ	40.7%	39.1%	12.2%	2.6%	0.5%	4.9%
史跡・文化財などの豊富さ	27.3%	41.2%	21.9%	3.5%	0.9%	5.2%
環境を守る市民意識の高さ	44.0%	33.4%	14.8%	2.6%	0.5%	4.7%
環境保全活動への参加のしやすさ	26.6%	38.1%	24.7%	3.8%	1.4%	5.4%

### 【問3】愛着を感じる佐賀市の環境や場所、風景（自由回答）

本編21ページ参照

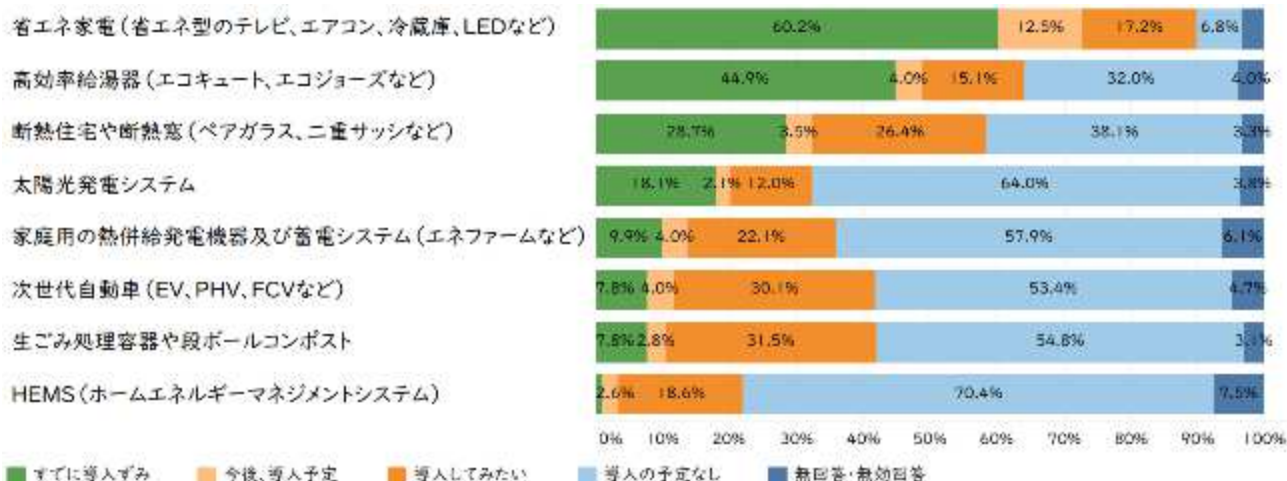
### 【問4】関心の高い環境問題（複数回答）



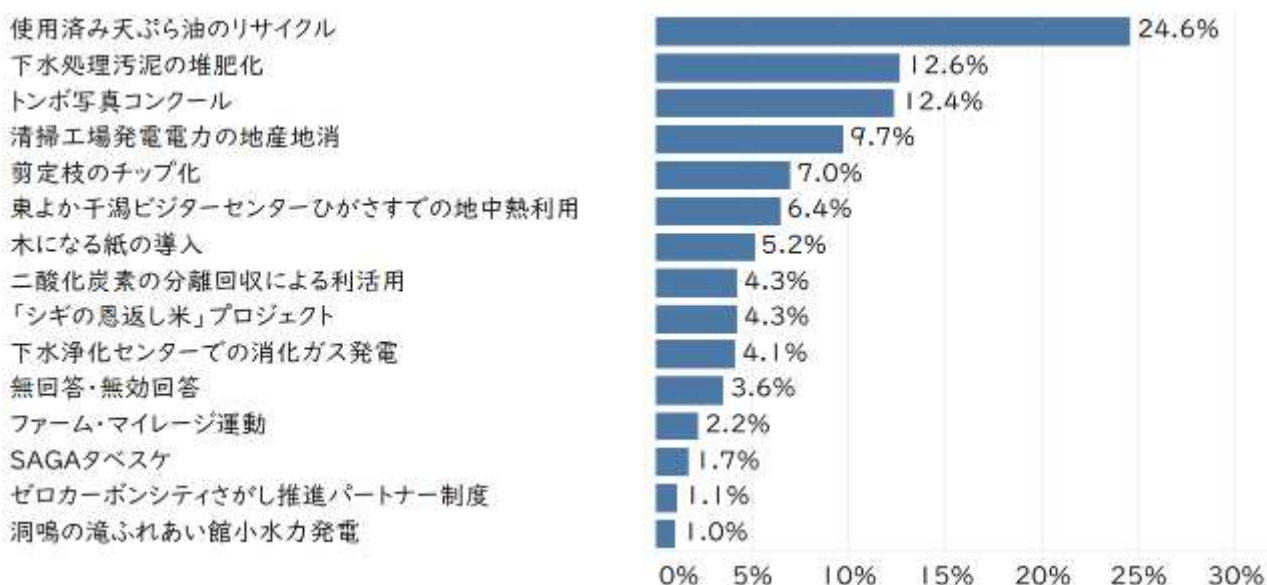
【問5】環境に配慮した取組の状況(各項目単一回答)

	いつもしている	できるだけしている	あまりしていない	全くしていない	該当しない	無回答・無効回答
冷房時の室温は、28℃を目安にする	26.6%	38.4%	20.9%	9.2%	2.4%	2.6%
暖房時の室温は、20℃を目安にする	24.5%	36.7%	23.1%	9.6%	3.3%	2.8%
冷暖房時にはサーキュレーターを併用する	15.8%	20.5%	19.5%	20.5%	14.6%	9.2%
使っていない部屋の明かりをこまめに消す	64.0%	28.0%	4.2%	0.7%	0.5%	2.6%
テレビを見ないときは消す	58.6%	28.2%	8.0%	1.9%	0.5%	2.8%
部屋を片付けてから掃除機をかける	45.6%	34.4%	13.9%	0.9%	1.6%	3.5%
冷蔵庫を開ける時間をできるだけ短くする	44.7%	42.8%	9.2%	1.2%		2.1%
ガスコンロは、炎がなべ底からはみ出さないように調節する	40.2%	25.6%	6.1%	1.6%	21.4%	4.9%
こまめにシャワーを止める	44.7%	34.1%	12.0%	0.5%	4.5%	4.2%
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める	63.1%	15.5%	8.7%	2.8%	6.1%	3.8%
洗濯物はまとめて洗う	52.9%	32.2%	9.2%	1.4%	1.6%	2.6%
近くに出かけるときは、マイカーを使わず徒歩か自転車を利用する	21.6%	26.6%	29.6%	10.6%	8.2%	3.3%
車の運転の際には一定の速度で走ることを心がけ、急発進、急加速しないようにする	37.4%	38.4%	6.8%	1.6%	11.8%	4.0%
バスや電車などの公共交通機関を利用する	10.8%	12.5%	30.4%	27.8%	15.1%	3.5%
無駄なアイドリングをやめる	40.0%	28.2%	11.8%	2.4%	11.3%	6.4%
食品を買うときは、手前ものから選んでいる	17.9%	42.6%	30.6%	3.1%	2.6%	3.3%
ご飯は残さず食べて、食べ残しのごみがでないようにする	50.4%	42.4%	4.0%	0.7%	0.2%	2.4%
外出するときは水筒を持っていく	30.1%	33.2%	22.4%	8.0%	3.5%	2.8%
スーパー等の資源物回収(トレイやペットボトル、紙類など)を利用する	35.1%	27.1%	17.4%	12.2%	5.6%	2.6%
使用済み天ぷら油のリサイクルに協力している	19.3%	16.2%	22.8%	24.7%	13.2%	3.8%
買い物のときは、リサイクル製品などの環境にやさしい商品を選んでいる	11.5%	36.7%	35.8%	9.2%	3.8%	3.1%
暑い日の夕方には打ち水をする	3.5%	16.0%	30.4%	37.4%	10.6%	2.1%
ペットの糞の始末など、飼育マナーを守る	21.9%	5.9%	1.2%	0.7%	64.7%	5.6%
もともと佐賀にいない生き物を、自然の中に解放したりしないようにする	24.7%	5.2%	1.2%	7.5%	55.3%	6.1%
「地域の川の清掃」や「地域の清掃」に参加する	38.4%	23.5%	12.9%	12.7%	10.1%	2.4%
たばこのポイ捨てや歩きタバコをしないようにする	22.6%	6.6%	0.9%	1.4%	63.1%	5.4%
ゴーヤなどの植物を窓や壁に育てる(緑のカーテン)	7.1%	12.2%	16.0%	40.9%	21.4%	2.4%
宅配ボックスを活用し、再配達を減らす	17.6%	19.3%	13.9%	22.6%	23.3%	3.3%
環境問題について家族や友人・知人と話す	6.6%	21.2%	47.8%	17.2%	5.4%	1.9%

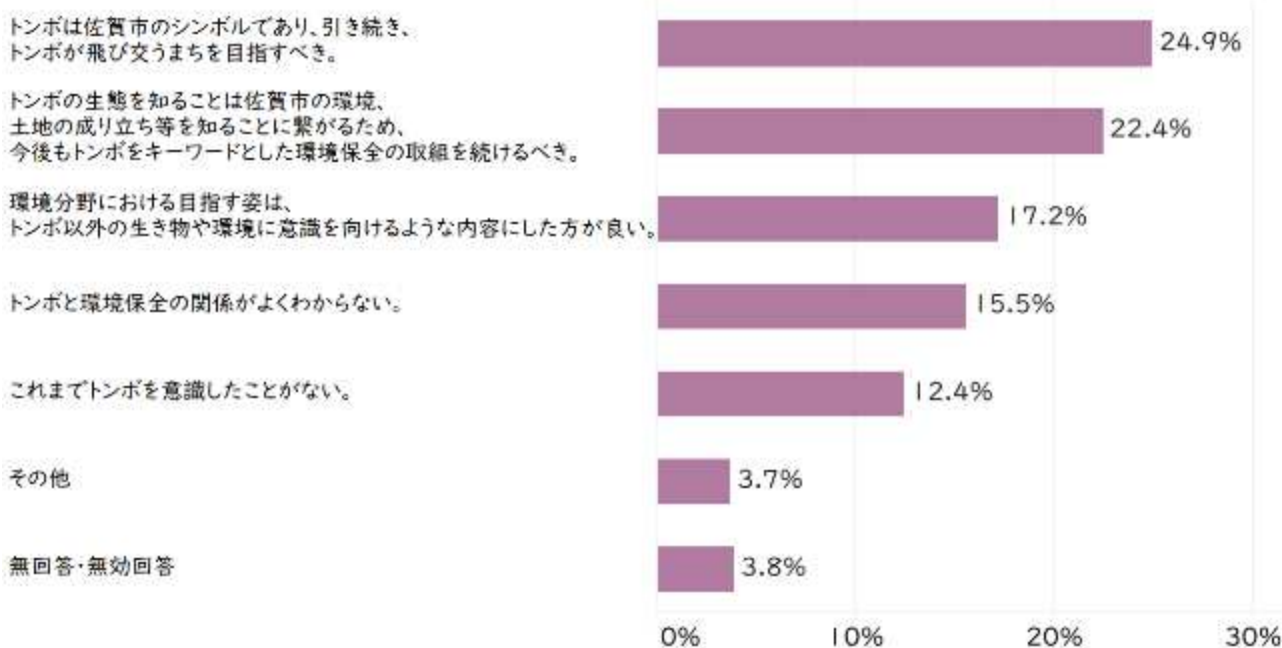
### 【問 6】環境に配慮した製品の利用状況（各項目単一回答）



### 【問 7】知っている市の取組（複数回答）



### 【問 8】トンボに対するイメージ（複数回答）



### (3) 事業者アンケートの結果

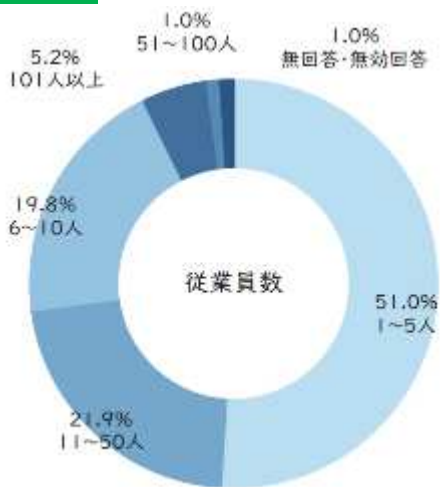
#### 【問1】回答者の属性

業種

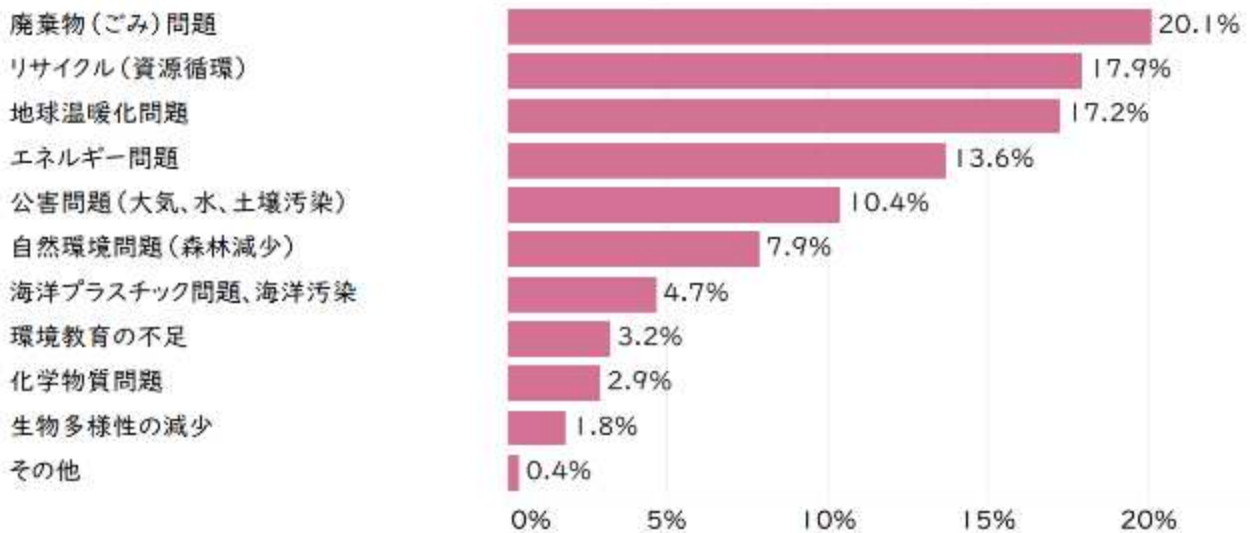
(単位:%)

農林漁業	1.0	教育・学習支援業	1.0
建設業	19.8	医療・福祉	13.5
製造業	6.3	その他のサービス業	16.7
卸売・小売業	20.8	公務	0
宿泊業・飲食サービス業	3.1	その他	15.6
		無回答・無効回答	2.1

従業員数



#### 【問2】関心の高い環境問題(複数回答)



#### 【問3】環境問題に取り組んでいる理由(複数回答)

本編25ページ参照

#### 【問4】環境問題に取り組んでいる体制(単一回答)

本編25ページ参照

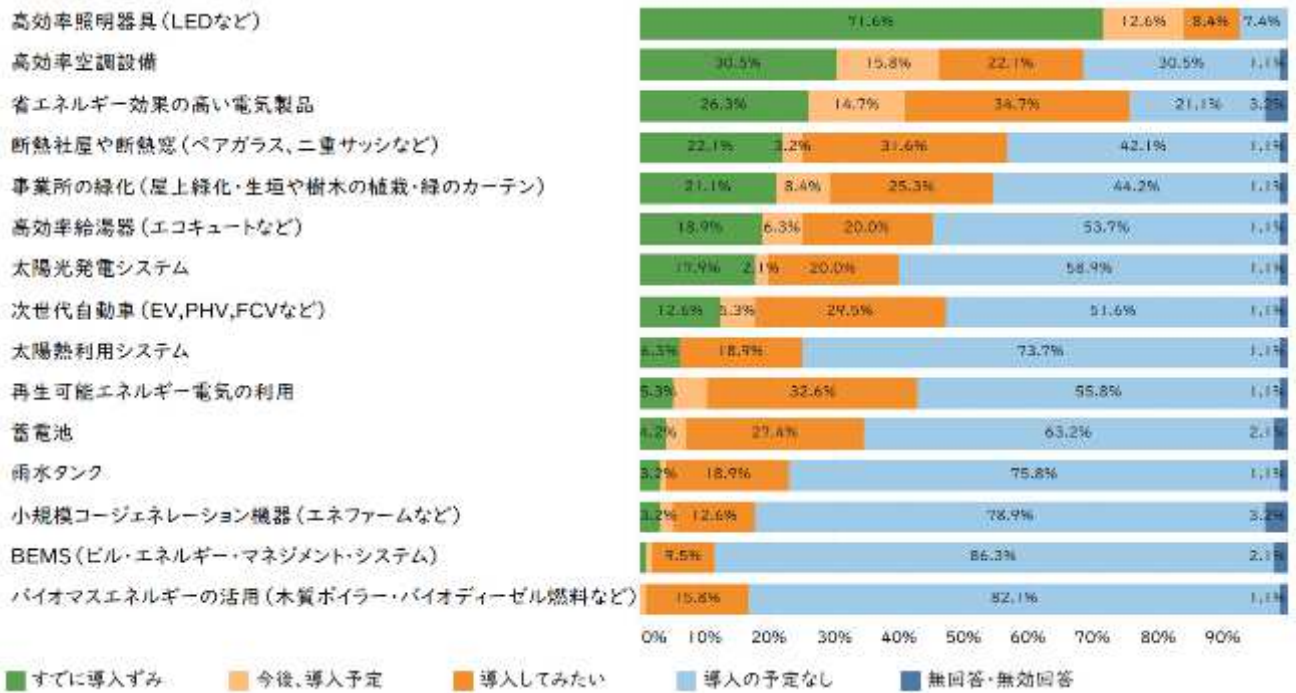
**【問5】環境問題への取組を進める上での課題（複数回答）**

本編26ページ参照

**【問6】環境に配慮した取組状況（各項目単一回答）**

	すでに取り組んでいる	取組を検討中	取り組む予定はない	該当しない	無回答・無効回答
エネルギー消費量（電気、ガス、石油類）を把握し削減目標を決め、実行する	46.3%	23.2%	16.8%	11.6%	2.1%
昼休みは消灯し、OA 機器などの電源や照明はこまめに切る	61.1%	15.8%	12.6%	8.4%	2.1%
終業時間前に冷暖房の電源を停止し、余熱を有効利用する	41.1%	27.4%	21.1%	10.5%	
クールビズ、ウォームビズに取り組む	53.7%	16.8%	11.6%	15.8%	2.1%
冷房時の室温は28℃、暖房時の室温は20℃にする	35.8%	33.7%	18.9%	10.5%	1.1%
冷暖房時にはサーキュレーターを併用する	45.3%	16.8%	21.1%	15.8%	1.1%
暑い日の夕方には打ち水をする	17.9%	18.9%	30.5%	30.5%	2.1%
環境にやさしい商品購入（グリーン購入）をする	30.5%	33.7%	16.8%	17.9%	1.1%
休日及び夜間のエレベーターの運転台数を調整する	2.1%	1.1%	3.2%	92.6%	1.1%
環境保全のためにできる、その事業所ならではの取組について話し合い、実践する	13.7%	40.0%	24.2%	21.1%	1.1%
断熱材の利用や太陽光発電設備の導入など、省エネルギー型や創エネルギー型の建築に努める	21.1%	17.9%	28.4%	31.6%	1.1%
バイオマス燃料など、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用に努める	3.2%	11.6%	26.3%	56.8%	2.1%
外出する際は、公共交通機関や自転車を利用する	7.4%	15.8%	47.4%	27.4%	2.1%
マイカー通勤を自粛する	3.2%	8.4%	64.2%	23.2%	1.1%
事業用車両などは運行管理を行い、効率的に利用する	48.4%	9.5%	13.7%	26.3%	2.1%
車に乗るときはアイドリングストップや急発進をしないなどエコドライブを実践する	67.4%	11.6%	7.4%	13.7%	
鉄道などの大量輸送機関を活用するなど物流の効率化を図る	6.3%	5.3%	12.6%	74.7%	1.1%
事業活動にあたっては生きものやその生育・生息環境との共生に努める	15.8%	18.9%	10.5%	52.6%	2.1%
地域の清掃活動や緑化活動、リサイクル活動などに参加する	44.2%	26.3%	15.8%	12.6%	1.1%
建物や看板などについては、周囲の景観と調和するように配置する	52.6%	13.7%	7.4%	24.2%	2.1%
事業活動における騒音・振動などの発生防止に努める	56.8%	11.6%	1.1%	29.5%	1.1%
広告灯、サーチライトなどの屋外照明が近隣住民に不快感を与えないように配慮する	54.7%	8.4%	1.1%	34.7%	1.1%
事業活動における排水による水質汚濁の防止に努める	54.7%	7.4%	6.3%	30.5%	1.1%
環境管理システム（ISO14001、EA21 など）を導入し環境に配慮した事業活動の実践に努める	10.5%	16.8%	33.7%	37.9%	1.1%
省エネルギー診断を受診する	3.2%	14.7%	46.3%	34.7%	1.1%

**【問 7】環境に配慮した設備の導入状況（各項目単一回答）**



**【問 8】環境配慮のための取組活動において市に希望する支援（複数回答）**

本編26ページ参照

#### (4) 親子アンケートの結果

##### 【問1】回答者の校区

(単位:%)

高木瀬小学校	10.7	金立小学校	2.0
兵庫小学校	8.0	春日北小学校	2.0
北川副小学校	6.6	大詫間小学校	2.0
鍋島小学校	6.2	西川副小学校	1.8
東与賀小学校	5.5	日新小学校	1.8
神野小学校	4.6	諸富南小学校	1.5
開成小学校	4.4	松梅小学校	1.5
新栄小学校	4.4	西与賀小学校	1.5
赤松小学校	4.4	久保泉小学校	1.3
春日小学校	3.8	南川副小学校	1.3
思斉小学校	3.3	勸興小学校	1.1
本庄小学校	3.1	諸富北小学校	1.1
循誘小学校	2.9	富士小学校	0.7
若楠小学校	2.6	北山小学校	0.7
川上小学校	2.2	中川副小学校	0.5
芙蓉小学校	2.2	北山東部小学校	0.4
嘉瀬小学校	2.0	三瀬小学校	0.2
巨勢小学校	2.0		

**【問 2】現在の佐賀市の環境に関する満足度(各項目単一回答)**

	そう思う	少しそう思う	わからない	あまりそう思わない	そう思わない
空気がさわやか(きれい)だ	41.5%	37.0%	2.7%	15.1%	3.6%
うるさい音がなく静かだ	39.3%	34.4%	0.5%	16.2%	9.5%
川や池などの水がきれいだ	16.2%	27.5%	0.9%	36.2%	19.1%
クリークの水がきれいだ	10.9%	23.0%	7.5%	36.1%	22.6%
水遊びができる場所があり、利用しやすい	10.6%	14.6%	5.8%	29.3%	39.7%
木や草花をよく見ることができる	52.1%	32.1%	1.5%	12.4%	2.0%
鳥や虫などの生き物をよく見かける	60.3%	29.9%	0.9%	7.3%	1.6%
佐賀市の歴史を学ぶことができる	26.0%	32.6%	7.7%	23.7%	10.0%
田んぼや畑のある風景がきれいだ	43.9%	35.2%	2.7%	12.2%	6.0%
建物などまちの景色がきれいだ	21.9%	35.3%	4.7%	28.1%	10.0%
環境問題について勉強しやすい	17.5%	35.7%	11.7%	26.2%	8.9%
環境についての情報が多い	15.1%	29.7%	12.6%	31.3%	11.3%
ごみ拾いなどの環境を守る活動が行われている	36.4%	38.1%	6.4%	14.9%	4.2%
ごみを少なくする生活ができています	22.6%	40.6%	6.0%	25.1%	5.6%
ごみをリサイクルする活動ができています	36.1%	40.4%	4.6%	15.1%	3.8%
ごみのポイ捨てがなく、まちがきれい	17.1%	41.0%	1.6%	28.1%	12.2%

**【問 3】今後の佐賀市の環境に関する重要度(各項目単一回答)**

	大切だと思う	少し大切だと思う	わからない	あまり大切だと思わない	大切だと思わない
空気がさわやか(きれい)だ	91.8%	6.7%	0.9%	0.5%	
うるさい音がなく静かだ	77.2%	19.9%	0.9%	2.0%	
川や池などの水がきれいだ	87.4%	10.0%	1.3%	1.1%	0.2%
クリークの水がきれいだ	81.2%	14.6%	2.9%	1.1%	0.2%
水遊びができる場所があり、利用しやすい	61.0%	27.0%	2.6%	8.4%	1.1%
木や草花をよく見ることができる	81.1%	15.7%	1.5%	1.6%	0.2%
鳥や虫などの生き物をよく見かける	74.1%	19.1%	1.8%	4.7%	0.2%
佐賀市の歴史を学ぶことができる	61.6%	29.5%	2.6%	5.1%	1.3%
田んぼや畑のある風景がきれいだ	68.9%	25.3%	1.8%	3.5%	0.5%
建物などまちの景色がきれいだ	63.0%	29.0%	1.8%	5.8%	0.4%
環境問題について勉強しやすい	66.8%	25.0%	2.6%	4.9%	0.7%
環境についての情報が多い	66.1%	24.8%	3.6%	5.3%	0.2%
ごみ拾いなどの環境を守る活動が行われている	81.4%	15.1%	2.0%	1.5%	
ごみを少なくする生活ができています	80.9%	15.3%	2.2%	1.1%	0.5%
ごみをリサイクルする活動ができています	83.2%	14.0%	1.8%	0.7%	0.2%
ごみのポイ捨てがなく、まちがきれい	87.4%	9.5%	1.5%	1.1%	0.5%



## 8. 関連用語集

### 英数字

#### 3010 運動

宴会などから出る食べ残しを削減するため、開始後30分と終了前10部は離籍せず食事を楽しむ運動のこと。

#### 3R+Renewable

Reduce (リデュース=発生抑制)、Reuse (リユース=再使用)、Recycle (リサイクル=再生利用)の頭文字をとった3R に再生可能な資源へ代替する「Renewable」を加えたもの。

#### BOD (生物化学的酸素要求量: Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。河川の有機汚濁の状況の測定に使用される。値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

#### COD (化学的酸素要求量: Chemical Oxygen Demand)

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。海域及び湖沼の有機汚濁の状況の測定に使用される。値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

#### DX (デジタルトランスフォーメーション: Digital Transformation)

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

#### EV (電気自動車)

電動モーターで車を駆動させるもので、車内に蓄電池を搭載。走行時に CO<sub>2</sub> や排気ガスを排出しない。

#### FCV (燃料電池自動車)

水素と酸素の化学反応によって電気を発生させる「燃料電池」を搭載し、その電気で走行する。走行

時発生するのは水蒸気のみで CO<sub>2</sub> や排気ガスを排出しない。

#### FSC マーク

適切な森林管理によって生産された林産物と、その林産物を使用した製品に付与される認証マーク。消費者は、FSC マークを目印に製品を選ぶことで、森林の生物多様性を守り、地域社会や先住民族、労働者の権利を守りながら適切に生産された製品を選んで購入することができる。

#### ICT (Information & Communications Technology)

コンピュータネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

#### ISO 14001 (International Organization for Standardization 14001)

国際標準化機構 (ISO) が制定した国際的な各種規格のうち、環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステム (環境マネジメントシステム) をいう。

#### Jクレジット制度

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。この制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

#### PDCA サイクル

業務プロセスのマネジメント手法の一種で、「Plan (計画)」「Do (実施)」「Check (確認)」「Action (改善)」の頭文字をとったもの。「最初に目標や行動計画を策定し、それに基づいて行動し、その結果を把握・検証し、必要に応じて改善する」という一連のプロセスを繰り返し行うことにより、業務を継続的に改善していくことが可能となる。

#### ZEH (Net Zero Energy House)

住宅で使う一次エネルギー (電気に変換される前の石炭や天然ガスなどのエネルギー資源) の年間消費量が、おおむねゼロの住宅のこと。

## あ行

### アイドリングストップ

温室効果ガスの排出量を抑制し、燃料の無駄使いを無くすために、自動車のエンジンを駐停車時に一時停止させること。

### 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物（事業活動に伴って生じたごみのうち、廃棄物の処理及び清掃に係る法律及び同施行令で規定されている 20 種類に当たるもの）以外のもの。

### エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法として環境省が設けた環境活動評価プログラムのこと。

### エコドライブ

車の利用に伴って排出される温室効果ガスを削減するために、急発進・急加速・急ブレーキをなるべく抑えたり、アイドリングストップを徹底するなど、環境に配慮した運転を行うこと。

### エコプラザ

本市の環境を豊かにするために、ごみの減量、資源の有効利用、自然環境等、環境に関する情報を発信するとともに、科学的に正しい知識に基づいて環境のことを分かりやすく学んでもらうことを目的とした、本市の環境学習の拠点であり、清掃工場内に設置されている。

### エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

### 屋外広告物

はり紙や看板など、屋外に常時又は一定の期間継続して表示される広告物のこと。本市では、2007年（平成19年）7月に佐賀市屋外広告物条例を制

定し、屋外広告物に一定のルールを設けている。

### 温室効果ガス

地球表面部から宇宙へ放出される熱線（赤外線）を吸収するガス（気体）の総称で、このガスの層と地表面間を温室のように暖める効果がある。代表的なものは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などである。

## か行

### 外来生物（外来種）

元々はその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のこと。国外からの持ち込みだけでなく、国内の他地域から持ち込まれる場合も含む。外来生物の侵入は、在来種（元々その地域にいる生物）の減少や農林漁業への悪影響、病気の持ち込みなどの問題を引き起こすことがある。

### 化学物質

元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物のこと。身の回りでは様々な化学物質が使用されているが、体内に取り込むと「シックハウス（スクール）症候群」や「本態性多種化学物質過敏状態（化学物質過敏症）」などの健康被害を引き起こす場合がある。

### 学校版環境 ISO

環境にやさしい学校づくりをめざして考えられた本市独自の認定制度。2010年度（平成22年度までに全ての佐賀市立小中学校が認定を取得した。子どもたちが環境について自ら考え、目標を設定し、環境を保全する活動を企画・実践している。

### カーボンニュートラル

環境化学の用語の一つで、何かを生産したり、一連の人為的活動を行ったりした際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念のこと。

### 環境教育

自然との調和に基づく持続可能な社会づくりを目的とする教育。2003年（平成15年）に環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する

法律が成立した。

### 環境基本条例

本市の環境の保全及び創造についての基本理念や市民・事業者・市の役割などを明らかにし、環境への負荷が少なく持続的な発展が可能な社会を構築し、もって地球環境の保全に貢献していくため、2005年(平成17年)10月に制定、2007年(平成19年)10月に施行された。

### 環境行動指針

本市の望ましい環境像の実現に向けた環境の保全及び創造を進める上で、市民・事業者の各主体が主に日常的な生活・行動・活動を行う際に配慮すべき事項を示したもの。

### 環境報告書(e-ガイド)

本市の環境報告書のこと。本市の環境の現状や環境に関する情報、環境の保全・創造への取組状況などについて報告している。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

### 環境マネジメントシステム(EMS:

#### Environmental Management System)

事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等の仕組みが「環境マネジメントシステム」である。

### 間伐材

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて一部を伐採(間引き)し、残存木の生長を促進する作業を「間伐」といい、この作業により生産された丸太が「間伐材」である。

### グリーン購入

環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで

物を買ったり、サービスの提供を受けること。2002年(平成14年)4月施行の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」による。

### グリーンツーリズム

みどり豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の総称。都市住民の自然・ふるさと志向とこれに呼応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き。特に、都市と農山漁村の交流を求める動きを背景として、農林水産省が主導している。

### グリーン電力証書

温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーによって発電された自然エネルギーの環境価値を取引ができるように切り出した証書。

### 下水道等エリアマップ

本市全域を対象に、地区単位での汚水処理方式を「集合処理」と「個別処理」に区分けた計画。

### 公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

### 公共下水道

下水道法で定められる下水道のうち、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場(下水処理場)を有し、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠(地下に埋設された管)である構造のもの。

### 耕作放棄地

農林水産省の統計調査(農林業センサス)における区分であり、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

## さ行

### 再エネ 100 宣言 REAction

企業、自治体、教育機関、医療機関等の電力需要家が使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示すことで市場や政策を動かし、社会全体の再エネ利用 100%を促進する枠組み。

### サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることをめざし、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

### サーマルリカバリー

廃棄物（主にプラスチック）を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

### 最終処分場

生活環境の保全上支障の生じない方法で、廃棄物を適切に貯留し、かつ生物的、物理的、化学的に安定な状態にすることができる埋立地及び関連付帯設備を併せた総体の施設。

### 再生可能エネルギー

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に温室効果ガスをほとんど排出しないエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが該当する。

### 佐賀市アダプトプログラム（さわやかマイタウン SAGA）

道路や公園などの公共の場所において、市民や団体が、自分のできる範囲で実施する清掃などの環境美化活動のこと。

### 市営浄化槽

公共下水道事業、農業集落排水事業の対象地区以外において、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行うこと。

### 次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等のこと。二酸化炭素の排出が少ない、又は全く排出しない、あるい

は燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。

### 自然共生社会

将来にわたって自然の恵みを楽しむことができる人間と自然が調和した社会のこと。適度に管理することで自然環境や生物の多様性が保たれる。

### 循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会に代わるものとして提示された概念。3R が徹底されることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会のこと。

### 消化ガス発電

下水の処理時に発生するメタンを主成分とするガスを用いて発電を行うもの。

### 小水力発電

中小河川や農業用水等を流れる水のエネルギーを利用した小規模な水力発電のこと。

### 親水空間

四囲の外界や周囲の事物が水との親和性があること。

### 森林経営管理制度

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。

### 涼み処

熱中症対策のため、一時的に暑さをしのぐ休憩場所として市内の公共施設や民間施設など冷房設備がある施設を「涼（すず）み処（どころ）」として開放している。それぞれの施設の開放時間内であれば、自由に利用することができる。

### 生態系

生物とそれらを取りまく環境をまとめて指す。小さな水たまりから地球全体まで、様々な規模で捉える

ことができる。

### 生物多様性

生物の多様さ(種の多様性、遺伝的多様性など)と、その生息環境の多様さ(生態系の多様性)を合わせていう。

### 創エネルギー

エネルギーを創出すること。太陽光やバイオマスを利用した発電設備、水素と酸素から電力を生成する燃料電池、発電と同時に排熱の有効利用を行うコージェネレーションシステム等の導入などの取組がこれに当たる。

### 藻類

光合成を行う生物のうち、主に地上に生息するコケ植物、シダ植物、種子植物を除いたものの総称であり、淡水や海水といった水中に生息するものが最も多い。身近な藻類としてはノリやワカメなどが挙げられる。本市では、藻類のうち、資源を取り出すことができるユーグレナやヘマトコッカスといった微細藻類に関連する産業の集積をめざしている。

## た行

### 堆肥化

生ごみ、落ち葉、樹木の剪定くずなどの有機物を、微生物の働きによって発酵させて堆肥に変えること。

### 太陽光発電

光を受けると電気エネルギーを発生する「太陽電池」を利用して、太陽光を直接電気に変換する発電方式。

### 多自然型護岸

治水・利水の機能を確保しつつ、生物の良好な生息環境に配慮した美しい景観を保全あるいは創出する川づくりのための護岸整備方法の一種。

### 脱炭素経営

気候変動対策や脱炭素の視点を織り込んだ企業経営のこと。

### 地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環さ

せ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方。

### 地球温暖化

二酸化炭素に代表される温室効果ガスの増加により地表面の気温が上昇し、地球全体がまるで「温室」の中のように温くなる現象。

### 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減をめざす計画。

### 地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。地域経済の活性化、食料自給率の向上につながるほか、輸送にかかるエネルギーを抑えられるため、地球温暖化対策としても高い効果が期待できる。

### 地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。地中の温度は一定であり、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴がある。この特徴を利用して効率的な冷暖房を行うことが可能である。

### 中小企業向け SBT

企業が設定する温室効果ガス排出削減目標である SBT (Science Based Targets) を中小企業向けに簡素化したもの。

### デコ活

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動。二酸化炭素を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を意味する"活"を組み合わせた新しい言葉。

### 出前講座

職員が出向いて市政の仕組みや制度、事業の内容などを分かりやすく説明する制度。

## 特定外来生物

外来生物のうち海外起源の生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるとして国から指定された生物のこと。

## な行

### 生ごみ処理容器

家庭などから出る生ごみを焼却処理せず、排出者自ら処理するために使用する容器。生ごみに手を加えて堆肥(コンポスト)化する「堆肥化型処理容器」、微生物や酵素の力で生ごみを分解する「分解処理容器」など、様々な種類がある。

### 鉛給水管

道路に埋められた水道管(配水管)から分岐して各家庭に引き込まれている水道管(給水管)のうち鉛製のもの。

### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)

温室効果ガスのうち、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいとされているもの。化石燃料の消費や廃棄物の焼却等によって排出され、吸収源である森林の減少も重なって、大気中の二酸化炭素は年々増加している。

### ネイチャーポジティブ(自然再興)

生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せること。

### 農業集落排水

農業集落から排出されるし尿、生活雑排水などの汚水のこと。

### 野焼き

地面でそのまま行う焼却及びドラム缶や法定基準を満たさない焼却炉を使う焼却のこと。煙や臭い、灰等で周辺住民に迷惑がかかることもあり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では原則として禁止されている。

## は行

### バイオ炭

生物資源を材料とした、生物の活性化および環

境の改善に効果のある炭化物のこと。

### バイオディーゼル燃料

菜種油などの植物油、使用後の天ぷら油などの廃食用油から作られるディーゼル燃料。軽油の代替燃料として活用されている。

### バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。燃焼時に温室効果ガスの発生が少ない再生可能エネルギーとして注目されている。

### 廃棄物発電

ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、高温高圧の蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うもの。化石燃料の使用削減につながることから温暖化対策としても注目されている。

### 排出係数

生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標|単位当たりの温室効果ガス排出量。電力会社の排出係数(t-CO<sub>2</sub>/kWh)とは、電力会社が電気1kWhを生産することで排出する温室効果ガス量であり、これを電気使用者の使用量(kWh)に乗じることで、電気の使用に係る温室効果ガス排出量が算定される。

### 風致地区

都市の自然風致(樹林、水辺などの自然豊かな土地、郷土的意義の高い土地、みどり豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境)を維持するために指定される地区。本市では、神野公園を中心とした神野公園風致地区と佐嘉神社松原神社を中心とした松原公園風致地区の2か所が指定されている。

### フードシェアリングサービス

売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングするサービスのこと。

### フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要とし

ている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

### フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を市民団体等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ寄付する活動のこと。

### 不法投棄

廃棄物を適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路、公園等に捨てる行為のこと。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反者には罰則がある。

## ま行

### マイクロプラスチック

直径が5mm以下のプラスチックのこと。

### 見える化

事業活動や生活活動に伴い排出される温室効果ガスの排出量を可視化することの総称で、地球温暖化対策の推進手法の一つとして着目されている。

### 木質バイオマス

バイオマスのうち、伐採された枝葉、製材で生じる樹皮、のこくずなど樹木由来のもの。

## や行

### 横堤

神崎市神埼町から巨勢川までの延長1,650mの緑地帯。江戸時代に築造されたと推測され、現在では佐賀平野に残る貴重なグリーンベルト地帯となっている。

## ら行

### リサイクル(Recycle 再生利用)

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

### リデュース(Reduce 発生抑制)

環境負荷や廃棄物の発生を抑制するために必要以上の消費・生産を抑制すること。原材料の効率的な利用や使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製

品の長寿命化、環境負荷の高い材料を使用しないことなど、製品の設計・製造から流通段階などの配慮が必要となる。

### リユース(Reuse 再使用)

一度使用された製品又は製品のある部品をそのまま使用すること。

## わ行

### ワンコイン・シルバーパス

65歳以上の方を対象として、有効期間内は乗車区間にかかわらず、1乗車につき100円(ワンコイン)で佐賀市営バス全路線が利用できる乗車券のこと。

## 第3次佐賀市環境基本計画

---

佐賀市 環境部 環境政策課  
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号  
TEL:0952-40-7201  
FAX:0952-26-5901  
E-mail:kankyoseisaku@city.saga.lg.jp